

# 西宮夷神研究

日本書紀通釋 附錄 蓬室集

まさらぬ書 (飯田武郷翁の播磨紀行)

二十三日 明治二十五年七月 朝良秀ぬしを案内にて御社に詣つ世に西宮夷神

と申す主神は蛭兒神にます

あした、ぬ昔はいさやしら浪のをちのえびすも神ぞをさめし

## 序

凡そ祖先を祭祀せる神社、又は民衆の尊崇して奉齋せる神祇中には、其の對照たる神の御名を、子孫若くは崇敬者が悠久の間に訛信誤傳して、其の本位を雲霧の間に隔つるが如きものあるを見るは理に於て當に然るべからざる事ならずや。

然るに、斯かる神社が實際多數存在する現状なるは如何にも怪訝に堪へざる所なるが、これ畢竟中世敬神觀念の弛緩せる時代、尚いはゞ萬事をおほらかに看過せる時代の所産ならんも、如此は神國を以て誇とする我邦に於ては實に遺憾千萬の事なれば、速に調査研究して本然の體に復活するやうに努

めねばならぬことと思ふ。

爰に兵庫縣に於ても全國に著名なる縣社西宮神社の如き、世の通弊を免れず祭神及合殿神とも古來頗る紛雜せるものあるを見る。該社世襲の神職家吉井良秀翁之を歎く事年有り、翁は明治六年神社改正の際新に同神社に奉仕してより、餘暇あれば諸書を涉獵考覈し、且近代の學說をも斟酌検討し、又實地に就て其の調査研究を重ね、之を著作、又は雜誌等に發表して世に質すこと屢々なりしが、先年その職を辭退して賢息太郎君に譲られて後は、閑を利して益研鑽を深め、其業績愈々充實大成せられたり、仍つて此度これを「西宮夷神研究」と題して上梓せられんとし余にその序文を徵せらる。

余の不敏敢て當らずと雖も、折角の來意辭し難きものあれば披きて之を見るに、從來紛雜を極めたる西宮神社の御祭神及相殿神に就て多年の蘊蓄を傾け、所說周到論究懇切を極め殊に蛭兒神と夷神との非同神說を排して、全然同神に座すことを主張し、延て從來夷三郎殿といへるは一神の名に非ずして、夷神と三郎殿との兩神なりと云ふ喜田博士の所論を賛し更に其の三郎殿は侍ふ殿にして夷神の隨從神なりと斷じ、世俗の釣魚の像は侍ふ殿の像なる事を詳論せられたる如きは實に古今未發の良說にして余の最も賛成する所なり、其の他翁の新說と思はるゝ事項に至つては、今俄に盲從すること能はざるもの無きにあらずと雖も、其の詳論細說、委曲を盡して倦むことなき翁の熱誠と堅實とに至つては八旬に餘る老翁の業績とも覺えず、余の最も敬服讚歎世に推獎して措かざる所なり。

されば今後世人はこの書に據りて夷神に對する疑惑も解消し、かつ惠比須の所由にも通曉することを得て、惑ふ人無かるべし、尚末項官幣中社嚴島神社の有名なる夷神社に就いても眞摯なる所論あり、余曾て同神社に奉仕すること十餘年、いさゝか知る所あり、本書所說の如く同島には數多の夷神社ありて、本宮に近き荒胡子神社の如きは、翁の所說の如く仁安二年佐伯景弘の解狀に衣比須社とある社の後身に相違なく尚また本宮高舞台前なる門客人社、俗に沖の惠比須と稱する

社は、洵に西宮末社と同名にして、如何にも西宮と聯絡ありしものゝ如くに思はる。従つて所謂御島廻りに奉養する七浦七惠比須についても、現に公稱せらるゝ神名外に、大に研究を要すものあらんなど、往時を顧みて感慨淺からざるもの有り。

凡そ祭神の不明なるもの、或は古今相違のもの等獨り西宮神社に限らず、全國十一萬餘の神社中、その明細書と稱せらるゝ國家の公簿中にも、尚祭神不詳と註せられたる神社尠からざるものあるは神國日本として返すくも遺憾の事ならずや、輓近斯學の進歩は漸次かゝる不備不全を補ひ、神徳の光被漸く洽ねからんとするの時、翁の此の著ある真に愉快禁ずる能はざる所なり、仍つて不文を顧みず之を以て序となす。

昭和十年二月

京都稻荷山にて

高山昇

志るす

目次

緒言

一	蛭見神鎮座傳説	一
二	磐楢樟船漂著は妄説	五
三	蛭見に國と神との別有り	十四
四	夷神信仰と傀儡師	二十二
五	諸國に祭れる蛭見神	三十
六	蛭見神と夷神とは同神	五十一
七	夷三郎殿は二神にて一神の名に非ず	五十七
八	市の神とする蛭見神	六十五
九	推根津彦神は我蛭見神に非ず	六十九
十	三郎は侍ふの轉訛にて蛭見神に陪從せる浦人なり	七十二
十一	沖夷神は三郎殿なり	七十九

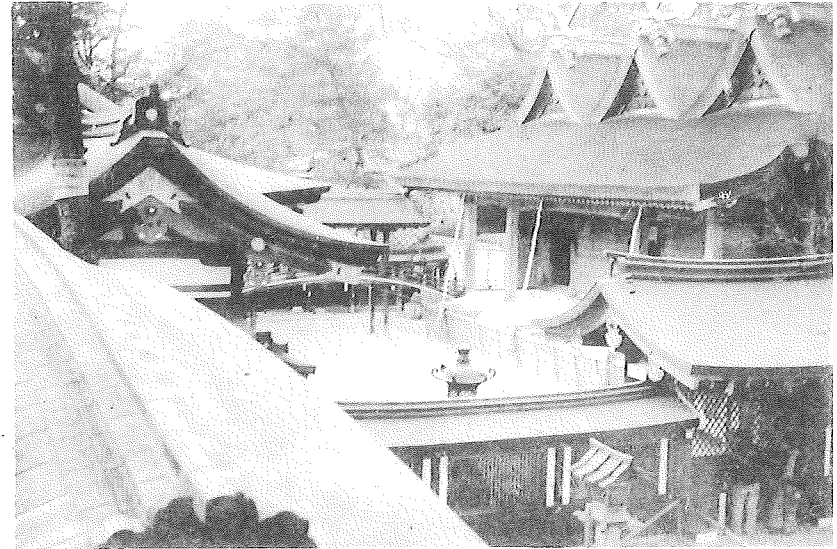
十二	荒夷神及荒夷神社	八十三
十三	夷神信仰の増進	八十九
十四	京洛中外の蛭見神社	九十八
十五	蛭見神の神紋	百〇三
十六	夷神は事代主神に非ず	百〇八
十七	大國主西神社と西宮 附廣田神社の配祀の八祖神	百二十七
十八	南宮神社と廣田神社	百三十七
十九	西宮神社合殿神	百六十七
二十	西宮神社客人神神像	百七十二
二十一	嚴島神社の夷神	百九十三

以上



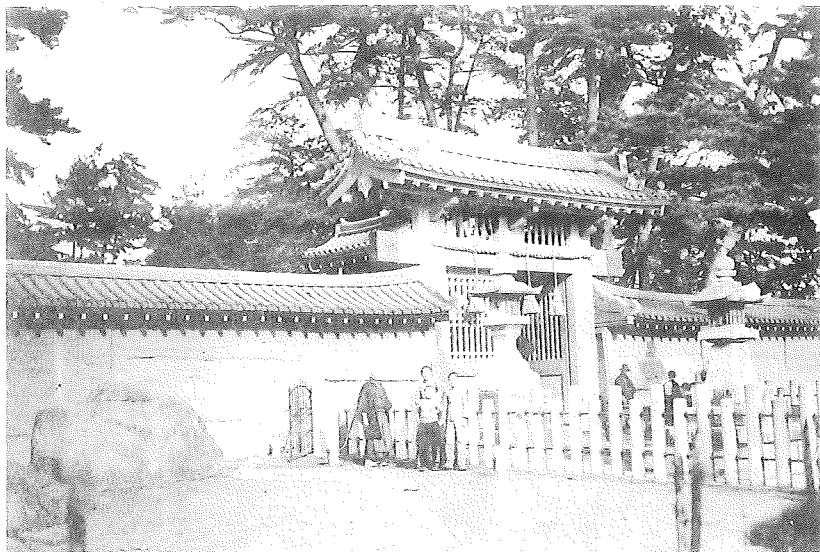
第三版

西宮神社表門大(寶國)内面  
左は練塀長四百六十分五分



第一版

西宮神社本殿(寶國)と東唐門と内庭也  
前は根屋社務所よ拜殿への渡り殿



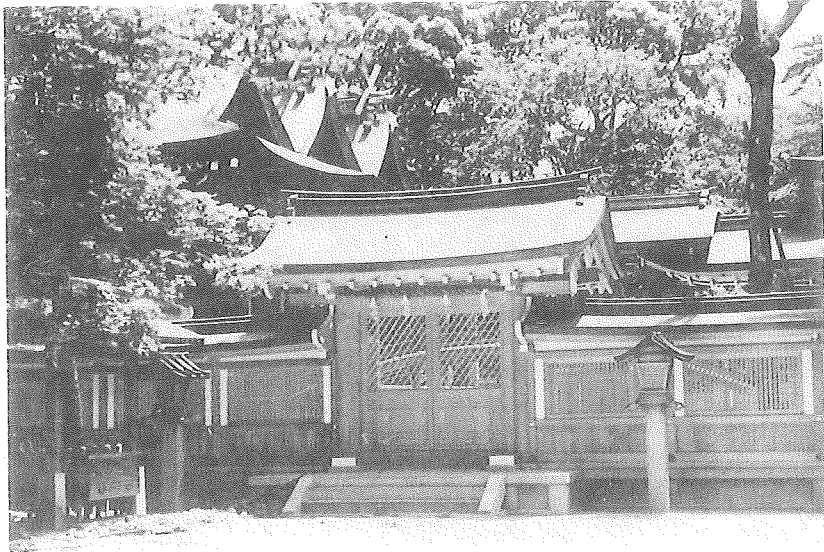
第四版

南大門門但し左大練塀は表門にかけ豊臣氏修築なり



第一版

西宮神社拜殿銅馬のこまこと  
右の端は社務所の一角



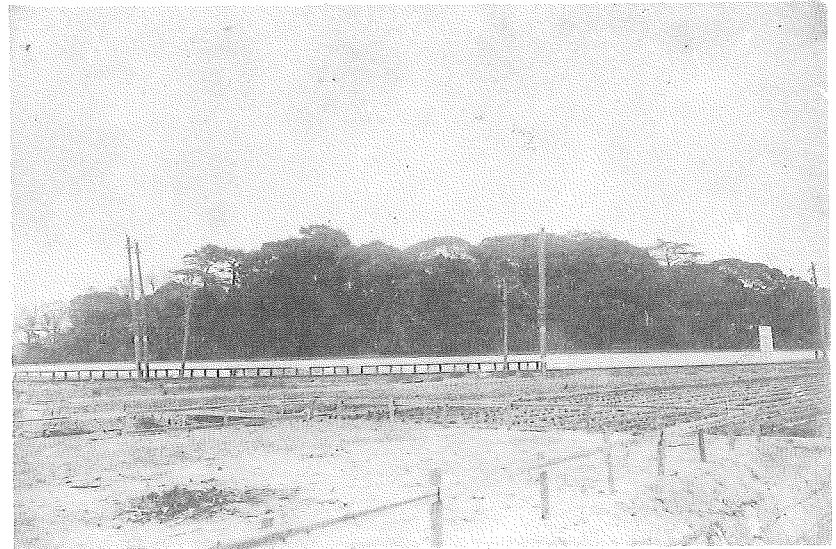
第七版

門唐の西は門し但 樹の栢るたし植移へ庭齋の殿本



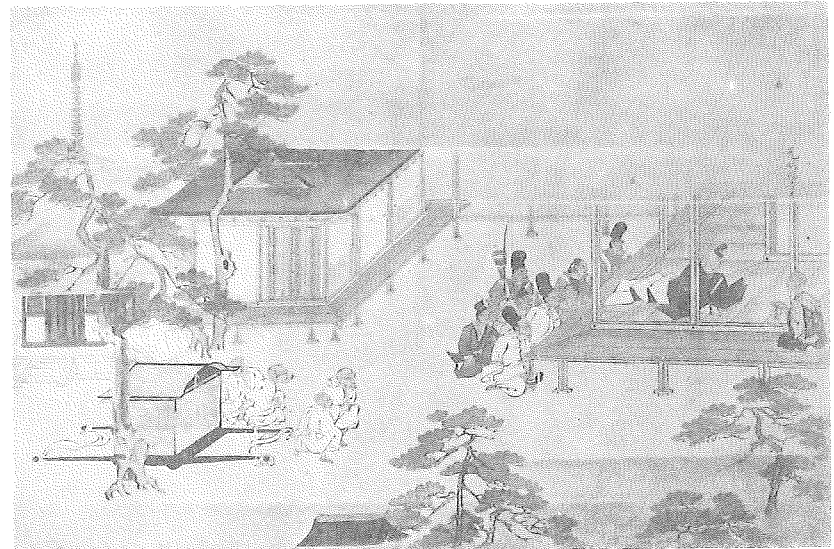
第八版

(築建の公豊) 塀土其及社神宮南



第五版

寫年八正大景遠の面西森の社神宮西  
りせ密獨家人下目は圃田の景前工竣末年七正大は塀土



第六版

兵庫眞光寺一遍上人畫詞傳(國寶)

れ離を列の事神の幸神へ岬田和庫兵神明大宮西日二十月八年二應正  
(照參頁八第) 圖るか授を念十ひ訪を期の終臨の人上遍一が主神て

本頁の圖版第九と第十と  
顛倒せり改めて訂正す

第九版



(宅秀良井吉) 松門の年新

第十版



面正門大表寶國衆群祭戎日十

第十一版



有所某市阪大時當像木の來傳寺動石國中越

第十三版



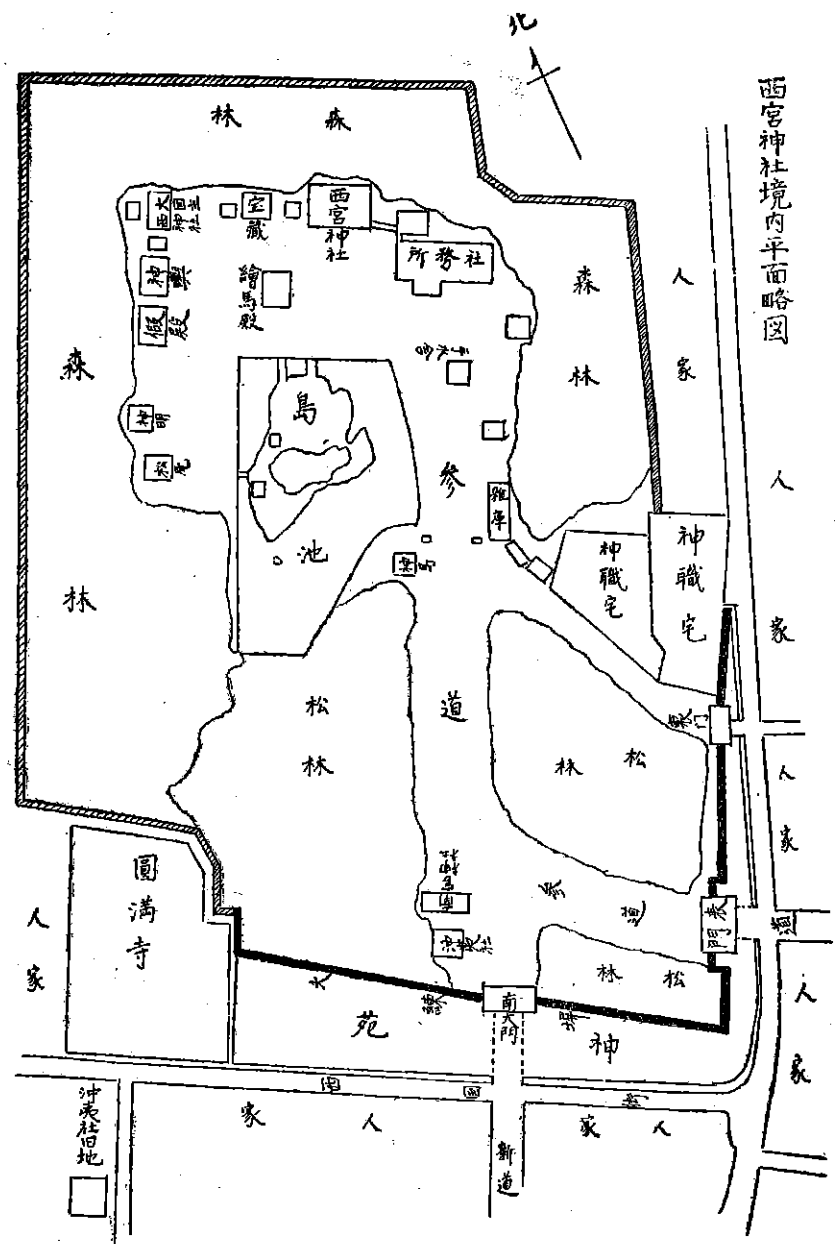
山甲はるゆ見く遠先揚馬社神田廣社大幣官

第十二版



置存内境社神府宰太前筑





西宮神社境内の平面略図

内外の交り深く為す神は大海知らず蛭児に座せり

外國は昔えびすと云ひたらん蛭児の神は其國の主

何事も賣り買ふ上の幸は蛭児の神ぞ恵み座すなる

吉井良秀謹詠

# 西宮夷神研究

昭和八年六月脱稿

吉井良秀述

## 緒言

蛭兒神、又は夷神と云ふ名稱は尊ぶ可き神の名稱としては如何はしく感ずるは誰しも同じ事ならんが、元來神は人間よりも遙に超越せるものゆゑ、名を聞くだにも襟を正さる可き格の物ならねばならぬなり、故に心無き學者は云ふ、蛭兒は三年になる迄脚立たず、二神に疎まれて棄てられたるなり、夷も亦所謂野蠻の名なり、素より尊ぶに足らずと其説洵に然りたゞ其事表面に現れて有るが故に誰も云ふ可き單調なる論なり、小兒も云ふ可きなり、されば舊くより種々なる議論有りて今尚深く研究を積める學者有り、わけて喜田貞吉、長沼賢海、中山太郎の諸君が珍かなる講説も有りて流石に博洽の學者なれば所説の詳しき、引書の廣き我々田舎漢の企及する所にあらず是特に諸君の勞を多とする所以なり、余の淺學素よ

一

り拙陋なれども多年勞苦して貯へたる考按も有れば、今度是を公にして諸賢に質さんとは爲るなり。

二

元來蛭兒神と夷神とは同一神なるを、一部の學者之を別なるものとす、故に夷神をのみ解かんとする爲に益蛭兒神は遠ざかるなり、而して蛭兒を語るには大に注意を要する事多し、特に蛭兒に國と神との別有る事を知る可きなり、神の蛭兒は國の蛭兒を固成し給へり、又蛭兒を夷神と稱する所以は、古代の外國即夷狄なり、神の蛭兒は其外國を主宰し給ふ故に夷神とも云ふなり、外國を夷と視る事は上古の思想なれば、蛭兒神の外國を固成して歸り給ふ功績は深く尊敬すべきなり、延いて崇敬者の諸種の神驗をも互に語り加へて終に遍く夷神の名を擴大せしめし事を悟らざる可からず、我蛭兒神の鎮座は、世に云ふ磐椽樟船の西宮浦に漂着せしなりと言ふは妄説にて取るに足らず、眞は彼の常陸の大洗磯前、酒列磯前神社又は上總國玉前神社及石見國石神出現の例と能く似たる事有れど不幸にして西宮は國史に漏れたり、大洗磯前、酒列磯前等の如きは我中樞の都會よりは遙に地を

隔てたる邊土なれば、斯る事件は甚珍しきなり、故に中樞への報告も之を容易に受理せしならん、我西宮の如きは、奈良朝又は平安朝の當時は、住吉津、難波津、に接近して世事頻繁に、加ふるに佛家の弘法に付きて唱ふる所の斯る奇蹟などは、當事者の珍しと爲さざりしならん、されば中樞に聞えても敢て世に紹介せられず、又記録にも留められざる不幸は必ず有りしなる可し、されば國史に漏れたればとて疑ふ可き理は無き筈なり、兎に角夷の國より歸り給ひし夷神として後に次第に世に名高くなりしは、素より神徳に因る事は云ふ迄も無く、早くも神徳擴大して世に知られしものなり、ある時機には彼の傀儡師が宣傳の大に與りて力有りしならん、最奇異を感ずるのは、東大寺、石清水八幡宮、日吉神社、北野神社、天王寺等の大社巨刹が争ひて夷神を境内に鎮祭せる件なり（廣田大神三郎殿百太夫南宮など我夷社に關係の神をも伴ふあり）崇敬者の便を計りし物なる可けれど、畢竟神徳の隆盛に依りて世の趨勢に隨ひしものなる可し、大社巨刹にして既に斯の如くなれば、其他の各村々より各家々に迄西宮の蛭兒神を崇拜し、漸次世の變遷する

三

四

に隨ひて蛭兒大明神は夷三郎殿と尊び、凡諸人の群集する市場と云ふ市場、海村と云ふ海村は何れも小祠ながらも此神を祭祀して其業を祈らざるは無く、富貴繁榮を乞はざるは無かりしなり。

然るに中頃以來夷神の周圍に度々の變動有り、加ふるに蛭兒又は夷の名を疑ひて有らぬ説を唱る者ありしより、事實は紛雜となり今尚種々の異説出て、止まず、遂に蛭兒神の神徳を他に轉嫁するが如き觀も有りて、彌々紛糾を重ねるに至りぬ、余は之を憂ふる事多年なり、從來廣田西宮の事を論じ、若くは記述する書は随分數多有り、然るに地理を知らず社中の内容を窺はずして甚矛盾なる物往々有り、自分は此地に生れ、此地に生育し、此神社に奉仕する事五十有餘年、今辭して閑散の身なれど尚孜孜として研究を續けたれば、聊考按無きに有らず、爾後五七年も經て研究調査を積まばと欲すれども今は餘命無きを悲しむ、齡八十を越えて百事遲鈍、或は針路を誤りて悔を後顧に残さん事を憂ふ、幸に今年昭和八年は西宮社御造營成るに際したれば、記念の爲に一先此稿を鎮めて大方の諸賢に叱正を仰

がんとす、從來彼是陳述せし物と聊重覆する所の物有らん、前後の都合に依りて止むを得ぬなり、其は意を摘みて速ぶ可し、先蛭兒神の鎮座に付て土俗の傳説より始めん。

### (一) 蛭兒鎮座の傳説

西宮の土俗口碑に蛭兒神の鎮座を左の如く云へり。

昔鳴尾の浦の漁夫此武庫の沖にて漁して有りけり、其網のいつよりも重く覺えければ悦びて引上げ見るに魚は無くて奇なる神像やうの物掛りたり、漁夫何の心も無くつぶやきて其を海に投遣りて猶行く程に和田岬近く至りぬ、其所にて又網を下しけるに、先に武庫の沖にて投げ遣つる神像やうの物又掛りければ、是は唯事ならじと怪しみつゝ、此度は舟に納め家に歸りて齋ひ祭りたりき、然るに或夜の夢に神の告げ給ふに、吾は是蛭兒神なり、國々を廻りて今此地に來りぬ、此より西に良き宮地有り、彼所に居らん汝能く計らへ、世渡る業に幸を與

五

へんと誨へ給ひぬ、漁夫驚き畏みて頓て夢のやうを里人に語り、相議りて神像を輿に乗せ奉り、西の方指して送り出でつゝ、西宮の浦に來つる頃、日の暮れかゝりければ其所に假宮を造りて暫停め奉りぬ、さるを此里人聞きつけて諸共に今の社地に鎮奉りたりき、暫御輿を停め奉りし所は今の御輿屋と云ふ地なり、又昔年毎に和田岬に神幸の式有りたりしは、此大神最初に和田岬の神より顯れ給ひし由緒にて兵庫のお旅所は今の西宮内町と云ふ所なり、此地に古く神祠有りたりしを後に今の柳原町に遷しゝなりと云へり。

六

右は古く我地に傳ふる昔事にて、魚崎の松尾綾平の書きたる物を去る明治二十三年磐糠樟船にも載せし一節なり、御旅所を兵庫西宮内町とせるは著き間違にて昔の御旅所は和田岬の元の三石と云ふ地なれば、西宮内は歸途の休息所なり（御旅所の事下に云ふべし）鳴尾浦にも明治初年迄何大夫と名乗れる家數戸有り、古くより傳はりて蛭兒神を西宮に送り申しゝ漁夫の喬なりと傳へぬ、又同村に元夷と稱せる夷の小祠西方寺の邊に有りたりしが、是も維新の頃同寺内に遷しゝが今は

不明なり、又御輿屋と云ふは今も市中の本町舊札場前に在り、毎年五月十四日（今は六月十四日）此縁に因りて形計りの神幸式を行ふ之は古き行事なり、今に存續せり、斯る事は今世の理智を以て解し難き事なれど當時に遡りて考へなば必ず信ずべき箇條は潜めるものなり、昔は所々に立派なる例有り、文徳實錄齋衡三年十二月の條に

帝陸國上言、鹿島郡大洗磯前有神新降、初郡民有海煮爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神像、非人間石、鹽翁私異之、去後一日亦有二餘小石、在石左右、似若侍座、彩色非常或形沙門、唯無耳目、晴神憑人云、我是大奈母知、少比古奈命、昔造此國、訖去往東海、今爲濟民更亦來歸

翌年の天安元年には早速官社に預る事となり、尋て社號をも定めらる同書に

天安元年七月乙丑朔辛未、在常陸國大洗磯前、酒列磯前等、預官社

天安元年十月在常陸國大洗磯前、酒列磯前兩神號藥師菩薩神

七

八

と有る如く、天安元年官社に預り、其十月に大洗磯前、藥師菩薩神社、酒列磯前藥師菩薩神社と成され給ひ、延喜式には共に名神大社に列せられぬ、又三代實錄に「石見國上言自出雲國石神二來是日茲授從五位」と有るも海よりと見て然らん、是は實に國史に載せられたる事項なり、我蛭兒神の出現の俚俗口碑と能く似通ひたるならずや、而して我蛭兒神出現の時代は何時頃なりしか未詳なれど、昔は毎年八月廿二日に兵庫和田岬に神幸の式有り、其事は兵庫真光寺（一遍上人墓所）の一遍上人畫詞傳正應二年の條に明に載せられて毫も疑ふ所なし（此畫詞傳は今國寶）此事は去る昭和五年十月、雜誌兵庫神祇に「西宮大神和田岬渡御と其時代」と題して詳しく載せ置きたり、此式を社中にてはうぶすな参りと云ひ來りしよし、元龜年間の記録に見ゆ、是は蛭兒神始め和田岬の沖に出現に成りたれば言ひ習はしの傳はれるなり、西宮より和田岬迄は、往路は海上を、歸路は陸路を歩したるが、行程五里餘を神輿三前にて行はれたるは其困難思ふ可し、斯る長途の神幸は恐らく他社には有るまじと思ふ、抑々蛭兒神の西宮鎮座の事は諸書磐楳樟船の西

宮海岸に漂着説を往々記せれども、之は實に妄言にて論ずるに足らず、漁夫に憑りての出現を云ふは大に聞く可しと確信するなり彼常陸國大洗磯前、酒列磯前の出現を思へば、少しも疑ふ餘地無し、産土參りと稱する和田岬の神幸は、蛭兒神出現に關する確實なる證據ならずや、斯る緣由無くして五里程外なる和田岬に、しかも海路を取りて遙に行列を整へて容易ならざる式典を行ふ可きや、洵に味ふ可きなり、特に鳴尾浦の漁夫に其所以を傳へたるをも大に味ふべし、是を以て此鎮座説は動くまじきなり、奇蹟と云ふ事は古き時代に何地の神社にも有る事にて誰も怪まず、他社は措きて當社には仲資王記建久五年七月十八日の條に

廣田末社戎宮去十五日、同十六日共、已時令鳴動事、傳告送之神官等委可注進之由下知了、此事去月廿二日辛巳廣田末社戎宮鳴動惟異註文於官了後官人代兼末也  
廿三日壬午廣田社奉幣使未使歸云云、去廿一日又令鳴動云云、安藝嚴島社先年有此事之由人傳申云云、大般若轉讀、并百座仁王講事令下知置云云、  
廿八日丁未廣田戎社御占於陣被行之由宣平朝臣所語也

九

十

又後崇光院御記、應永廿六年六月廿五日の條に

抑大唐蜂起之事沙汰云云、出雲大社流血、又西宮荒戎宮震動、又軍兵數十騎廣田社より出て、東方に行く、其中女騎武者一人如大將云云、神人奉見之、其後狂氣云云、自家注進、伯二位馳下尋實否、異國襲來瑞相勿論歟

如此の奇蹟は往昔には決して珍しからず、我國神社には屢々有る事にて毫も怪しとせず、據りて以て蛭兒神の鎮座の始を悟る可きなり、

(二) 磐椽樟船漂着は妄説

蛭兒神の西宮鎮座の傳説は斯の如くなり、然れども世に異説有り、蛭兒神は磐椽樟船に乗せて風の隨流棄られ給ひし事は記紀に載せて明瞭なる事項なるが、其船西宮の海濱に到着せしなりと云へる事は、神代藻鹽草、扶桑故事要略、其他の種々の書物に見ゆる所にして、中には龍宮に着きて、夫より西宮に漂着すなど云へるものさへ有り、即正徳五年に書ける扶桑故事要略に

宮海岸に漂着説を往々記せれども、之は實に妄言にて論ずるに足らず、漁夫に憑りての出現を云ふは大に聞く可しと確信するなり彼常陸國大洗磯前、酒列磯前の出現を思へば、少しも疑ふ餘地無し、産土參りと稱する和田岬の神幸は、蛭兒神出現に關する確實なる證據ならずや、斯る緣由無くして五里程外なる和田岬に、しかも海路を取りて遙に行列を整へて容易ならざる式典を行ふ可きや、洵に味ふ可きなり、特に鳴尾浦の漁夫に其所以を傳へたるをも大に味ふべし、是を以て此鎮座説は動くまじきなり、奇蹟と云ふ事は古き時代に何地の神社にも有る事にて誰も怪まず、他社は措きて當社には仲資王記建久五年七月十八日の條に

廣田末社戎宮去十五日、同十六日共、己時令鳴動事、傳告送之神官等委可注進之由下知了、此事去月廿二日辛巳廣田末社戎宮鳴動惟異註文於官了使官人代兼末也

廿三日壬午廣田社奉幣使未使歸云云、去廿一日又令鳴動云云、安藝嚴島社先年有此事之由人傳申云云、大般若轉讀、并百座仁王講事令下知置云云、廿八日丁未廣田戎社御占於陣被行之由宣平朝臣所語也

九

十

又後崇光院御記、應永廿六年六月廿五日の條に

抑大唐蜂起之事沙汰云云、出雲大社流血、又西宮荒戎宮震動、又軍兵數十騎廣田社より出て、東方に行く、其中女騎武者一人如大將云云、神人奉見之、其後狂氣云云、自家注進、伯二位馳下尋實否、異國襲來瑞相勿論歟

如此の奇蹟は往昔には決して珍しからず、我國神社には屢々有る事にて毫も怪しとせず、據りて以て蛭兒神の鎮座の始を悟る可きなり、

(二) 磐楪樟船漂着は妄説

蛭兒神の西宮鎮座の傳説は斯の如くなり、然れども世に異説有り、蛭兒神は磐楪樟船に乗せて風の隨流棄られ給ひし事は記紀に載せて明瞭なる事項なるが、其船西宮の海濱に到着せしなりと云へる事は、神代藻鹽草、扶桑故事要略、其他の種々の書物に見ゆる所にして、中には龍宮に着きて、夫より西宮に漂着すなど云へるものさへ有り、即正徳五年に書ける扶桑故事要略に

其乗る所の船圖らずも龍宮に到着す、而して留る事七八年、此尊身体更に健に成りて歩行意に適ふ、此故に魚を釣る事を業とす、一日龍王の曰く、此君天神の子なり、久しく我國に留め奉る可からずとして終に本國に送り奉る、即攝津の西宮夷大明神是也

と云へり、此説中山太郎君のるびす神異考に、琉球國舊記と云ふを引きて、那覇に夷堂有りてるびす殿を祭れる由云はれたり、此扶桑故事要略と音趣の聯絡有る可く思はれて面白し、神代卷潮土傳は

蛭兒神成人せず、朝廷に官せしめず、故に作爲無きを以て自然に吉祥有り、故に世福神として攝津武庫郡西宮夷大神の祭る所にして、社下蛭兒浦は其船の船する所なりとす

とし齋部氏家牒（古史傳三十六）は

推根津彦遊幸して難波に在り、蛭兒神磐くす船に乗給ふに逢ひて西宮に社を建て、載する所の磐くす船を神体として西宮に祭る

十一

蛭兒神磐椶樟船に乗りて西宮の海濱に着き給ふと云ふ説に付きて、右の如く種々の議論ありて一様ならず、口に任せて言ひ放ちしものゝ如し、畢竟は蛭兒神崇拜の世の流言のみ、各地に於ても往々之に類せる傳説有り、和泉國式内社村社石津神社も蛭兒神を祭るよしいひて泉州志に

十二

相傳當社蛭兒神、往昔伊弉諾、伊弉冊、爲夫婦生蛭兒、云云雖已三歲、脚猶不立、故載之天磐椶樟船、順風放棄、此船飄々著石津浦、尊携五色神石、來置此所、今在社前、故曰石津、其船之所著地、曰石津岩山

阿波國鷺津町郷社蛭兒神社には明治神社誌料に

蛭兒神乗る所の船、當國當所に流れ着き今社邊一大樟樹有り、凡十五圍許、其株尚存し、一筋孳生し其大さ五圍許、是蛭兒神の船一大樟樹と化す、其遺跡とすと云へり、然るに此社の所在地は地圖を検するに海濱より二三里も隔りたる山間なるべく見ゆ、如何にも奇説と思ふ、一宮巡詣記を見るに「同國徳島附近の勝浦にも同様の傳ありて、楠石の切々數多なり」と書けり、又三國名勝圖會の云ふ所



に據れば「薩摩國吉野村大磯に蛭兒神社ありて、往昔蛭兒神宇都德舟に乗りて大磯に漂着し給ふ、因りて蛭兒宮有り」云々又「大隅始良郡國分村、奈毛木の神叢は、蛭兒の舟漂着、其舟生活して大木と成ると云ふ、されば諸所に漂着して遂に此國分にも止まりし歟」と書けり、右の如く何れの地にも磐楸樟船の漂着せる所とす、此外にも斯る説は多く有るなり、素より採るに足らぬ妄言ながら、右吉野村の大磯の蛭兒社の如きは、三國神社傳記には、攝津廣田神社より勸請し創建年月は詳ならずと明に記し有りて、西宮夷神を勸請したるなれば船の漂着は否定せらるべき事なれども、尚且此所傳有るは蛭兒神の大に世に崇敬する意向の盛なるよりの事なりかし。

蛭兒神を祭れる諸國の神社中に、斯の如く往々同じ傳説を唱ふるが有り、洵に幼稚にて兒戯に等しきなり、齋部氏家牒とか云へる書の、椎根津彦命か蛭兒神を載せたる船を神体として西宮に祭れりと云へる事は、何を根據として書きしにや、餘りに人を愚にせる言ひなしにて論ずる價值も無きものなり、察するに磐楸樟船

十三

の漂着説は、既記和田沖岬出現の事を、記紀の磐楸樟船流棄の傳を之に結び付けて斯る浮説を流傳せしものなり、浮説を作るには洵に幸なる好材料なればなり。

十四

### (三) 蛭兒に國と神との別有り

先蛭兒の生れ給ひしは神代に兩度有り、兩度有りと云へば甚不合理のやうなれど、國の蛭兒と、神の蛭兒と有る事を辨へ置く可きなり、國の蛭兒とは古事記伊邪那岐神の國産みなさんと思ふは如何と仰せられたるに對して、伊邪那美神は炤良シカヨけんと答へ給ひて産み給へるが即水蛭子ヒルコ及淡洲アハシマなり、夫より後改めて産み給ひしが淡路及四國其外の諸國なり、されば蛭兒の國土なる事は云ふ迄も無し、葦船に載せて流し去ると有りて、蛭兒は蛭の如くに萎々ナナとして不完全なれば、二神の御意に叶はず故に風の隨々流去給ひしなれば、何所にか流れ着きて後には夷國と呼びたる諸國と成るべき物質なりしなり、古事記には以上の蛭兒のみにて神の蛭兒は見えず、扱書紀には海を産み山を産み川及木草を生み給ひて、今度は天下の王を産

み給はんとて天照大御神を生み給へり、此神は大日靈貴と云ふ、光華明衆六合の内に照徹りたり、二神は甚く喜び給ひて天上に送り上げ給ひ、次には月神月讀尊を生み給ふ、光衆日に亞けり、其次には蛭兒産れ給へり、然るに三歳に成る迄脚立ち給はず、天磐櫂樟船に載せて風の任放棄と有り、其次には素盞鳴尊生れ給ひぬ、是は日本紀に載する所にて此蛭兒こそ神に座ますなれ、先の國土と成る可き蛭兒を主宰する神と成り給ふなりと余は是を論辨するなり。

抑々先の蛭兒は萎々としける蛭子にて、後には國と成る可き物質なれば、此條は能く事理の筋合は立てれど、後に生れ給へる蛭兒神の事を熟々考ふるに、其同時に産れ給ひたる四柱の貴き神たちは、日神、月神、素盞鳴神にて神の中にも特に優れて貴き神たちののみなり、然るに獨蛭兒神のみ身不祥にて劣等に座ますが如し、三歳に至る迄脚立たせ給はず、終には風の任海に流棄られ給ひぬ、斯ては二柱神の如何に御心に叶はせられざりしにか、餘りに淺ましき御座待に座すなり、貴き神と座す可き御處置とは思ひも寄られぬならずや、されば決して此間の情實を其

十五

儘文字通りに解す可からず、字句の穩當ならざるは日本紀編纂者の失當か、語部の誤傳か、免も角も筋合が立たぬなり、貴き御兄弟には皆大業を御委になり給へるに對し、蛭兒神も夫々御任命が無くては叶はせられぬ道理なり、されば瀧澤馬琴翁は蛭兒は日子にて、北極星なりと云はるゝには甚だ隨ひ難けれど、日神の御名の大日靈貴に對して、蛭兒神は全く日子に座すと云へり、後の蛭兒はいかにも日子なりけん、此説甚良し、必國の蛭兒を知し食して、夷國を開き給ふ神徳に座すなり、元來蛭兒神の産れ出で給ふに就きては、古傳は大に紛れ居れるなり、從來我諸大家は前後兩度の産出を何れか一方は誤記と見らるるなり、先年余は磐櫂樟船を書きて飯田武辨先生に序文を乞ひける時、余が持論なる記紀兩書を併せて前後兩度とも採用し、國の蛭兒と神の蛭兒との別有る説を非難せられて之を斥けらる、然れども余は固持して隨はざりければ、先生の感じを爲に損ぜし事有りたり、又舊事紀に次に生蛭兒云云、初二神巡柱之時陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以初終生此兒と有り、初終生此兒との語に對して、古事記傳は「初と終と二

十六

つの蛭兒を産みますと云ふは此記と書紀との傳を一つに併せて記したるは例の僻事なり」と云はれたれど、余は二書を併せたる舊事紀の説は却々にめでたき卓説と思ふ、古事記の蛭兒は國なり、神に非ず明に神とは信ぜられざるなり、神の蛭兒は日本紀に傳れり、されば余は前と後とに、國と神との兩度有る事を力説するなり、故に此日本紀の本書の、三年に至る迄脚立たず風の任放棄すとの傳のみは必最初の國なる蛭兒の産出の時に有る可き條件が、後の蛭兒の産出の段と混じて終に如斯は紛れたりと思ふ、前後同名の故に御田の阿禮の傳が混じたるものと余は思ふなり、決して世の所謂不具なる神にては座さざるべし、是全くひるこの同音が後の蛭兒を謬りたるなり、故に御名の蛭兒は日子にて、大業を任せられ給ひしなり、先のは國土を産み給ふ最初にて、後のは尊き神たちの引續き産れます時なれば、時期も性質も判然と識別し易くて混ざる事の無き筈なり。  
人或云はん、古事記と日本紀と蛭兒の産れし時は異れり、兩方とも採擇するは甚不可なり、假令ば日矛は古事記に大國主神の代の來朝とし、日本紀は垂仁天皇の

十七

世の事とせり、兩方採用しては日矛二人有らでは叶はず、甚矛盾ならずやと云へり、余之に對して云ふ、是は同一人物の同事件を兩書に時を違へつるなり、蛭兒は然らず、一は國なり、一は神なり、神なる後の蛭兒は、先なる國の蛭兒を掌らしめんとての神なり、日神、月神は天上に送られ給へり、蛭兒神は磐楸樟船にて任所の蛭兒なる外國に送られ給ひしなり、故に三年に至る迄脚尚立たずの脚の文字は、先人既に論ぜられし通り葦にて、葦の未生ひた、ざるなり、此字句は古事記の國産の段の蛭子に用う可きものと知る可きなり、斯る事柄を、日本紀の大切なる至尊の神々所謂一女三男の神の産れ給ふ時の事として、此不祥事の混入する事は思ひも寄らぬなり、此間の解釋は、大國隆正翁既に説有り、余は先著磐楸樟船に詳く論じたれば、事の繁を厭ひて唯大畧をのみ記し置く

十八

茲に故熱田神宮々司角田忠行氏は、蛭兒神に就きて余と同様の意見に、ある一の新説を案じて、明治三十六年八月比留子社の事とし、同三十八年二月蛭兒尊の御事と題して、兩度神職會々報に寄せられし事有り、此兩度は粗同様に後の方稍

詳なれば左に掲ぐ

古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命、爲<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>成國土云云、久美度邇興而生<sub>レ</sub>子水蛭子、此子者入<sub>レ</sub>葦船<sub>レ</sub>而流去、次生<sub>レ</sub>淡島、是亦不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>子之例と見え、神代紀第一の一書も同然なり、此蛭子やがて國土は諸外國と成れる原質物なる事次に云へり、又神代紀本文に二柱大神の神等を生給ふ條に、日、神又月、神、を生み給ひて、次に生<sub>レ</sub>蛭兒<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>已三年脚猶不<sub>レ</sub>立故載<sub>レ</sub>之於磐椽樟船<sub>レ</sub>而順風放棄又第二の一書に、日月既生、次生<sub>レ</sub>蛭兒、此兒年滿<sub>レ</sub>三年脚尚不<sub>レ</sub>立、初伊弉諾伊弉册尊巡在之時、陰神先發<sub>レ</sub>喜言、既違<sub>レ</sub>陰陽之理、所以生<sub>レ</sub>蛭兒<sub>レ</sub>とあり、此神外國の祖神なる事も次に云へり、延喜式なる攝津國菟原郡大國主西神社は西宮町に有りて西宮と云ふ、廣田神社の攝社にて同社の南に在り、祭神は蛭兒尊にて夷宮と稱す事諸書に見たり、外賊の來らんご爲る時は神異を示し給ふと云へり、後鳥羽天皇の建久五年七月夷宮屢鳴動の怪有るを以て幣を廣田神社に奉り、土御門天皇の元久元年八月神社を改造して遷宮ありし事仲資王記に見ゆ、此蛭兒尊は、先に葦

十九

二十

船に載せて流し給ひし國土を原質として漸々に成れりし西洋國に、磐椽樟船に乗りて渡り給ひて人類を生じ給ひしなり、其は坤輿圖志に亞細亞は神國の義也と見え、英國史に嘗て考<sub>レ</sub>聖經云、生<sub>レ</sub>造萬國一本一脈<sub>レ</sub>地以居<sub>レ</sub>之、時以定<sub>レ</sub>之、畀以限<sub>レ</sub>之、蓋天下之生久矣、其始人類出<sub>レ</sub>亞細亞洲<sub>レ</sub>後散<sub>レ</sub>居四方、分<sub>レ</sub>數種、云々と有りて、支那の史籍に、在海祖州、また祖州は在<sub>レ</sub>東海中と有るは皇國なればなり、世の始に外國へ渡り給ひしは蛭兒尊也、猶太の古説に人類の初を神躬泥を搏<sub>レ</sub>ね、地莖を以て人を造り、己が像に似たりとし、生氣を嘘<sub>レ</sub>て其鼻に入れ、直に靈を生ぜしめ、名づけて亞當と呼ぶと云へり、亞細亞東海の祖州より最初に外國へ渡り給ひしは蛭兒尊なり、彼國人の元祖は此大神の泥土を以て造り給ひし故に、人類は亞細亞に出づこはあるなり、大國主西神社は西の大國主神社の義なり、八幡大神宇佐宮と云へるが如し、西洋人の高法に巧なるも此大神の遺傳なり、筑後國神名帳に比留子社ありて國祭に預り給へり、此大神は夷國を開き給ひし故に世に夷の神とも稱して、市場の地に高法の神として多く祭られ給へり』

氏は世の始に磐楳樟船に乗りて外國に渡り給ひしは蛭兒尊なり云々、神躬泥土を搏ねて人を造り、己が像に似たりとして生氣を嘘きて、其鼻に息を吹入れ、直に靈を生ぜしめた亞當は、我蛭兒尊を云へるならんこの説は洵に聽くべきなり、又芳賀矢一博士の西洋神話を引きたる、蛭兒神の新説は明治三十九年一月の全國神職會々報に見えて有れど、事茫漠として真髓に觸れて有らねば今は云はず。

蛭兒神は夷の國を作り修めて歸り給ひしは西宮なり、前項の常陸國大洗磯前、酒列磯前の例を以て余は解するなり、故に蛭兒は最初よりの名なれども、夷は信仰の上より後に尊びて稱せるなり、然るに此解釋を異にせるより蛭兒は不具者となり、蠻族となり、神としては異様を感ずる名となる、之を以て古來蛭兒神の夷神を事代主神とし、火々出見神、又は椎根津彦として、種々の臆説の生じたるなり、然らざるも二十二社本縁（元弘建武より少し前の書）の如きは「夷と號するは蛭兒にて座すとも申傳ふるなり」と云ひ、北畠准后の二十一社記は廣田神社の條に「攝社の號を夷、蛭兒とも申傳へたり」など漠然たるさまに云へるも有り、畢竟確

二十一

二十二

固たる證據と爲可き物件の無ければ斷乎と定むる事は到底不可能の事にて、諸家の見識に任するより外無し、故に諸家思ひ／＼に私意を述べて、彌紛糾に紛糾を重ねて今日に及べり、此二十二社本縁又は二十一社記の如く「とも申傳ふ」など云へども、此二書よりも以前の神皇正統録には、蛭兒とは西宮大明神、夷三郎殿是也、此御神は海を領し給へり」と截然と記し有り、源平盛衰記劔卷には、所謂日神、月神、蛭兒、素盞鳴尊なり云々、蛭兒は三年迄脚立たぬ尊とておはしければ、天磐くす船に乗せて大海原に押出して流され給ひしが、攝津國に流寄りて海を領する神と成りて、夷三郎殿と現れ給ひて、西宮におはします云々「明瞭に同神なる由を云へり、紛ふ方無き筈なるに、北畠准后の博學すらもご書かれたれば、當時は分別無き説が行はれ居たるなり、之と云ふも畢竟夷の意義の解釋に苦みしよりの事なり、尚下に章を追ひて論ず可し。

(四) 夷神の信仰と傀儡師

夷神の解釋は、從來先哲の既に詳く盡されたは今更贅するに及ばず古事記傳（二十七卷）に最懇切なり、要するに支那の所謂東夷、西戎、南蠻、北狄は僭越主義に依りて自國以外の諸國を輕視しての語なり、然らずとも我に反抗する所の異種人をも指して云へり、神武天皇紀に八十梟師を討伐し給ひし時に、愛瀾詩烏、毘儂利毛々那比等、と詠じ給ひし如く、八十梟を夷と指されて有るは、内地在住の人なれども我に反抗せる者なれば惡みての言なり、夫のみならず野獸に等しき生活せる如き者の謂なり、其後景行天皇紀に夷蝦夷の語あり、當時は蝦夷人、即夷なり、東夷の語久しく内地に聞えたり、故に當時の人間は肅慎も韃靼も唐天竺もすべての國外を皆夷と考へて居りしなり、夷族視せしなり、神代紀所々の小島は潮の沫の凝りて成れりと傳へたる如く、流棄せられし蛭子も、何地にか流れ留りて之は大なる國となりたりと解すべし、後に少彥名神の渡り行き座し、又大己貴神の修理まししくし常世國も即夙く蛭兒神の固成と知るべきなり、而して頓て神と座せる蛭兒は生れ給へり、日神、月神、素盞鳴と次々に御兄弟は生れ給ひ、日

二十三

二十四

神、月神、素盞鳴神、皆任所有り、蛭兒は借文字にて日子なり、此神のみ流棄せられ給ふ、虐待は豈有り得べけんや。夫れは蛭兒、即夷の國の主宰の神と成り給へばなり。

茲に蛭兒は武庫の海上に出現し給ひて、和田岬沖より西宮に鎮座し給ひぬ、此時の地方人の思想状態を考ふるに、近郷人士の群集し來りて、佛菩薩の來迎と等しく考へて、非常の款待を以て奉拜せし事と思ふ、何等の證據としては無けれご思半に過ぐ可し、前陳の大洗磯前、酒列磯前の故事を思へば或、蛭兒の鎮座は此前後にてもや有りつらんか、庶民は何にもあれ信仰と云ふ觀念には、強度の發奮性を帯びける時代なり、偶像禮拜には人意適合の時代なり、某郷は自邸を開きて寺院とし、某郷神は莊園を施入して院家の有とするなどは、頻々と世間に聞ゆる時代にして、實に信仰心を向上せしめし事は到底今日の人間の企及し得ざる所なり、神社佛閣の創立は今日の如き理論より起るに有らずして一種不可思議の信仰に據るなり、左の件は事小にして、餘り遠き昔には有らねど、事蛭兒神に關し特に附

近の事件なれば試に其信仰を云はん、泉州堺市の蛭兒社は泉州志に

蛭兒社在湯町大小路西、寛文四年八月小島現海中、同十一月灵龜出、同六年十二月得蛭兒石像于海中、皆爲奇、故町奉行水野某、命家令、築堤壘石、爲旅舟夜泊之津、新建惠比須社龜社爲島鎮守と云ひ、又紀伊和歌山湊蛭兒社も紀伊名所圖會に

社傳曰、古紀水門の海上毎夜神光現れ、いつしか波に隨ひ濱邊に至るを見れば則蛭兒神像なり、和田橋邊に祠を建て、是を齋奉りしが風波の害有るを以て宮を此地に移す、慶長年間伊達神社と共に動座あらせ給ふをもて遂に合せ祭れりと云へり、其社側の寛文九年六月二日李梅溪の碑文寫を載す

海部郡宇治湊、晋建顯國社合祭蛭兒神、余生此鄉、聞此地五瀬命雄詰堯云々此類の傳説有る蛭兒神社は、淡路、讃岐、九州其他の國々にも數多有るが、かゝる理由の許に蛭兒社は創立せられしなり、此等は近代に屬すれご思想は昔の信仰に於ても全く同じかりしなり。

二十五

而して蛭兒神は國の蛭子、即夷の國の主宰の神と成り、其國を造り畢へて歸り給へり、故に夷神として夙く世間に宣傳せられて、衆庶の強度の信仰を致されぬ、我西宮に鎮座以來夷の神の神威は全國に瀾曼して、御分靈は大社名刹の境域にも勸請せらるゝ迄の尊敬を受けぬ、殊に源平盛衰記の「生田廣田西宮各甕を双へて立給ふ」と云へる如く、堂々たる格式壯重の生田、廣田と比肩する程度の結構壯大を認めらるゝに至れり、又皇家武將の御尊敬も度々にて、安徳天皇の養和に、高倉上皇嚴島御幸の御途次、親く御法施奉らせ給ひ、元久に遷宮の勅使有り、又鎌倉八幡宮に夷三郎殿を建立して、北條時頼親く參拜せし事は東鑑に見ゆるなども異數なりき。

二十六

時に夷神に就て三郎殿と云ひ囃さるゝ神あり、甚異様なる神の名なるが、是は全く變遷したるものなり、元は西宮の浦人にして、蛭兒神鎮座の時に當りて大に力を致して、殊に忠實に在けらし、爾來世の信仰の高潮するに及びても、神前に親しく奉仕し、遂には不思議にも夷神と同様に信仰せらるゝに到りて、いつしか夷

の神と三郎と混同して崇敬せらるゝ迄になりぬ、全く浦人の至誠の致す所洵に奇と謂ふ可し、此事悉しく下條に審にせん。

又語らざる可からざる一義あり即、彼の有名なる西宮人形の元祖百太夫の傀儡なり、此傀儡と云ふは西宮に古く居を<sup>レ</sup>トめたりし者なるが、土偶又は木偶を作りて之に技藝を演ぜしめて人の歡を買ひ、盛に諸國に流轉して之を營業とす、實に本邦足跡の至らざる地なかりしなり、其徒は各地にも有りたれど、西宮尤古く名有り、之を傀儡師と云へり、傀儡の事は大江匡房卿の傀儡子記、其状態を審にす、元來賤業者に在りながら、平安期、鎌倉期には諸國に跳梁しけり、所謂「自<sup>レ</sup>上卿相、下及<sup>レ</sup>黎民、莫<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>接<sup>レ</sup>牀床、施<sup>レ</sup>慈愛爲<sup>レ</sup>妻妾、特身被<sup>レ</sup>寵、雖<sup>レ</sup>賢人君子、不免<sup>レ</sup>此行」、とは傀儡子記の云ふ所にして、斯の如き体たらくなりき、而して此徒が傀儡を行ひて諸國に流轉するに當りて、大に我西宮蛭兒神の神徳、及自分等が祖神とする百太夫を賞揚し、時には人形を神に擬して種々己が藝術を神化せしめん事を企て、勤めて技藝を估りたるが、之が我蛭兒神の大なる宣傳と成つて神徳

二十七

光被の媒介を爲し、次第に世に囂しく成りつるものと余は確信せるなり、雜誌歴史と地理(第二十一卷第三號)に「蛭兒神と傀儡師」と題して仔細に載せたり

二十八

時に傀儡師は、今日映畫を以て世間の出來事の宣傳に利用せる如く、人形に托して神徳を巧に操りて世人を喜ばせ、自らを估りたる演藝が、夫が氣運に投じていつしか衆庶の渴仰とも成りて大に助けたるなるべし、而して傀儡の隆昌なる頃は遊女其物が傀儡の名を冠するに至りて、高僧、縉紳の輩が詩歌に詠吟する迄に上流社會に馴致せり、當時如何の世の形勢なりしにや、既記の如く此傀儡を近付けたりしものにて、詩歌を詠じたる作者の尤なるものを記さば、後冷泉天皇の康平頃を始として、能因法師、藤原實光、大江匡房、源頼政、法性寺入道、慈鎮法師、藤原定家、同爲家、其他甚多し、勅撰和歌集及風濤抄、其他に見る所なり、時は平安末期、鎌倉初期に係るなり、然るに此傀儡が勃興と期を同くして、我夷神の事項が諸書に散見し始むるを思へば、神社の發展に於て大なる影響の有りしもの、如し、故に傀儡師と夷神とは已上辨ずる如く淺からざる關係有る事にて、是又



郷土の興味を咬る物と謂ふ可きなり。

因に曰ふ、今西宮境内末社に百太夫神社有り道薫坊と云ふを祭る、元境外に在りしを天保年間移し入る、之は彼の傀儡師の始祖なりと云へり、大江匡房卿の遊女記に「殊事百太夫道神の一名也」と有り、伊呂波字顯抄にも末社の中に載せられたる甚古き社なり、此百太夫に付きては世に種々の説有り、今は略す恐らくは擬人の神にて、西宮傀儡師が尊信し始めしなり、而して西宮社の記録にも

境内を離れて半町計に祠有り、磐楠船の昔此浦に住める翁、道薫と名付く、大神三才脚猶立給はずと申頂にや人形雛形を作りて慰めそだて奉りし翁とて、今も生れ子の百日に當る日は、皆此神前に連れて詣て、名を定め壽を祈るなり。

と有り、此他にも傳ふる所有りて、蛭見神の鎮座に功有りし由を云へるなり、之は全く浦人たりし彼の侍<sup>サアラ</sup>殿、即三郎殿（後條に詳く云へり）が蛭見神を迎へ奉りし事情を、百太夫の上に轉嫁せしものなり、即傀儡師が自己の藝術を神化せ

二十九

三十

しめん爲に、其徒輩が蛭見大神に結び付けんとして、侍<sup>サアラ</sup>殿の事情其儘を假托せしなり、是は侍<sup>サアラ</sup>殿が夷神と合躰して、世に夷三郎殿と稱せられしより後に、其徒が先蹤を追ひて斯かる説を云ひ起したるものと余は考ふるなり。

### (五) 諸國に祭れる蛭見神

次に陳へたきは諸國に祭れる蛭見神社なり、先づ蛭見神と云へば夷神、夷神と云へば蛭見神を云へる事は今は古し、爾來諸種の夷神出來て、特に夷を惠比須、又笑子、笑姿、惠美酒、などの文字を考出して、事代主神なりと云ふが甚多くなりぬ、惠比須は事代主神なりと云ひつゝ、其惠比須に蛭子の文字を用ひる如き矛盾を意に介せざるは、洵に笑ふ可き事なり、此事下に詳く論ずべし、扱蛭見神即夷神社は諸國に其數極めて多し、獨立の有格社、及有格社合殿、特に無格社、境内末社に至りては夥しきなり、茲に最古く世に聞ゆるは筑後國三潯郡の比留子神社なり、是は天慶七年の興書ある筑後神名帳（神祇全書第五）三潯郡五十三前を載

せたる中に、正六位上比留子社と有り、此比留子社の蛭子なる事は先哲の既に皆認むる所なれば論は無きが、蛭兒社の物に見ゆる初は今の所此社を最古とす、然れども西宮に關係の有無も總ての様子も全く不分明なり、萬望幾分の事項を知らんとして、曾て兵庫縣神職會を煩はせて福岡縣神職會に調査を乞ひけるに即

福岡縣筑後國三潯郡田口村大字三ツ丸字宮東

村社 蛭兒神社

祭神 蛭兒命 菅原神 氏子七十戸

由緒 不詳 明治六年三月十四日村社に定めらる

例祭 十二月十三日 社殿 明治三十六年十二月再築 天保八年再築

此回報を得て、よもと思ひし手掛りの出來て一度は喜びけるが、尚今少し悉しき事項を知らん事を欲して、重て不悉の廉を該社に向ふて問合せつ、社掌大坪勇君早速に快諾して答書を贈られて、稍詳なる事を知るを得たり即

神社舊記書上帳 慶應四年六月

三十一

筑後國三潯郡田口村熊野宮神主

宮崎 加賀 頭(明治村受持神職)

三十二

筑後國三潯郡兼木村(ミツ丸ノ舊名)

一、蛭兒宮 所祭蛭兒尊

相殿 天滿宮

建立後土御門御宇、文明年間、神田八反有之、蒲池領主落城之時退轉右は維新之際の書上にて今度大坪氏より答へられたるは

境内官有地第一種百七十八坪

傳説無之 訓はヒルコ 棟札文化七年正月

西宮關係未詳 三潯郡中他二蛭兒社無之

夷サマトハ事代主ヲ祭ル宮ヲ云フ、重ニ市街地ニ石像ヲ祭ルモノ其數大川町ノミニテモ八十ヶ所アリ。

右の社掌は大坪氏なり、氏は同郡大川町縣社風浪神社社掌にて此蛭兒社は兼務な

る由なり、就て夷神の石像が大川町には八十ヶ所有りと言きて、實に珍らしき風俗を感じたり、我地方の地蔵の石佛の如くならんと思ひて更に寫真を懇請しければ、氏の紹介にて是も速に贈り送されつ、尚事代主神の條に論ずべし、叔創建の事を樂みて期待せしに反し、事項中の如く文明年中と有り、顧て考ふるに、氏子の村落の開発年代は知らざれども、社格有り、氏子有り、殊に郡中他に蛭見社は一社も有らずと云ひ、且つ此地方は夷神を尊敬する風俗有るなどの事柄を被是綜合するに、全く舊き社とは見認らるゝが、文明の創建と云へば無論筑後神名帳所載の當該神社にては有らず、故に今更論ずるも甲斐無き事ながら、退て思ふに、文明は確實なりや、證據の記録有らば知らず、九百年、千年と云ふ古き年代の事は何地にても往々誤謬の有る事にて、決然首肯し難きが如し、故に尚進みて調査を欲すれども他日に譲る事として、今は天慶の筑後國神名帳を尊重して比留子社の古き昔に存在したりし事をのみ記すに止む、他日尚調査をせんと欲するもの、願くば地方有志諸君の注意を促し置く

又一言したき事は、此社の祭神を蛭見神となせる件なり、是は古來の儘に守られたるものなるべければ、真に古へを尊重せしにて目出たし、此度内務省神社局の全國神社明細帳に就きて、福岡縣の公稱の神社中、事代主神蛭見神惠美須神を通じて計算すれば合計實に五百七有り、中に就て真に事代主神なるべく思意せらるゝのは十中の一にて、他の十中九迄は西宮神社、又は蛭見又は惠美須などあるもの、事代主神に改めしもの、如くにて、實に驚かるゝなり、大坪氏の「夷さまとは事代主神を祭れる宮を云ふ」と云はるゝ如く、是は九州一般の意向なる事は上述の通りにて、敢て九州に限らず九州は特に甚しきやうなり、右明細帳中には蛭見神社を社號としなから、祭神を事代主神とせるが多數有り、何と云ふ不都合ぞや、如何に一部の學者の稱へたりしとて無定見に雷同せし事は慨嘆に堪へざるなり、かゝる間に田口村三ツ丸の蛭見神社は、獨祭神を改めざりし事は洵に嘉みすべし、尚下條にて詳論すべし

次に諸國に蛭見大神を表榜せる神社を數社掲載せん

○大阪市府社天満宮相殿蛭兒神

此天満宮祭神は菅原道真公にて、相殿に蛭兒神、手力雄神、藤田彦神座せり、境内社にも又蛭兒神社あり、即境内の西の方にて蛭子門を入りたる左に東面の神社なり、是を蛭兒遷殿と云ふ、拜殿の額にも同様に書けり、此遷殿の理由に就きて社司寺井君に承るに、毎年一月十日の祭日の前即九日の夜、御合殿の蛭兒神を此遷殿に移し奉りて、十日の夜元の如く御遷御申上るを例とす、遷殿の御神体は木像なれども合殿の御神体は畫像にて座すなり、又廿五年毎の天満宮御造營には、御祭神皆此蛭兒遷殿に御遷幸に成る恒例なりと云はれぬ、御合殿より毎年一月九日夜御遷座の例は甚珍らしき御因習と申す可し、又有名なる七月廿五日の御祭禮の御旅所は、今は松島へ渡御の御例になれども、古くは蛭兒神の座し、夷島へ行はれたりし事は諸書に見ゆるが、彼是御幽契の有りたる事と思はる○此外大阪市には堀川蛭兒社、其他御靈神社、座摩神社、三津八幡神社等の各社内にはいづくも祭れ、と今はすべて省略す

○大阪市今宮、村社蛭兒神社

大阪にて有名なる今宮蛭兒神社なり、創建は詳ならず、されど東大寺又は興福寺の夷社の如く、始は天王寺の鎮守なりしなり、傍に村社廣田神社有れば往昔西宮を勧請せし事は自ら明なり、今宮の稱亦以て知る可し攝陽群談に

所祭蛭兒尊、素盞鳴、大日靈尊也、其蛭兒神は武庫郡西宮社記に詳なり、毎歲正月十日貴賤群集を成し、商家の輩福德を祈り、世俗十日戎と號し祭る所なり、九月十八日は神輿四天王寺石衛門に臨幸、神供を備へ舞樂有り、神拜社役等は天王寺より勤役す

と有りて、他の巨刹に祭らるゝ例より見れば、鎌倉初期頃に勧請せしなるべし、今は村社なれども、正月十日夷祭の盛況はさすがに大都會の尊崇とて、西宮神社の及ぶ所にあらず、此社の事他書にも數々有れど皆同様の事なれば省略す、明細帳には事代主神とせり、然れども諸書皆西宮と同様の事なれば茲に掲ぐ、尚次々に掲る神社は世に聞えたるものゝみに止めて悉は引出でず

○官幣大社春日神社末社の佐良氣神社

春日神社の末社に佐良氣神社と稱するあり、祭神は蛭兒神にて創建は久壽元年なるよしなれば同社稱宜森口奈良吉君に問合せけるに、末社の三十八所神社の側に、祭神は諸記録皆蛭兒神と有り、三十八所神社と、もに久壽三年の創建にて恐らく違ふまじと答へられぬ、大和志料を見れば

春日神社記、改正和州志、中臣祐字記、共に云ふ、蛭兒神を祭ると、創始詳ならず、先規録俗以蛭兒爲夷社、以事代主爲惠美須、以似其訓誤傳其神名者多矣、且以蛭兒稱佐良氣未考、恐是事代主神也云云

然れども延寶九年著の和州舊跡幽考は、若宮外院小社の部に、佐良氣神を蛭兒神とし、諸社一覽亦蛭兒神とせり、興福寺濫觴記（續々群書類從）にも

佐良氣神社 蛭兒神也

と有り是亦蛭兒神にして事代主神に非ず夷神を事代主と誤る事下に詳く解くべし

○大隅國始良郡國分村内村

三十七

蛭兒神社 奈氣氣社號ニ宮大明神

三十八

所祭蛭兒神 當社は大隅國二宮也鎮座年月不詳

龍伯公（島津義久）再興慶長十九年内村の内高十石御寄附

右は三國神社傳記（文化五年編神祇全書所收）に云ふ所にて、此地は今集人町と改む、社格は村社なり、例の磐椽樟船此地に漂着して社を創むと云ふ、境内に楠の大樹有り、回り十二間、享保に枯死し、其後のも境内を覆ふと云へり、社をなげきの社と云ふ、古今集、金葉集、詞花集、等の勅撰集にも詠れたり、社も古社なるが如し、社は有名なる物にて大日本地名辭書が百圖考を引きて

寛文中の書に、なげきの社見んとて行きたりし時、齡八旬ばかりの翁の云ひしは氣色の社の枝と傳へたりと見ゆ、こゝにも蛭兒神を祭れりとぞ、と書きて千載集拾遺集を引き書けり

此氣色の社も始良郡にて、上のなげきの社に程遠からぬ地らし、此社にも蛭兒神は座すなり、元來薩隅の地に迄蛭兒社の彼是多きは甚心強し、曾て同社に問合せ

しに社掌龍波見一雄君より早速回報に接せしが、右の記載と同様にて有りたりき、三國神社傳記中、薩摩國大磯村及地蔵町等にも蛭兒社あり、大磯の方は攝津廣田神社より勸請、こ記し有るを見れば、西宮の蛭兒神の關係なる事明けし。

○阿波國那賀郡鷲敷町和食郷社蛭兒神社は、合殿に天照大御神、素盞鳴神座なり(明治神社誌料)上にも引ける如く西宮當時の合殿を同くせり、此社の夷神に付て面白き傳説有り、新著聞集に載せたり、茲に引用する必要無ければ省く

○官幣大社伊弉諾神社には天照大御神、素盞鳴神と共に蛭兒神を攝祭として祀られて有り(淡路常磐草)蛭兒神は特に磐櫛樟イハツスさまと稱せられて世の尊敬篤しと云ふ

○官幣大社鹿島神社にては、年宮は住吉神社、海宮は廣田明神西宮蛭兒、國主は三輪明神大己貴命、祝戸宮は天太玉命、塩宮は高倉下云云、外五社と共に正大宮祭の如く、年中二度例祭勤行の末社なりと鹿島神社例傳記に見ゆ

○常陸國久慈郡機初村大字西宮宇西宮、村社西宮神社は祭神蛭兒神明細書に「往昔此地海灣に近接し、沿岸沮洳芦荻望に瀾る、故に當時芦津坪村の稱有り、村中

一林樾をして西宮蛭兒森と稱す、承安年中佐竹義隆就て蛭兒祠を始め、又東福院を置きて祀事を管せしむ、慶長十四年烏有に屬し、元祿四年正月徳川光圀新に蛭兒の像を置き、又命じて十二所、素盞鳴、稻荷、廣田の四社を合祀せしむ、寶曆十年村名を西宮と改め神祠舊に依る、除地三石四斗一升七合を帶ふ」と見えて早く蛭兒神を祭れり

○官幣大社多賀神社には蛭兒神あり、本社玉垣内に祭れりこ有り(古事類苑)伊弉諾神社、及多賀神社、紀伊淡島神社などは蛭兒神は離る可からざる因縁深き神社なれば素より夙く祭らる可き神社にこそ

○筑前朝倉郡志和村志和郷社麻底良布神社は祭神五座坐して伊弉諾大神、天照大神、月讀神、蛭兒、素盞鳴神なるが、延喜式内社にて式には一社なれば、他は合殿なる可し、天照大神以外は皆後に祭れしものか(明治神社誌料)

○播磨國明石市、夷町、縣社岩屋神社は祭神六柱座して、伊弉諾神、伊弉冊神、大日靈貴神、蛭兒神、素盞鳴神とす、式の彌賀多々神社、又は伊和津比賣神社か

とも云ひて種々の説あり然れど今の社號と地名の夷町とを大に考ふる必要あり

○攝津國神戸市和田岬町縣社和田神社は、祭神天御中主神にまして、相殿に市杵島姫神と蛭兒神とを祭る、明治神社誌料曰ふ万治元年五月、攝津武庫川氾濫、堤塘決潰し、同郡小松村岡太神社の神祠海中に漂ひ給ひしに、同二十三日和田岬なる蛭兒森に泊らせ給ひて神異有り、即時の領主青山大膳亮（尾崎藩主）神慮を畏み此所に鎮座し、社殿を創建す、寛文二年十一月工成る、結構壯麗云云延享元年古來此地に鎮座せる蛭兒神（蛭兒森の名に因る）及市杵島姫神を合殿とす

と有り和田神社は今移轉したれど、舊地は今三菱造船所の構内となれり、其地寛文迄は蛭兒森にて、西宮蛭兒神の神幸遺跡なりしなり、此事昭和五年九月兵庫神祇に詳に載せて有り（第八頁及寫真第六版をも参照）

○淡路國津名郡岩屋浦の石窟に祭れる神を里人岩楠明神と云へり、岩楠は蛭兒神を云ふ、大日本地名辭書「岩屋神を蛭兒神と云ふは却て理由あるが如し」と云へり、淡路國は周圍皆海村なれば蛭兒神を祭らざる地は無し、况や岩屋浦に於てを

四十一

四十二

や、石窟の岩楠尊は蛭兒神なる事勿論なり、津名郡の官幣大社伊弉諾神社の蛭兒社を岩楠さまと云へるを思ふべし、既記明石の岩屋神社は此所より遷り座せる説有り後白河天皇は梁塵秘抄に左の如く書かせ給へり

關より西なる軍神、一品ちうさん、あきなるいつくしま、びちうなるきびつのみや、はりまの廣峯惣三所、淡路の岩屋にはすみよしにしのみや

こあり

○紀伊海草郡加太の郷社淡島神社の末社に蛭兒神社有り、淡路紀伊とも神代の國生の條に因れるなれば、理よく聞ゆるなり、但創立は皆不詳なり

以上掲げ来る各神社は皆蛭兒神を主と祭れるなり、又夷神とも稱せるなり、次に載するのは主として夷神として古く祭り來れる神社なれば參考に資せんと茲に引出てつ、斯かる神社を掲げ來らば實に屈指に違有らねば他は總て省略するなり

○攝津國住吉、官幣大社、住吉神社にも末社として、舊く廣田社及蛭子社を祭れり、攝津名所圖會には廣田大神は八銚御前神社に、蛭兒神は市笑姿神祠として有

り（今市戎とす）然して住吉大神宮諸神事次第記（續群書類從）を見れば、廣田及衣比須神社を祭らる、事甚懇切なり、一月九日十日の祭日を、しかも西宮に傳はらざる事項迄が行はれて有り、即煩を厭はず左に記さん

一月十日廣田御狩、先九日夜於江比須社御前、酒肴巫女舞、次着座、下客殿酒肴巫女舞有之酒肴結鎮、十番頭出之差入菓子酒十瓶子、此内菓子五膳、酒五瓶子用之殘菓子五前、酒五瓶子、十日料置也、十日酉剋御狩神事、先着座上、客殿神官四人着座、西壁際北主巫女北座中高着座現謹南座中高繩筵敷也河尻島々惣一現謹末東聊引下着座、饗膳神官四人、机菜五種精進巫女方座上各四膳机菜同末長机現謹上二膳机末長机菜同差入菓子西沙汰神人前居長机置也酒一献陪膳田邊鷹合百姓等役畢、巫女舞一返畢、又檢校二人舞也、神官前菓子居之酌巫女役着座之後中案内神人惣官雖官社參殿回北間一御前御狩有之、二三四御前同、次江比須御供備進御幣進之、檢校取御幣申上也、次濱南北山御狩、此間惣官布衣權官同着座、三神殿小鳥居北脇敷小文一帖南北行惣官座西面同南脇敷小文一帖權官座西門前、

四十三

四十四

敷黃緣疊神官座北上東西南巫女座中高黃緣二帖末繩筵敷也東面行面中高現謹同東末座、濱御狩畢、經猪鼻入西門着座酒肴上客殿一献略之用此酒肴差入菓子同渡之、巫女舞之、次退出也、其後參惣官權官亭遊之

此御狩神事は西宮にては古來正月九日に行はれし様子はおぼろげながら察せらるれど、濱南は南宮社を云ひしならん、抑濱南宮とは、南宮、夷社、三郎殿、兒宮などを總べたる一境域の名として廣田神社より南に當る別宮の社域なれば然云ひし名にて、さる稱呼も或時代には有りたるらし（古くは北南兩社と云ひし事も有り、近代上下を稱せし事あり）然れども此所に云へる濱南は其社域なる單なる南宮神社と解せらる、此文意を考ふに、此書の成りたる當時の南宮は、正月十日北の山なる廣田神社に御狩が行はれし如く聞ゆるなり、斯のやうの神事の此社に行はれし事は、余は曾て知らざれど、元來廣田なる本社と南宮とは深き關係の間柄なれば、斯る事の行はるゝは幾重にも首肯せらるゝなり、抑此神事次第記は、鎌倉末期に津守國有の書きし、ものゝよしなり、故に此時代に北山なる廣田大神が、



濱南への御狩は強て疑ふ可からずと心付きたれば愚意を述べ置く、廣田及西宮に行はる、御祭日に、住吉神社にては末社ながらかくも鄭重に祭られしなるべし、猶西宮の條に詳く陳ぶべし

○若狹國三方郡末野村（今遠敷郡）村社須部神社の蛭兒神  
伴信友翁の神社私考に左の如く見ゆ

若狹國神名帳に云ふ、正五位酒部<sup>スヘ</sup>神社○若狹郡縣志、遠敷郡の部に西神社、東末野村、傳言祭蛭兒矣、一説當社祭惠美須云云未<sup>レ</sup>知孰是也、民間蛭兒、與<sup>ニ</sup>惠美須<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>同体之神<sup>一</sup>者非也、「蛭子を夷三郎殿と云ふ事は古き事なり下に云ふ」社説に養老二年、神靈現<sup>ニ</sup>末野南面神谷樹下、三年三月廿三日建此所祭之、古者神領田畠八反矣、正保二年酒井忠勝公、依有祈願建鳥居、毎年三月廿三日九月廿八日有祭云云○社記に應永頃の書と見ゆる物有りて、夫は西神社飛留<sup>ヒルコ</sup>子の明神、本地エビスなりと云ひ云云、此神社を西神社と云ふ事は、園林寺の古文書中、應長元年の寺社領注文に、一丁八反、二反小一反、西宮經田國來名ノ分、と見えた

四十五

る西宮是なる可し

四十六

と信友翁は書かれぬ、此外例の細密長文を以て、西宮神社の古書に見ゆる事項を反覆叮嚀之を説明せらる、余思ふに、延喜式内神社の須部神社の末野村に在りとするは論なけれど、若狹郡縣志が西神社とし、蛭兒神を祭るとしては、須部神社と西神社と社號が二つ有る如く聞えていと紛らはしきなり、是は祭神が蛭兒神なれば元の社號を措きて西宮を西神社と心得て此地方にては然云ひ慣ひしものなるべし又大飯郡和田村車持の式内社香山神社も同様西神社と稱して蛭兒神を祭神として俗之を香山夷と云ふよしにて神社私考及神社叢録にも同様に云はれて有り此外遠敷郡栗田村にも夷神を祭る西神社有るを思ふ可きなり、兔も角も須部神社々記の養老は措きて、同郡彌美神社園林寺古文書の應長には西宮として祭られて有りけるを見れば、随分古き時代よりの事にて、小濱侯の待遇も相當に受けるたなり而して内務省神社局備付の神社明細帳を見るに此須部神社は村社にて祭神は蛭兒神とし彼の香山神社も同様蛭兒神を祭神と成せり

○駿河國安倍郡美和村大字足久保字和田奥の式内社、郷社足杯神、祭神蛭見神は  
明治神社誌料曰ふ

神社叢録は惣國風土記を引きて、足都幾神社所祭蛭見卜部兼臣承而祭之

とせり、總國風土記は假托の偽書なればとて異論有り、然れども今世間に蛭見神  
を如何に見做してか年次が式社に不相當と思へる學者あり、上記西官の蛭見傳説  
の鎮座を常陸の大洗磯前酒列磯前神社の齋衡前後と見れば怪むに足らざるなり

○和泉國大鳥郡下石津村、村社石津太神社は延喜式内の神社なるが、石津の夷さ  
まこと其地方には聞えたる神社なり、祭神は蛭見神、事代主神二座とす、泉州志  
は（元祿七年著）蛭見の例の傳記を引きて、孝昭天皇七年八月十日始て社を建て、

後に天神を併せ祭るよし云ひて、此社は和泉國十市郡太に座す彌志理津比古神社  
なりと斷じて、今天神と號するは即此神かと云へり、然るに寛政三年の和泉名所  
圖會は、祭神を蛭見神とし、事代主神を合せ祭るとあり、圖畫にも社殿二棟あり、  
此は蛭見神、南は事代主神とし、齋垣の内に並ひて各神名を標せり、元祿の泉州志

四十七

に天神を併せ奉るご有るのを、いつしか事代主神と改めぬるは、其當時の事なる  
可し、而して主神は蛭見神にて、天津神は後に合祀せられしと泉州志は見認て書  
けり、故に元祿迄は如是も有りたりし也、此社の拜殿の構造は珍らしき形にて、

四十八

神殿は檜皮葺唐破風作り、二棟並び拜殿は二社別々なれど棟を一つに續けたり、  
見慣れざる風なり、爰に用なれど序に記す、今近村某社より諏訪神社を合併せ  
るは是非なき事なる可けれど、菩比命を祭れりとするは何故の所爲なるべきか又  
此石津神社にても夷神の像札を頒布せるが、元來畫像札の頒布は西宮神社は寛文  
三年現今の神殿を徳川家綱公の造營せられし時、其修葺料に本邦各地に許されて  
事實版權を得たる如き特權を附せられ居たり、故に他社の夷神像札發行は西宮の  
訴訟にて差止たるなり、今社中に残れる書類に石津夷社の發行差止を願ひしに、  
石津は事代主神の像札にて、蛭見神にはあらねばとの辯論にて、結局石津社は附  
近何ヶ村にのみ頒布する條件にて和解の様なる裁決にて事済になりけるよし記せ  
り、是は明和五年の事なりき、事代主大神も人民の得手勝手には嚙苦笑せられし

なるべし、上石津村にも氏神は村社蛭見神社に坐すなり、之は一座なり由緒は勿論詳ならず、近村の市村にも蛭見神社有り

○佐渡國夷町郷社諏訪神社は、配祀に事代主神と蛭見神と座せり、地は古く夷港と稱す、今兩津町と改めて新瀉よりの着陸點なり、明治神社誌料曰ふ

明治六年郷社に列す、同年當町蛭見社に合祀せられしが、明治八年再度分れて同三十九年十二月加茂歌代の蛭見社を合祀せり云云

此夷町の蛭見神社は地名の夷と深き縁由有る事なる可く、不幸にして未詳細なる研究材料を得る事能はず、暫時機を待つ

○播磨國高砂町戎社（無格社）二社 戎町と東宮町とに有り

高砂雜誌 文久二年十二月 三谷松園撰

村翁記 村君又は漁翁とも云

阿美仁平、同惣太夫、同又太夫、三人は漁獵數家の魁首也、尤故家にして居住變せず、往年此開邑の時、初めて攝津西宮より戎大神を勸請し奉る云云

四十九

五十

### 戎囃子

毎歲正月三日四日五日三ケ日の際、東西兩社内の神像を負奉り、戎町、東宮町の若輩の者、并に兒供總町々、家毎にはやし行き、參物を「米餅」得、是を以て十三日の左義長迄式の宿を致す間、兒輩の糧とす、此時脊負たる兒供の囃言あり云云、先囃初は宮へ行き、次に柴屋某へはやしこみ、夫より後に町々家々を順回ります

但極月晦日より正月十三日迄、漁者とも交々左義長の宿と唱へ、戎其他神像を迎へ祭る也、十四日に本宮へ還御なし奉る是式年の例なり

### 西宮戎由來

此宮は高砂浦開闢の時、阿美仁平、惣太夫、又太夫なる者の勸請する所にして、尤古りたる靈社也、此三人の者はしも、大綱を生活として往昔は豪家なる者、此故に此勸請あり、由來以て戎社の諸事支配し、他に關らしめざる處、中古以來氏神祠人小松氏に祭神を托して祭らしむ

右は高砂神社小松正壽君の報に關る、明細帳を見るに祭神は尚二社とも事代主神  
となれるは遺憾なり、各地漁業家は特に崇敬淺からず、隨て崇敬者の陽氣に祭る  
例として、大漁收穫のある時は必ず祝宴を開く、此時漁夫の一人に裝束を着せて  
戎神に擬し、正容として滿場之に大に報賽を爲る如き情事有り、各地種々の風習  
を存するも今は悉は引出でず。

(六) 蛭兒神と夷神とは同神なり

○神皇正統錄に

大八洲ヲ定メ、山海江河草木ヲ造リ給ヒ、又語テ曰ク、豈國ノ主無カランヤト  
テ即一女三男ヲ産給フ、所謂日神、月神、蛭兒、素盞鳴神是也、此御神即國ノ  
主ト成リ給フ、月神ト八月讀尊、今ノ高野丹生大明神是也、此御神ハ山ヲ領シ  
給フ、蛭兒トハ西宮大明神夷三郎殿是也、此御神ハ海ヲ領シ給フ。

此書は神代に始まりて建久九年に終る、作者は當時の人なりと云ふ、げにさも有

る可し、然るに近年或學者は此書を疑ひて、吾妻鏡や北畠親房卿の神皇正統記に  
似たる所あれど、當時の物に非ず、南北朝以後の物にて、偽書同様の如く云ふ人  
有り、是は蛭兒神と夷神と非同神なりと主張せんとして故意に此書を排斥しつる  
なれど、余は公平の眼を以て見て論ずれば決して輕視すべき書に非ず、著作の年  
代は明ならざれど、神代に筆を始めて建久九年源賴朝が相模川の橋供養に行きて  
歸途落馬せし條を以て筆を止めたり、此條を以て筆を止めたる所、神皇正統錄を  
書ける主眼なるべく察す、彼是考察する時は大に此著者の旨趣に感激する所ある  
なり、親房卿こそ却て神皇正統記の題號を此正統錄に據られしと思はるれ、然る  
に偽書扱にせんとするは餘りに心無き所爲と云ふ可し。

○源平盛衰記劔の巻には

所謂日神、月神、素盞鳴神ナリ、日神ト申スハ、伊勢大神宮天照大神是也、月  
神ト八月讀神高野大明神ト號ス、蛭兒トハ三年迄脚立又尊トテオハシケレバ、  
天磐椽樟船ニ乗セ奉リテ大海原ニ押出シテ流サレ給ヒシガ、攝津國ニ流寄リテ

海ヲ領スル神ト成リテ夷三郎殿ト顯レ給ヒテ西宮ニオハシマス。

盛衰記の著作者及年代も詳ならざれども、建久を過ぎて近き頃の作なる事は既に定説有り、當時西宮は世に信仰の標的となりて、大に天下に稱せられし時代なりし事は推知せらる、此書并に其事柄は世に普く知れ渡りたる事にして、蛭兒と夷神の同神なる事を示せる最古の記事なり、後章に説く可き件々の大に参考となる可き物なれば特に便宜上茲に掲げ置く。

扱蛭兒神の西宮に鎮座の土俗口碑と、蛭兒神及夷三郎殿の名の見ゆる古書ともを一渡り載せけるか、元來蛭兒神と云ひ、夷神と云ひ、三郎殿と云ひ、何れも御名義の上より見る時は他の神々の例と違ひ、上に云へる如く大に異様を感ずるなり、故に古くより研鑽を積まれて後に難解の問題視せられて有りき、此御神の各神社に祭られて其社に存する事柄に至りては、唯當時に於ての世評のみ、考按のみ、洵に覺束なき物なり、然れども古來の傳説は選ぶべき物にて、決して捨つ可き物ならず、上に述べたる西宮鎮座の傳説は大に味ふ可きなり、時代はいつとは無け

五十三

れど、彼の大洗磯前、酒列磯前の例を以てすれば文徳天皇の齋衡前後にや有らん、平安期の初期は浮屠氏の隆盛を極めたれば、佛家の説に泥みて世の大勢は斯る現象を特に有難しと考へたりし時代なり、社中にては近代此傳説を尊重せざりしにや記録に留めたる物を見ず、思ふに鳴尾の漁夫に據りて現れ給ひしなど云ふ事を喜ばざりしにやあらん、然れども余は早くより此傳説の大に信ず可きを高唱して、先著ごにも稱揚し前記うぶすな參りと云ひて遠く和田岬へ神幸の行はれしが如き特例の證據有る事を以て鎮座の傳説は大に主張せしなり、恐らく是ぞ西宮蛭兒神の發端と見る可き物と思ふ。

西宮にては蛭兒神と夷神と全然同一神として祭り來れる事は久しきなり、上に述べたる條項の中にも時に觸れて辨じたるが、然るに蛭兒は夷神と同神に有らずとする説も随分に被是聞ゆる論なり、然りて同神に有らずと云ふ確乎たる證據は一も有る無し、皮想の理由を擧げて非同神説を高唱し、偶々論ずる物は、蛭兒は不具なり、神に非ず、釣魚の像は事代主神なりと云ふが如き、真に薄弱なる論旨

五十四

のみにて一つも根據の有る説を聞かず要するに蛭兒神の解釋が成し能はざる一點に有るのみなり、其解釋の成らざるは今日の理智を以て判斷せんと企つるよりの事なり、決して難解にては有らざるなり、唯信仰の上より成りたる物にて、信仰は理智を以て解する事は到底爲し能はざるなり、余は四十五年前に既に云へり、蛭兒神は夷の國を修めて事終りて日本に歸り給ひしにて、信仰の上より蛭兒を夷神と名付きたるなりと、而して其創建は何時代の事か其は更に知るべからず、假に彼の大洗磯前酒列磯前の例に依りて齋衡三年前後と見做さば、鎌倉の始めよりとして遡て三百年足る足らずの年間なり、確乎たる根據の無き水掛論よりも、口碑に傳はり古くより書に見ゆる例を證とする方却々に正鵠に近きに有らずや、非同神を唱ふる證據は恐らく一も有る事無かる可し。

抑非同神説の主張は「蛭兒は二神に棄られて海に流されたる不具者なれば、福神として祭らる可き資格の有る筈なく、又鯛を釣る事も不可解にて、今世に傳ふる如き神像は全く他の神なり、夷神は全然蛭兒神の性質と異りたる物にて混同すべ

五十五

五十六

きに非ず」と云ふに在り、理智を以て論ずれば或は種々の説も産み出さる可し、元來非同神説者が不可解を説く如く、三年に至る迄脚尚立たずと云へる事と、福神として釣魚を爲し、笑を湛ふる神像とは似も附かざる對照なれば、誰も不審と見るは理なり、然れども何時の時代にかゝる神像を作り始めたりしか、明には知られざれど、蛭兒神像の初めて和田岬の沖に現れ給ひし時は石像なりしか木像なりしか素より判斷は附かざれど、彼常陸の例を以てすれば石像なりしなる可し、されど其形容の如何におはしたりけんか、恐らく竿を採り岩に座して鯛を抱へたる形体には有らざりしなる可し、唯神像やうの物なる事は疑はず、岩に倚り鯛を抱へたるは年月を經し後にいつしか他の或物と混じて一つの本像がいでしなり、始蛭兒神は夷神とも稱して以來、世間に知られて平安朝以來多くの書籍の上には夷神の方早くして蛭兒神の方後れて見ゆ、是は全く夷の名の專ら世に唱へられしなり、而して蛭子と書ける文字を大方の人はエビスと讀む事は、抑何故なるか、元より蛭子をエビスと讀みも書きもすべき理は無き筈なり、熟々思ふに蛭子と云

ひ夷と云ひ、原より同一なる事の腦裏に滲み入れる上に、蛭子の子の文字が、扇子金子などの子に通ふが故に、夫れに心惹かれて、其上平生使用に馴れざる蛭の字を、蝦などにふと混同して終に漫然蛭子をエビスと讀む可く成りしものなるべし、然るに之を怪しごもせて、今も尚蛭子を平氣にてエビスと書きも讀みもせるは、兩者融合密着しける故なり、斯く迄に兩者が密着せる所以を思はざるべからず、然るを元弘建武頃の二十二社本縁は蛭子とも申傳ふるなりといひ、廿一社記は夷蛭子とも申傳ふるなりなど書けり又神を三郎など、稱するは敬拜すべき信念に有りながら、人の名の如く云ひなし、爲に、後々は疑惑の起りて非同神説も生じたるなり、蓋し三郎殿とは蛭兒神の名に非ず、蛭兒の神前に奉仕せし浦人なり、今の神像は浦人の肖像なる事を思ふべきなり、次々に詳に辨明せん。

(七) 夷三郎殿とは二神の名にて一神の名にあらず

次に夷三郎殿は一神の名ならで二神なる事の由を云はん、此事は先年喜田貞吉博

士の始て云ひ出でられたるなり、從來一神として數百年間信じ居たるを、氏の看破せられたるは洵に謝すべきなり、今彼是を參酌して反覆之を速ぶべし、隨ひて其三郎殿の何神なるかに付ては余の考按あり、大に誇とする所にて、雜誌「歴史と地理」(昭和三年二月號)に意見を發表せしが、重覆なれど次々に述べ可し。

○伊呂波字類抄

廣田五所大明神本身阿彌陀 在攝津國

矢洲大明神 觀 音 南 宮 阿彌陀

夷 毗沙門 兒 宮 地 藏 三郎殿 不動明王

内 王子 觀 音 松 原 大 日 一 童 普 賢

百 太 夫 文 珠 電 所 二 所

首卷の解説に天養より長寛の間の作とす。

○諸社禁忌 (續群書類後)

廣 田 云 云

同濱南宮

本地注 巫女壽王

南宮 阿彌陀

兒御前地 藏

衣毘須 不動

三郎殿 毗沙門

一童 俱利伽羅

松原 大日

右書の文面を察するに鎌倉の初期と思はる。

○石清水文書宮寺縁事抄

(又號南宮)  
廣田 阿彌陀

夷 異事海老主

長寛元年損色勘文注江比須 文治五年損色勘文秋

三郎殿 不動 押 紙

普通夷ノ如シ魚持之  
三郎殿

百太夫 同

○石清水文書宮寺縁事抄十一

(表紙裏書)

左二所

諏訪明神  
南宮神功皇后御垂跡

橋大并

廣田大并 末社

夷三郎殿 | 是ハ夷ニテハマシマセズ  
冠者殿

明神

ト其説

云云

密説也

雖レ爲ニ南宮本社「中勸請

云云

舊記

神祇兼頼 推少副ト部 者神功皇后

此書三郎殿の下部に「是は夷にてはましますせず」を念を入れて有り。

○燿天記

續群書類従

夷 不動

三郎殿 同ビ社門

内王子地蔵并

百太夫

○北野宮寺縁記

續群書類従

夷 不動

三郎殿 毘沙門

松童 阿彌陀

○東大寺八幡験記

續群書類従

夷

海老主

長寛元年六月勘文には江比須

文治五年損色勘文用秋



建久三年勘文用夷字耳

三郎殿 不動

已上二神奉祀一社也

是は石清水文書と粗同じき也二神奉祀一社が相違なり。

○日吉社神道秘密記 群書類從

廣田社 東向ニ西ノ方ニ有之

山末神前ニテ申ノ字ヲ掌ノ内ニ書之

夷殿	俗形
三郎殿	俗形

右に續きて左の如きが有り。

夷殿
三郎殿
内王子

尚他の所にも鳥居を畫き一區畫の圖面内に小形の社殿を畫きあり、此秘密記には

外にニヶ所同じ様の事書けり、此書は元龜二年信長の比叡山燒討の時に燒亡せるを社務行丸云ふが更に新調せるよし、卷頭卷末に記しあり。

扱夷三郎とは夷神一神の名なりと誰も思ひ居たりしなり、然るに右の如く夷神と三郎殿とは全く二神なる事を知るべし、本地佛の名迄書き添へて有れば、夷三郎云ふ一神の名に有らざる事は明々白々なり、近衛天皇の天養前後より鎌倉初期迄の書に見ゆれば、夫より以前に既に兩神を並べて相祭れるなり、然れども劔の巻及神皇正統録の如き文中には、夷三郎殿と引續きて書けるもあるを見る時は、如何にも二神の名とは思はれざるなり、是は二神が後に一神と成るべき併用の時代と思はる。

○東作志

美作國吉野郡石井庄下石井八幡宮棟札之一部

南宮 亦彌勒 夷 不動 三郎 毘沙門 百太夫 不動又

右は美作國の地誌也、中山太郎君の風俗志に據りて知得し、今度東作志を閲覽す

るに、神社は寛政に焼亡せしも棟札は里正の家に在りたれば難は免れしと記したり、此下石井村は今は播磨佐用郡に編入して兵庫縣に屬す、故に神職安藤豊氏に實大の寫を乞ひて熟覽するに、長二尺八寸、巾七寸なり、木材は松板にて蝕甚しく、加ふるに色黒くなりて所々判讀し難きが有れど幸に大概は讀む事を得るよしなり、扱寫したる記文を見るに、中央に神名を佛名らしく三行に書きて、下段に讀み馴れざる佛家の文章にて八行を書き、上下兩横には諸國の有名なる神社と各其垂跡を加へて二十餘を列記す、前記の神名は其一部なり、年號を右の八行中に元慶元年霜月十三日云々と記せるを見る、然るに裏面を見るに、神社は腐朽に依りて萬治元年に改造せる趣を記す、故に思ふに棟札表面は萬治元年に舊時の物を其儘寫し、物に有らじかと思ふ、されど寶物に接せざれば覺束なし、然し前記の神名は、南宮、百太夫など西宮に特有の神名を四つ迄書きたるは、西宮全盛の頃の物らしきなり、されど年號の元慶は、文章の様子にては建設年號に非ずして、文章中のものなり、兔に角古代の物を後に寫し、ものなりと思はる、然れども參

考品には成るものなり。

○次嶺經 北村季吟貞享元年著 京都祇園社の條の攝社と載せる項に

北面夷 蘇氏の社の南西大門の南の脇也、夷とは蛭子也、此社に二躰おはします、もとは一躰おはせしを愚昧の者盗み取れり、よりて又作りて安置せしに、彼盜める者にたゞりて苦惱ならしめ給へれば、夜ひそかにゐて返し奉れり、其ゆるに二躰ながら茲べてあがめまつれりと社家の者かたれり。

此蛭子社は誰も知る如く、西の樓門を入りて右の方に在り、一見構造の特異なる社なり、今は國寶建造物とす、明治三十九年著の八坂誌は此祭神を事代主神とせるは甚不都合なれど、是は此社に限らぬなり、然れども社號に蛭子社と明瞭に書きながら、事代主神とせるは如何にも不都合ならずや、尚此社より程遠からぬ通俗建仁寺の夷神社は社號を惠比須神社としたれば近世の誤謬を信じて事代主神とせしなり、故に八坂社誌の如き不條理は免るゝなり。

扱此祇園社、即八坂神社の蛭子社の神体の二躰有るを、愚昧の竊去りたる云云は

恐らく誤傳にはあらず、二躰傳來せるが不審なるより斯る説の起りしにて、其二躰と云ふ譯は、前掲の夷神と三郎殿との二躰が、後に一躰と合してより一神の方を忘れし結果に外ならず、洵に二神が一神に成りたる好例と見るべき物に有らじか、前記東大寺八幡驗記に「己上奉祀一社」と有りて夷神と三郎殿を合祀せる例有れば此社にても夷神と三郎殿との二躰を一社内に祭り來りたる好適例の存せるものと思はる、果して我愚見の違はざらば貴重なる資料にこそ、併し尚思ふに此社には古く蛭子社が境内に三社有りしなり、其由は此次嶺經、及安永九年の都名所圖會にも明に三社ある事を圖中に標識す、何故三社ありしか今は知り難し從來一神の名として稱せられし夷三郎殿が、全く二神なりし事は右の例證を以て明瞭なり、此辯明に引續きて尚論すべき件々有り、都合によりて後の章に譲り暫他の事項に遷らん。

#### (八) 市の神とする夷神

西宮を勸請せりと覺しき蛭兒神、即夷神の諸國に多きを掲げ來らば際限なく夥し

六十五

きなり、中に前掲の諸社は先以て最古の社に屬すべし、茲に市の神とせる夷社を少しく云はんに、大和の新龍田神社の末社の夷社は、廣田大神を伴ふて祭られたる夷社なるが、龍田の市の神と稱せらる、新龍田は云迄もなく往古は法隆寺の物なりしなり、大和志料が

六十六

惠比壽社 龍田新宮の域内に在り、龍田は古へ盛なる市場にして、龍田の市と稱して名所たり、白川七百首に「知る知らず人は龍田の市なれば、誰をたれとも別て頼まん忠繼」と即此也、惠比壽を此所に祭るは市に因めるのみ、社は寛元元年の勸請に係り、新宮と共に法隆寺の支配に屬す云々

法隆寺別當記寛元元年癸卯三月廿二日、西宮、南宮、廣田殿等、奉龍田西浦畢云云

一夷勸請根元事、寛元元年癸卯三月廿二日夜西宮南宮廣田殿等始奉移龍田宮西浦畢此歳麥百文二四斗、米八百文二三斗ツ、夷ノ祭禮ノ始ハ當寺へ御輿ヲ奉入付テ兩郷并近隣近郷渡入りテ入替々々歡樂ヲ仕キ云々

又法隆寺良訓補志集 續々群書類從

文和三年甲午三月五日、爲龍田八講八郎巫ト云老者出仕有之、得便宜相尋、當所夷御前御來臨之年季之處、我身ハ今年九十九歳ニ罷成、我母於御峯高峯高ククラヲコシラヘマネキ勸請シ奉ルニ、雲ノナビクガ如クニシテ御影向云云、我ニ歳ノ間ニテ候ト申云云、但右日記云フ寛元元年三月廿二日夜、西社南宮廣田殿等奉<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>龍田宮西浦<sub>ニ</sub>畢、是分明ノ日記也云云、考ルニ此古記ハ則別當日記ナルベシ、後記ヲ披見スルニ一字モ不違也

とも載せて外に同じ様なる事項も所々有り、時代は寛元に下れば最早夷三郎殿の二神が一神に成れるなり、而して此社の記事によれば、高買が龍田の市の爲に祭り始めしよしなり、市に依りて始むと云へば左の如きが有り、出典の知られぬが甚惜しきなり。

本朝通紀 元祿十一年編

推古天皇九年春三月太子始<sub>レ</sub>市、使<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>高買賣之術<sub>ニ</sub>、當<sub>ニ</sub>此時<sub>ニ</sub>、誓<sub>ニ</sub>蛭兒神<sub>ニ</sub>、

六十七

爲<sub>ニ</sub>高家鎮護神<sub>ニ</sub>、後世以<sub>ニ</sub>惠美須<sub>ニ</sub>崇<sub>ニ</sub>福神<sub>ニ</sub>、自<sub>レ</sub>是始焉

六十八

和漢三才圖會及其外にも此書を引きたるがあり、之を以て見れば上古よりの故事とは見ゆるが、其由る所を知らねば確とは受けられず、太子が市を始め給ひ、蛭兒神を祭りて賣買の術を知らしむなご云へば、龍田の市こそ所柄として早く祭らる可けれ、然るを寛元といへば其時代が後るゝなり、年數に過分の隔り有れば、盛衰の爲に再興なごせしにやこもいは、云ひてん、併し本朝通紀は元祿十一年の著述なり、當時慥なる出典の有りしか知らねど、覺束なく思はる、是に就きて久保季茲は神惠略述頌を書きて

市守護大市姫、高買始祖西宮戎

として前掲の本朝通紀の文を載せて、按此説未詳<sub>ニ</sub>本據<sub>ニ</sub>、雖然相傳也久矣、故今從而作<sub>レ</sub>句<sub>ニ</sub>辯解せり、之に類して慶長見聞集 史籍集覽 に

るびす三郎殿と申はいざなぎの命の御子にして、一女三男と申して四人の御子まします云云、天照大神より三番目にあたらせ給ふ御弟なり云云、常に夷をい

はひ奉る事いはれあり、聖徳太子と西宮御神御約束有りて、末代の衆生、はういつ邪見を言ひすべし、市に跡を垂れ給ひて横難を被ひ給へこのたまへば、三郎殿領掌ありて云云

此書は慶長中に書けるものなれば、本朝通紀の先驅を爲せり、出典を得たきものにこそ。

夫が有らぬか、古來市場と云ふ市場には蛭兒神を祭らざるなし、先づ有名なるは大和には奈良の高天市夷、南市町夷、三輪市夷、上市夷、下市夷、龍田市夷、紀伊日前宮市夷、和歌山市夷、河内に古市夷、譽田、和泉に市村夷、丹波古市夷、市島夷、攝津住吉市夷、池田市夷、淡路市村夷、播磨飾磨市夷、近江八日市市神社是等市を表稱せる夷社を掲げ來らば諸國に際限無し、市とは稱せずとも古くより市場の有る地は必ず夷神を祭れり、今は採録に違有らず。

(九) 推根津彦は我夷神に非ず

夷神の隆盛期には種々書物にも書かれたるが舊事大成經云へる偽書あり和漢三

才圖會に其書名を明にせず或紀として

神武天皇與長髓彦戰時、天軍盡矢失度、推根津彦神乃自所持箱、出數萬之矢、天軍得氣退賊、又盡食矣、得於食箱中、與諸軍卒等、又自箱中出品寶物、代其無來、御軍富饒、天孫大奇而問之曰、汝何由也、如有自在神力術、推根津彦神答天孫曰、吾有由神也、後日爲申之、勿令強問之、其後天下治時天孫亦問此由、推根津彦神曰、吾是天祖始子、蛭兒命大神也、今來汝助命、吾司世富事、今在攝津國廣田大神西宮大明神也俗惠美栖

海守政得幸 市守賈得幸 田守種得幸 軍守戰得幸 朝守事得幸  
天下富持神往住廣田國

此書は舊事大成經の文なり、神徳廣大にて至矣盡矣と謂ふ可し、此書素より信ず可き物に非ざれども、當時蛭兒神信仰の世相は如是迄にて有りたり、洵に神徳萬能と云はんかし、而して蛭兒神を推根津彦神とせしは、蛭兒神海を領し給ふと云ふに就きて推根津彦神武天皇東征の時、早吸名門に現れて以來海導を爲し給ひ

し功績に思ひ寄せて、斯る一齣を作り爲したるならん、又之に類して、先年物集高見博士が突如書寫して寄せられた齋部氏家牒云ふ物の一節に

椎根津彦命遊行在難波、以釣魚爲樂、或夜望海原時、天漢以光華照臨海原、椎根津彦命恠之、到其處、有磐椽樟船、順流採之、居其濱、及明夜、亦光華照其濱、於是椎根津彦命、立宮代於武庫濱、藏磐椽樟船、爲蛭兒神体、奉齋焉、廣田西宮三郎殿是也、亦與夷者椎根津彦命也

是は前記とは違ひ、蛭兒神を直に椎根津彦とせずして、沖惠美酒を椎根津彦神とせり、物集博士は若年の頃より西宮を崇拜し、老後にも時々參詣せられしが、此一節を珍らしき物として贈られたるに就きて、原本を詳に質問したく思ふ時病中と聞きたれば快氣を待つ中に逝去せられ、遂に遺憾ながら機を失して今は何とも爲る能はず、其後齋部氏家牒を心當り搜索したれど見當らず、勿論廣文庫にも何等書目は見えず併し餘りに珍説なれば、曾て夷神に就きて大いに研究せられし喜田博士に教を乞ひたれど知られず、折しも在京中にて勞を厭はず、東大史料編纂掛

七十一

にて、和田英松博士、山本信哉博士の兩君にも問合せなごして厚意を寄せ給ひたれど終に不明に了り、結局物集博士が逝去前に何角の書に引用せし物を見られしならんとの事にて有りたりき、然るに或日愚息太郎が何角の序に發見せし古史傳卷三十六を余に見す、披き見れば右の事項なり、咄何事を濫に諸先生を勞せしめし事を悔いたり、此書前後の文も時も不明なり、思ふに洵に蛭兒神研究に都合の能き説なれども、前陳の舊事大成經さでは上記ウハツフミ(此書には蛭兒神北海道にて釣し給へり)など云ふと同じ類の偽書なる可く思はれて、深くも力を込めて研究せん意志は浮ばざりき。

(十) 三郎は侍サブラフの轉訛にて蛭兒神に陪從せる浦人なり

蛭兒神即夷神の始て西宮に鎮座し、は素より一神のみなり、鎌倉の始の頃は西宮蛭兒大明神夷三郎殿と稱して爾來三郎は夷神の字アサナのやうに考へ居たり、然るに前項屢陳せし如く、伊呂波字類抄及諸社禁忌に夷と、三郎殿と、兩神を古大社又は

七十二

巨剱に鎮祭せられて此時代には明瞭に夷と三郎殿と二神にして爾も相益へてあり抑夷三郎殿は昔より一神の名とのみ思ひ居たり、然るに實は夷神と、三郎殿とは始め主と配との如くありたるなり、如是云へば甚不審に思ふ人も有らんが、西宮神社にてさへ、昔は知らず凡六七百年間一神と心得居たるらし然れば世間一般の一神と考ふるは道理なり、さらば其三郎殿とは如何なるものが、余は大に説有り下に解かん。

余は去明治二十年頃より神社の由來を考ふる中に、不圖伯五代記の仲資王の元久元年の條に、夷三郎兩社遷宮と有る事に氣が付きて、是は何故か不審を感じて頻に考ふる所有りたれども、淺學の悲しさに何等曉る所無かりしなり、濫に浮きたる事を考へて世を誤らせては成らじと先著ともには何も得書かかた、不審の儘近年迄保留せしなり、然るに先年喜田博士の夷神考を見て、夷三郎殿は全く二神なる事を看破せられたるに、是はと計り驚きつ、蛭兒と夷との非同神は早くよりの疑問なれど、夷三郎殿を二神なりと古書の證據を以て論せられたるに余は迂濶

七十三

を恥入りて、前の研究の足らずして中止せし事を悔いたり、而して夷三郎殿の二神なる事は明白なるが、然らば三郎殿とは抑何神なるか、喜田博士は別に説有れど、余は大に悟る所有りて此二神なる緣由を研究し、遂に夷三郎名義考を書きて去昭和三年二月歴史と地理に披露せしなり、此度此稿を起すに付きて稍々重複の嫌有れど要領を摘まん。

七十四

元來夷神又は三郎殿など云へる名義は、神としては如何にも不相應なる名なり、本居宣長先生は「玉かつま」に、えびす三郎殿と題して「源平盛衰記其他神祇官年中行事にも夷三郎殿と有り、此神の事いさいふかし、神に殿と云ふ事もめづらしき稱なり」と云はれ、平田篤胤先生も古史傳に、攝津國西宮に祭る夷三郎と云ふ神を蛭兒なりなど云ふ類の説とも多かれと、皆信られぬ説ともなり、但蛭兒と云ひ、脚猶立たずなど云へば、人体の如くには有れど、國を生み給ふ始なるを思ふに、萎々として有らんも其實は國土なる可ければ、後に必何所にか流れ着きて惡き國とは成れるにやあらんと」云はれて、從來先哲の随分と此事には頭腦を惱

まして、三男に當ると云ひ、事代主神は第三番目なりなど種々なる臆説も出でけるなり、假令三番目に當るとしても神を尊ぶ言に非ず、殿と云ふも三郎など云ふから餘儀なく俗様の敬稱語を用ゐる譯になりたり、而して三郎殿は、上速の如く末社に祭られても必夷神に伴はれて、獨立の神には非ずして必夷神に陪從せり、喜田博士は早く氣付きて、夷神は主にして三郎殿は寧配なりしが如しと云はれて有り、余は其配なる點が三郎殿の有する特徴なりと云ふなり、東大寺八幡宮驗記の如きは海老主と三郎殿已上二神奉祀一社と云ひて合祀を示し、又同書に三郎殿は夷にてましますせず、と迄入念したり、故に余の考ふる所は三郎殿は即夷神の眷屬の神なり、假令ば侍從なり、侍者、侍ひ、さぶらふ、にて夷の神の前に侍ふ神の意にて、神前或近側に祀られて有りけんを、是より轉じて三郎殿と呼ばれたりしが、終には廣く信仰者の上に呼び成されて、いつしか三郎殿も共に崇敬の目的物と成りて一口に言ひ做されたるなり、此事を篤と考ふるに、當時有名なりし嚴山貫主慈鎮の歌に

七十五

七十六

西の海風こゝろせよ西の宮、東にのみや夷さぶらふ

と云ふが有り、歌の意は夷は東夷とて、東國の物と聞くが、夫は東國に限らず、西の海の西宮には夷と云ふ神がさぶらふから、其海の風よ荒く吹くなと云ふにあり、さぶらふを三郎と言ひかけに詠じたるものなり、(曩に夷三郎名義考に此三郎は此歌より起因せし如くに云ひしは誤にて、茲に訂正す、慈鎮は始より侍ふなる事を知りて詠じたる可し) さぶらうと云はずさぶらふと有るを思ふ可きなり、故に此歌を以て三郎殿は侍ふなる事明白ならずや、此慈鎮の歌は拾玉集に有り諸書に引用せり、國歌大觀本には見えず、異本ともに有るにや、今は元祿の攝陽群談に據る、慈鎮は恐らく、侍ふ神なる事を知りて詠めりと余は解釋す、此事尚次々に述ぶる所有る可し、而して侍ふ殿は、夷神鎮祭の時に奉迎して能く奉仕せし浦人にて、風雅に云へば塩筒翁なり、夷神鎮座には大に力を盡し、なる可し、後には神功皇后の武内宿禰の如く、菅原道真の白太夫の如く、夷神の前に偶像となりて侍座させられて、侍ふ殿と呼ぶるに至りしものが、いつしか主なる夷神



と相雙へて祭られたりけんを、世の推移のまゝに信仰の伸展するに就きて、終に夷三郎殿と一口に呼ばれて、何時とはなしに二合文字を見る如く二者合体して夷三郎殿と一神に成り了りしなり、此變遷は極めて自然なる可し。

三郎殿に付きて尚一言したきは吾妻鏡に

建長五年八月十四日、鶴岳上下宮爲正殿遷宮也、今度始而於西門脇所被奉勸請

三郎大明神也、相州參給有御神樂。

と見ゆ、此三郎殿は無論夷三郎殿の事なり、其は建長六年四月鎌倉聖福寺の神殿の神名を載せたる中に夷社見えたり、時の執權者北條時頼が親しく參拜して神樂を奉りしなり、さしにも榮えし三郎殿の名稱が、明治以來次第に薄らぎ來りて今は其名は公の神名と成らず、いつしか神格界より消滅するに至りたるは、世の變遷も無情なりと云ふべし。

以上論辯して扨回顧すれば、信仰の消長、時勢の推移は不思議なる物にて、洵に意外を感ずるなり、始め蛭兒神一神が從者を伴ひて祭られ、然るに二神同列が合

七十七

七十八

体して夷三郎と再轉し、三轉して三郎殿は消滅して元の夷神に歸着せるなり、是を圖とせば

(蛭兒)夷神〔侍殿—三郎殿〕  
夷神—夷神〔夷三郎殿—夷神(蛭兒)〕

斯の如き觀有り、而して今夷神着用の服裝は、從來の所説の如く、神代の服裝らしからざるは云ふ迄もなし、此服裝は侍ふ殿なる浦人が、蛭兒神に仕ふる時着用せるものと見る可きものなり、それやがて後に轉じて夷神の物となりたるなり、烏帽子白張やうの服は高位のには非ざるを以て知るべし、又鯛を脇挾めるは三郎殿にて、即西宮浦の浦人なればなり、鯛に限りたるは別に意有るには非ず、魚族中最美にして萬人の嗜好する物なれば、唯魚族を代表せしめしに過ぎざるなるべし。

斯く論じれば、然らば蛭兒神、即夷神の服裝は如何と問ふ人有らん、余は鯛を抱ふる像にては非ざりしと答ふ、當初の蛭兒神、即夷神は鯛には何の縁も無かる

べし、上に掲げたる石清水宮寺縁事抄に、三郎殿と載たる下段の押紙に「三郎殿普通夷の如し魚持之」と有る如く、三郎殿は鯛を持って、普通夷の如しとは世に夷の神像と目すべき烏帽子と白張やうの服なるべし、漁夫、則浦人の手に據りて和田岬に現れ給ひし蛭兒神像は如何なる像にておはしけんか夫れは知られず、木とも石とも知るよしなし、彼齋衛三年常陸の大洗磯前、酒列磯前の例に據れば大略は之を推知すべし、故に無論鯛は持ち給ふ筈なし、「三郎殿普通夷の如し魚持之」と有る三郎殿のみ鯛を持ちしなり、夷の如しと書けるを以て斯は云ふなり。

(十一) 沖夷神は三郎殿なり

西宮本記と云ふ書あり、是は餘り古き物にては無けれど「沖夷と申奉るは潮筒翁にして蛭兒尊を迎へ奉りて養ひ參らし、御神也」と云へり、西宮の一市人に田中信謹と云へるが、享保中廣田、西宮の兩宮記を書きて、神祇拾遺及神社啓蒙が夷神は蛭兒と同神に非ずして、夷神は別に潮筒翁を云ふとして兩神別立を大に贊同し、

七十九

八十

此沖夷社こそ眞の夷神なれど呼號し、世に福神と尊へるは此社の事なり、古昔は大に隆盛なりしが、いつしか衰へて西宮蛭兒神と地を代ふるに至れりと斷じたり（此兩神は蛭兒と夷神とを指せり、夷と三郎殿にては非ず）思ふに此二書の説の因を爲し、書は、文明十八年に書ける兼邦百首抄なるべし、即蛭兒と題して

あはれみを深き千尋の海原をゆつりゑつとや今も知るらん  
上に云ふ如くひろくは海、河、水邊を譲り給ふ、鳥の磐椽樟船を作りて風の任  
放ちやりきと有り、かゝるを攝津西宮浦にすめる釣する沖の荒夷と云ふ者釣を  
するに、此神を釣上げてそだて申しき、三年迄足立たずしてかたくなにまし  
くき、然るを上古の人歌よみしていはく

父母はいかに哀と思ふらん三年になりぬ足たゝずして

こよめるは西宮の廣田の社是なり、三郎殿とはひるこの宮なり、ゑびすは釣上げたる浦人のことなり。

蛭兒神を魚族視せる書さまにて如何にも不都合なり、然し結局は夷神は蛭兒神に

非ずして沖夷、即是也と斷じたるなり、此書は文明十八年に書ける物なり、又神祇拾遺は兼邦の孫に當る兼滿の書けるなれば勿論同じ系統を受け、神社啓蒙は寛文中の書なれば亦之に隨ひしのみ、然るに蛭兒と夷神とは別なる神と云ひながら夷神と三郎殿兩神の事は毫も論及せず、唯三郎殿とは蛭兒宮なりと云へるのみにては甚不可解なり、又此百首抄の文明頃に昔夷と三郎殿と兩神なる事の知られぬは不審なり、卜部家は神祇の管領なり、尋常の家に非ず、大概三百年以前位の事はよも知られぬ筈は無かる可きに、是は何故なるか、當時神道者流に限らず、寺僧などにも秘傳と云ふ事行はれて神祇には別して神祕と云ひたり、社傳を勿体ぶりて事實を明瞭にせず、否不明瞭なる事柄を神祕の名に托して人を欺罔したる可く窺はる、洵に不誠實の行爲と謂ふ可し、

### 三浦淨心の慶長見聞集に

蛭子と申事子細有り、是は神道の義おぼろげにて人知りがたし、知りたりとて云ふ可からず云云

八十一

前に引ける西宮本記にも

こゝに世の人、此御神を兄比須エヒスと稱へ奉る事は深き故有るを以て明には云ひがたし

八十二

西宮獨案内に南宮社を云ひて

社の後に天真名井有り、何れも社傳の旨ありて此社に劔珠を納めて勸請し給ふ、天真名井、劔珠の事は一社傳來の秘にて祝詞に見ゆ云々

なども云へり、時代の思想に適合せしなる可けれど、餘り人を愚にせし行爲ならずや、何方の社寺にも有りたる弊と思はるゝか、衆庶が之を能く甘んじ居たるものと見ゆ、夫が爲に三百年間に夷神と三郎殿と兩神の象徴を失ひしなり、斯くして貴重なる諸社の故事傳記の傳はらざるは返すくも惜む可き事なりかし

又一言したき事有り、右の兼邦百首抄にるびすは釣上げたる浦人を云ふとして、三郎殿とはひるこの宮なりと有り、然らばひるこ三郎と云ふ神の名となる可し、蛭兒ヒルコ三郎と云ふ事昔より有るべきかは、兼邦とも有る人の説とは思ひも寄らぬな

論理が横に入りたるが本論に戻りて、叔田中信謹翁が夷神は蛭見神と同神に非ず、潮筒翁の沖夷神社なりと考へられしも一應は理有るに似たれど、余が云ふ三郎殿即侍ふ神と意は能く似たれど形は違へり、則沖夷社は侍ふ神にて、福神と稱する眞の夷神にては無し、即一時類推としも稱すべき夷神にて、沖夷社の主人公となるなり、土地の通俗荒夷社とも稱せられて有るなり、故に浦人なる潮筒翁を眞の夷神とせんは後に蛭見神と密着合体の場合が不合理なり、侍ふ殿が蛭見神の神前に安置せられて後に兩社合体に成るべき自然こそ勝る可けれ、田中信謹翁が力説滔々數百言も、夷神と三郎殿と兩神なる事の明瞭せる今日は、惜む可し何の効果も見認られざるなり

## (十二) 荒夷及荒夷社

田中信謹翁が廣西兩宮記を書きて、世に福神と持て囃されたる西宮夷神は今の蛭

八十三

八十四

見宮には有らで、末社の荒夷社即沖惠美酒神社こそ夫れなれど力説せり、荒夷社は明治初年迄は西宮本社より末申の方二三町許の田圃の中に在りて、境内は百五十坪に方九尺の祠宇一棟東面に建ちて有りたりき、創建年月は無論不詳なり（置位の詳細は昭和四年芸香社刊行の廣田西宮兩宮記附録の貞享地圖に在り）古來變遷の跡は更に傳無し、明治初年火災に罹り、同年本社の域内なる南門内の西側（南宮社の背後）に新に建設せるが、祭日は毎年六月十日にて古く本社の攝社とす、沖惠美酒とは本社より比較的沖の方に當るよりの名なるべし、余は此社を以て所謂侍ふ殿、即三郎殿の神社なりと主張する事は前章の通なり、此地は三郎殿生前の深き由縁の地にてもや有りけん、後に功勞を追賞して神社と齋ひしなるべく考ふるなり

此沖惠美酒社を通稱荒夷とも云ふ、抑荒夷の名は廣くも聞えぬ名にて、梁塵秘抄と後崇光院御記、及兼邦百首抄にのみ見えて、神社は巖島末社と西宮末社とのみなり、全國數限のなき夷社中他に更に聞えぬは何故ぞ、（今一二何角の書に見し事

ありたれど今思ひえず) 西宮にても本社は夷神にて、荒夷とは一切稱する事なく  
て、末社の沖惠美酒社のみ通稱を荒夷と云ひ居れり、然れども

梁塵秘抄には 佐々木氏解説本

神のみさきのげんずるは、さう九上やまをさ行事のたかのみこ、うしのみこ、  
王子 牛 王子

王城ひたかいたうめる、ひづらゆひのいちごうや、いちゐのさり、やはたにま  
八幡

つごう、せいしん、こゝにはあらえびす  
聖 真 荒 夷

解し難きふし多し、されど神の靈驗の灼なるには是々なりとの御義なる可し、佐  
々木信綱氏は漢字を充て漏らされたるが有る中に、余の臆斷には「いちごう」は一  
童「まつとう」は松童にて共に石清水八幡宮の末社なり、一童や松童は他の社にも  
ありて當時の流行神なりしなるべし、大日本古文書石清水文書の五に松童は高良  
の分身咒詛の神と有り、一童も脇書には西宮不動と書ける所もあり、且いろは字  
類抄及諸社禁忌には西宮社内にも一童俱利 迦羅を祀れる如くに書けり、此文書より考  
ふれば、末文の「こゝにはあらえびすと有る「こゝには」はにしには(西には)

八十五

八十六

の誤寫にはあらじか、抄中誤寫夥多あり、西には荒夷にて全く西宮本社の夷神を  
指されたるものと考ふるなり、荒夷は洵に珍らかにて此時代に或斯くも稱し、事  
の有りけんと思はるれど他に據る所なし、夫に就きて、神のみさきの驗するはこ  
云ひ、松童は咒詛の神と有るを思ふ時は、彼台記に待賢門院が源盛行をして西宮  
神殿に美福門院を咒詛せしめ給ひ、事發覺して檢非遣使をして盛行を捕へ、西宮  
神殿に銀筥を得たるなどの一騷動有り、之は康治元年正月の事にて、此時分に西  
宮夷社は全く靈驗現著に名ありし事を想起せらるゝ也、荒夷の荒はあらたかなど  
のあらに有らん、扱こそ後白河院はかくも書かせ給ひしなる可けれ  
されば院の撰び給ひたる、荒夷は、今の末社には有らで必本社の夷神を指し給  
ひしものなり、よも浦人なりし叢爾たる沖惠美酒社を指されたるにはあらざるべ  
し、爾後荒夷の名は久しく諸書に見ゆる所なくして應永に至りて後崇光院御記に  
珍らしく見ゆ、即應永廿六年六月廿六日の條に

抑々大唐蜂起ノ事有沙汰云云、出雲大社震動流血云云、又西宮荒戎宮震動、又

軍兵數十騎廣田社ヨリ出デ、東方へ行ク、其中女騎武者一人如大將云云、神人奉見之其後爲狂氣云云、自社家令注進伯二位馳下尋實否云云、異國襲來瑞相勿論歟

此荒戎宮は無論西宮本社の夷社を指されたる事は後白河院の梁塵秘抄と同じ事なるべし、夷宮震動の例は上に掲げたる仲資王記建久五年七月の條に「七月十八日廣田末社戎宮鳴動云云去十五日云云廿二日又鳴動怪異云云廣田社奉幣使未歸來」と見えて西宮戎社には既に斯かる例有れば、本社<sup>の</sup>夷社なる事は疑はれざるべし田中信謹翁は沖惠美酒社、即荒夷社こそ眞の西宮夷社なれど力説せられて、本社<sup>の</sup>蛭兒宮と別ある趣に解かれたるは聊理に似たれど、夷神と三郎殿と同神に非ずして、正しく二神なる事の明なる以上は、沖惠美酒社を以て世間に名高き福神と<sup>は</sup>到底成り立たざる説なり、况て蛭兒神と夷神との正しき兩神が一つ神社に兩立する例は日本國中に有らざる可し、又沖惠美酒社は古來些々たる叢祠にて、日本國の尊崇を集めし形跡は片影だも無かりしをや、就て安藝國宮島の夷社も亦有

八十七

名なるが、此社は中頃荒胡子の文字を用ひられ、其他末社に夷社多し、後條に論ずべし

八十八

重て説明したきは末社に現に荒惠美酒社と稱するが有りながら、後白河院、後崇光院の書かせ給へる荒夷を本社<sup>の</sup>夷社を指し給ひしと爲るは甚誣ひたる如くなれども、元の荒惠美酒社は昔より一區劃を爲したる（境外末社）地に在りて本社<sup>の</sup>夷社の特に勝れて堂々たるとは逆も比較には成らぬなり、素より神威の輕重を社の大小に據りて論ずるは不當なれど、此地の情況より察すれば壯大なる夷神社が附近に有りながら、枝葉の末社を如も尊貴の御筆を以て特別に御指摘あるべしと思ひもよらず、上にも論ぜし如く神威を尊びてあらたかの意より稱し給ひしと思ふ時は猶更の事なり、重ねて辯じ置く、尚又沖惠美酒社と云ふ名の有りながら、荒夷社とも俗に稱する所以は元來此社の名稱を古く記せる書は伯五代記、及伯家部類なるが、此等には皆沖夷、澳夷、奥夷など書きて荒夷社と書けるは無し、故に既記文明頃の無邦百首抄に「釣する澳のあらえびす」と書きたるが、當時卜部

兼邦と云へば神道者社會に勢力を得し人なりしなれば、世は此言を信じて沖惠美酒社を荒夷と云ひ出でしなるべし、是余は斷言する所なり又謠曲の劔珠に一体分身の沖の荒夷と書けり、此等枚兼邦百首より受けたるもりにこそ

(十三) 夷神信仰の増進

蛭見神の世の信仰の始は元より知る可からず、平安期の末には既に盛に行はれたりしと思はる、始は海の神として尊崇せるが如し、是は神世に磐楳樟船に載せて海に流棄てられ給ふと有るから、海を領し給ふものごせしなる可し、されば既記の神皇正統録や、源平盛衰記に明文有り、稍々後れて

○謠曲の劔珠に

抑々當社ご申すは地神五代蛭見命、海上を知らし食すより此浦に地を占めおはします

○ト部兼邦は百首抄に

八十九

憐みを深き千尋の海原を譲り得るごや今も知るらん

九十

○源平盛衰記平判官康頼適流の事書ける條に

島ノ者共ガ申ケルハ、此樓ヨリ（硫黄島）五十餘町ヲ去テ一ノ離山アリ、峯高ク谷深シ、其名ヲ巒岳ト云フ、彼岳ニハ夷三郎ト申神ヲ祀奉リ、岩殿ト名付ケタリ、此島ニハ俄ニ燃出デ、殊ニ熱サ堪ガタキ時ハ様々ノ供物ヲ捧ゲ祈リ祭レバ火静風長閑ニ吹テ自安堵ストゾ語ケル、少將聞カ、ル猛火ノ山鬼ノ住所ニモ神ト云フ事ノ侍ルニコソト宣ヘバ、康頼答ヘケルハ申ニヤ及ビ侍ル、焔魔王界ト申ハ地ノ下五百由旬ニアリ、鬼類ノ栖トシテ猛火ノ中ニ侍リ、其二ダニモ十王トモ申、十神トモ名付ケテ十体ノ神床ヲ並ベテ住給ヘリ、况此島ハ扶桑神國ノ内ノ島ナレバ夷三郎殿モ何トカ住給ハザン云云、少將ト入道トハ岩殿ニ參拜シテ熊野權現ト思ヒ准ヘテ云云、一心ヲ凝シ丹誠ヲ抽テ、彼岩殿ノ前ニ常盤木三本折立テ、三所權現ノ御影向ト禮拜重尊シ奉ル云云

高倉天皇の治承には既に此僻遠の孤島に迄夷三郎殿は祭られて有りしなり、何時

頃には航海者が祭り始めしにか海の神として船の安全を祈る爲なる可し、此當時にしては絶海の意外なる地なり、康頼成經の驚きも宜なりけり、實に航海者の信仰心の厚かりし程度も知られ、隨ひて一般漁業者などが自己營業の繁榮を祈り海上安全を欲したりし事も自然の人情と云ふべし、又琉球那覇に夷堂と云ふが有りて、夷神を祭れりと聞く、邊土の地既に然り、比較的便利なる津々浦々の漁業者が祠を海濱に設けて海幸を祈りし事素より知る可し、漁業既に然り、隨ひて市場に商人が崇敬するに至れるも亦自然の勢にて、前記本朝通紀の所謂聖德太子が蛭兒神を市人に誓はしめて商法を教へ給ひぬと迄云ふに至れり、されば商人は福神と唱へて幸福を欲するにより、各自夷棚を設けて福利を願ふ、茲を以て福神の稱は遂に世を覆ふに至りぬ、況て後白河院が神のみさきの験するはと歌ひ給ひ、美福門院の呪詛の件と云ひ、常に炳然たる神験の有りたればなる事は今更喋々の辯を要せずして知るべし、又同じ時代に高倉上皇の嚴島御幸の時大川尻（神崎の下流）寺江行在所（寺江行在所は五條大納言邦綱の別荘なり、寺江今名を失ふ余考ふる

九十一

九十二

に小田村大字今福の左門殿川畔なり、河濱にゴジヤウダイ濱あり五條邸の故趾）を御發輦に成りて福原へ向はせ給ふ御途、西宮に御法苑奉らせて早く都に無事御歸洛あらしめ給へと親しく御祈りありたり、至尊の御上にして斯く御尊崇有らせ給ふほごなれば、當時衆庶の信仰は以て推知せらるゝなり  
世は降りて足利中期に、世に知られたる謠曲にも彼是諷へるが有り、彼の「西宮」に、抑々是は壬生中納言實方とは吾事也、扱も津の國西宮は靈神の由承り候間此度君に御暇を申、唯今西宮に參詣仕候と例の一律文法を以て書けり、又能樂の狂言蛭兒大黒天と云ふに

罷出たる者は津國西宮邊に住む者でござる、某富貴に成りたう存じて、西宮蛭<sub>ビス</sub>子三郎殿と比叡山三面大黒天へと祈願を掛けてござれば、先吉日を選び勸請せよとの示現を下されてござる云云、はて扱汝は今迄知らぬと云ふ事ちご不信心でおりやる、語つて聞かせうよう聞け、抑々伊邪那岐伊邪那美命天の岩倉にし、て、男女の御かたらひを成され、日神月神蛭兒素盞鳴命を設け給ふ、蛭兒とは



某が事なり、天照大神より三番目の弟なればとて西の宮夷三郎殿といはれ、  
威光を顯す、貧なる者には福を與へ、富貴を守る事なり、何ばう由々敷き夷三  
郎にては無きか云云、いでく寶を與へんごとく、高ひ冥加、作り冥加萬の幸  
あらするぞ、釣針を魚ながらこそ取らせけれ

○江戸の明暦火災の事を其當時に書ける後見草に 史籍集覽本

臺所の棚に在る夷子の宮取出し扉ひらきて見候へば、財布に入金五百兩有之候、  
是は一昨十八日の晝御藏より受取參り候、初金にて惠美須大黒へ差上置候、打  
忘れて其儘不思議に相残り云云、惠美酒棚より出し、金子と都合二千兩云云

○屠龍工隨筆 史籍集覽本

御世始あたり迄は東都未物不自由にて、萬の物商人京都より持下りて賣たるな  
り、其商人年の暮を含みて十月廿日頃京都を發足する時は高ひ神なれば夷を祭  
り、東都のやり取りをも皆濟せて、正月廿日頃東都を發足の時又夷を祭りし故  
に十月と正月と兩度なり

九十三

九十四

若はいづれも商人の夷神を祭りし實況なり、此頃の説話は事新しく云ふ迄もなく  
數限りも無ければ、今はすべて略す、始は海を領する神が、以後次第々に度は  
濃くなり行きて、終には萬能効驗の神と仰がれ給ひぬ、彼舊事大成經が此神を海  
の幸、市の幸、田の幸、山の幸、朝の幸、軍の幸、實に天下富持神と書ける事、  
偽書ながらもかゝる事書く迄に夷神は世に持て囃され給ひし事を知るべし

又前陳の大川町の石像寫真を大坪氏の紹介にて、同町榎津字浦町の中村吉松氏の  
寄贈に依り拜見せしが高さは三尺二寸あり、九寸と五寸の臺石二つの上に祭られ  
て容姿は普通なり、而して公稱の神社となりて無格社とす、是は自分の薄聞には  
甚珍らし、付きて去年(昭和八年)の秋、藤岡佐賀縣知事が愚息太郎への書信中に、佐賀  
市及附近の路傍に夷神の石像の至る所に見受けらるゝよし見えたれば、早速寫真  
を所望しけるに直に各所のを四枚贈り來されぬ、像は陽刻にて大略大川町のと同  
じくして、内二所は文字のみにて一は西宮の二文字、一は西宮大明神の五文字の  
彫刻なり、いづれも路傍に在りて私有地らしく、中に牛島町の石像は九十年前

の創設云ふ、時に自分は年來の宿望にて昭和九年六月神代三陵の參拜の爲九州旅行を試み、是等の實地を見學する考にて途中太宰府神社にも參詣せしが、圖らずも同所の路傍にて石像を見當りぬ佐賀市や大川町のは是なるらんと早速其家に就きて問訊見るに、同町には此所彼所に數々有りと云ふ、先づ神社に參拜せしに、境内にも境外にも所々目撃して、前陳大川町及佐賀市の寫眞と大同小異なり、小鳥小路のは陽刻に腹部に三栢の紋所も有りて、之は文化七年十月の記年號を見る、右太宰府神社境内には梵字と蛭兒尊の三文字を刻りたるのも見けり、(寫眞第十二版參照)尚聞く所にては町中に五六十も有りと、何れも十一月三日が祭日にて當日は各七ヶ所丈を随意に參拜すと云へり、自分は幸に附近を旅行せるなれば是非大川町及佐賀にも立寄りて實見せん考なりしも、此太宰府町を見て大略様子を心得しければ然迄はとて終に斷念せり、其後薩摩に入り、鷓鴣草葺不合尊の御陵に拜せんごて、鹿兒島より乗船南行して垂水タルミツに上陸し、其所より七里程の始良村上名にて自動車乗替の爲に暫待合ふ中に不圖其路傍に小祠を見認む、扉の開

九十五

し有りたれば中を窺ふに西宮神社と記せる木牌二枚有りたり、洵に奇遇と謂ひつ可きか、此九州にはかゝる風儀の各地に行はるゝ事と思ひたりき(以上佐賀と太宰府の記は出版の時に附記せり)

九十六

彼の住吉大神が往來の船を見んと今の灘の住吉に鎮座ましゝ如く、蛭兒神は内外通商の情況を察給ふべく此地を選びて歸り給ひし也、本邦隨一の要津、攝津灣のしかも中央の地を占めて鎮座し給へり、此時代には之に類せる事實の諸國に彼是と聞ゆるなり、明治以來、大正、昭和の理智に敏き時代にも奇靈なる事件を信ずる輩は少からず、况や質朴なる上古には信仰上にかゝる事實の有りけん事は決して奇怪とは思はざりしなり、則是神慮なり、蛭兒神の記紀に傳ふる所はいとゞ、奇怪と云へば奇怪なるを、然るに人の世と成りて世人が海の神、市の神、軍の神、福神と、敬慕し、里ごとして崇敬せざるなく、家として奉祭せざるもの無き迄に信仰せしは何の故ならん、蛭兒は不具者なり、親に棄られたる不幸兒なり、何が尊くして崇敬すなる、是奇怪と云へば奇怪、奇靈と云へば奇靈なり然るに世の大

勢が尊敬すと云ふ事は神徳に有らずして何ぞや、國を作り終へて今年歸り給ひしなり、庶民は隨喜渴仰せしなる可し、當昔の時代思想なりしなり、いと畏き事ながら一天萬乘の至尊の御身として、盧舍那佛の前に三寶の奴としてと仰給ひしも時代思想なり、降つて平安の世の風潮は、佛徒に使喚せられて諸民は信仰の爲に生きて居りしなり、此時に當りて西宮には有徳の浦人あり、大に蛭見神を奉戴し、神徳の發揮を幫助し、常に夷神の前に近侍して奉仕の効を致し、が、後には衆人に賞揚せられ神像に造られて共に蛭見神の前に齋はれしなるべし、是後には終に三郎殿と呼ばるゝに至りしものご余は斷じて云ふなり、今沖惠美酒社ご云ふは右の侍ふ殿の生前因縁の地などにて、功を追賞して神社ごなし、永く鎮祭せしものならん、社號の沖は古書皆澳オホ奥ツクに作る故に余は若も奥津オホツク奥ツクの奥に非じかとも思ふが之はふと思ひ浮びたれば試に云ふのみ、從來夷神を解釋せし學者多々有り、皆據る所有りて種々の考按有り、軍神として大國主神也といひ、又は北斗星なり、或は鯨なり、少彦名神なりと論ずるあり、各信ずる所に歩を進めらるゝ有るは、

九十七

九十八

尚未修理固成の時代なる可き歟

#### (十四) 京洛中外の蛭見社

夷神勃興の時代は平安朝の末期なりと思はるゝに付きて、創始の何時頃なりしか更に知るよしなし、北村季吟は「

拾芥抄に據りて自著次嶺經に左の如きを云へり

西宮 四條北、朱雀南云云、西宮は西京の中なり、葛野郡なり、左大臣高明公の家なり、西宮左大臣ご申すは此故なり、攝津西宮を勸請して今も田畠の中に森有りてゑみすの森有り云云

源左大臣高明公の西宮は、西宮記に依りて名高き號なるが、右の記事は果して事實ならば此頃既に夷神の京洛に信仰せられたりし事ご成るなり、夫に付きて思合さるゝは、公は安和二年の事變の主謀者に座して、事成らずして終に太宰府に謫せられ給ひき、然して我宗家の系譜を見るに、初代吉井信良は藤原秀郷の子の千

晴の三男と有り、橘延繁等と共に高明公の謀議に預り、事破れて後共に遠流に處せられ、右の信良は、事變の後、藤原伊尹公に愁訴して廣田西宮南宮三社の神主職を蒙りしと云へり、之又信ぜらるゝならば高明公の西宮と何等か縁故有るもの、如く延て邸名の西宮と我西宮の地と自ら關係有るに似たり、試に記し置く  
扱夷神の勃興に就てはまづ首都なる平安京の信仰の概況如何を探り見るも無益には有らざるべし、之を搜索するに、平安中期既に然り以來崇徳天皇の大治に平安朝續神の西宮歌合(群書類從)あり、同時代に源俊賴の詠歌有り(歌木奇歌集)近衛天皇の康治に美福門院咒詛の事有り(台記)後白河院の梁塵秘抄(御自撰)高倉天皇の承安に廣田歌合(群書類從)神祇伯數度の參拜(伯五代記)安徳天皇の養和に高倉院西宮御奉幣(嚴島御幸記)等歴々書籍に記載有りて、京都は最早くより關係深かりし、就て京洛中外に勸請せられたる夷社を掲げ見るに遲速は有る可けれご

粟田青蓮院蛭兒社

山州名跡志に、金藏寺在三教堂東向、蛭兒像(坐像二尺許)作傳教大師、傳曰此

社初自此東方三條通人家の傍に在り、此像を剽みて行所知らざる事度々に及べり、忽神の崇有るを以て不能貯、皆夜に入りて返し置きぬ、此故に社を此所に移す靈感新なり、件の舊地を今尚曰蛭子町、此地に在りし事は洪水に流れ來る其元を知らず

雍州府志に「在下粟田青蓮院門主之境内」相傳傳教大師之所作也、始東下粟田神明社山

次項神明社を掲げて、元は下粟田の惠美須谷に在りたる如しと云へり

山城名勝志は、粟田口神明を掲げて「號夷谷神明」於夷社者今在青蓮院境内」右三書の云ふ所皆同じ社なり、尚伴信友翁は神社私考若狹國須部神社の條に「粟田金藏寺中夷社有り、世に九郎判官門出の戎と云ひ傳ふ、元三條白川橋以東、夷町と云ふに在りしが故有りて今の所に移すなり、神体木像にて烏帽子狩衣手に竿と鯛を持ち抱へたり、此像の古き事世上に在る所の頓阿がものせし人丸像を見るよりは遙に古し」と云はれたるも皆同じ木像なり、近日余は調査の爲に上洛して

問合せ見るに、今は郷社粟田神社に移轉に成れり、社司佐々木四十一君に面會を乞ひて種々様子を承るに、明治二年此社に移し、今日は同社の攝社となり、二尺計の御像にて假に社内に祭り有れど近く社殿を造るとなり、且少しも違はぬと云ふ畫像札を見るに、鯛の抱へさまが普通と聊異れり、西宮の客人神と能く似通へり、餘程古色有る御像のよしなれば、信友翁の拜見せられたりしも全く此像なる可し、今は義經の出世夷と云ふと俚俗は云ふよしなれど、信友翁は義經門出夷とあり、傳教法師作の穿鑿は措きて、義經には如何成縁の有りたりしか知らまほしきものなりけり、思ふに夷谷より流來りて今の夷町の地に始て祭りたりしを、追々に移り變りしなり兎に角に此御像の祭られしはいと舊き事なる可し

○建仁寺の蛭子神社

此社の事後條の「夷神は事代主神に非ず」の項に詳く論ずべし

○八坂神社の蛭子社

此社も既記第七項「夷三郎とは二神の名にて一神の名に非ず」の條に掲げつ

百一

○石清水八幡宮の夷社 上に云へり

○北野神社の夷社 同上

○梅宮神社の酒夷社

此社には酒夷神社あり、今は他の末社と共に合併して祓殿と云へり、本社祭神酒解神によりてなりごさく

○室町四條東蛭兒社

山州名跡志に土人傳曰ふ、古には宮地廣く拜殿鳥居存し、神木森々たり、近世に至つて闕大の神像を安す、爲三回祿減せり、中比此所の南隣に武野紹鷗住して號宅稱大黒庵謂は雙惠比須社のいひなり云々

○杉夷社

山州名跡志に在「猪熊通高辻南西方」門東向鳥居東向石柱社同社記不詳、號杉夷、始此所に塚有り其上に杉有り點地社を作る土人舊地に寄て號之也

山州名跡志に據れば此等の外に稻荷神社、今宮神社、御香宮、皆末社に夷社有り

百二

○石清水八幡宮の夷社 上に云へり

○北野神社の夷社 同上

○梅宮神社の酒夷社

此社には酒夷神社あり、今は他の末社と共に合併して祓殿と云へり、本社祭神酒解神によりてなりとさきく

○室町四條東蛭兒社

山州名跡志に土人傳曰ふ、古には宮地廣く拜殿鳥居存し、神木森々たり、近世に至つて園大の神像を安す、爲<sub>二</sub>回祿<sub>一</sub>滅せり、中比此所の南隣に武野紹鷗住して號<sub>二</sub>宅稱大黒庵<sub>一</sub>謂は雙<sub>二</sub>惠比須社<sub>一</sub>のいひなり云々

○杉夷社

山州名跡志に在<sub>二</sub>猪熊通高辻南西方<sub>一</sub> 門東向鳥居東向石柱社同 社記不詳、號<sub>二</sub>杉夷<sub>一</sub>、始此所に塚有り其上に杉有り點地社を作る土人舊地に寄て號之也

山州名跡志に據れば此等の外に稻荷神社、今宮神社、御香宮、皆末社に夷社有り

### 百二頁の末行山州名跡志云々は下八行訂正

山州名跡志に據れば此等の外に稻荷神社、今宮神社、御香宮、皆末社に夷神を祭り又新京極の錦天神、及五條天神、菅大神、上下御靈神社、岡崎神社、幸神社、山崎の離宮八幡宮、等有らゆる神社の境内にも有り、又内務省神社明細帳には、平野神社大原野神社にも有り、此他夷川、夷町などの地名の有るものは諸國の例より云へば古昔夷神を祭れりし遺名にて必深き關係の存せるなり、京都舊市内にも十餘町有り京洛の夷社の研究に至りては漏らし難き件なれば左に掲ぐ、最近市町村名鑑に據れば先づ上京にて西洞院丸太町上る夷川町、上立賣淨福寺西蛭子町、猪熊出水町上る蛭子町、中筋通石樂師下新夷町、下京にて鍵屋町新町蛭子町、富小路高辻下る惠美須町、寺町佛光寺下惠美須町、八條夷馬場町、七條通新町西夷之町、正面通西洞院東蛭子水町、間ノ町五條下る三丁目夷之町、猪熊八條坊門丁二丁目南夷町、中京にては河原町三條上惠美須町、夷川町東西夷川町、間の町三條上る夷町、東山區にては宮川筋通蛭子園子、日の岡夷谷町、三條通白川東夷町、耳塚通五條下蛭子町、伏見に惠美須町等有り是等市街には商家が争ひて鎮祭せしものなり、勃興時代より以來に京洛内外に祭らるゝものを數へ見れば大略斯の如きなり、此地を始め近畿に名有の舊社には言ひ合せし如くに祭らるゝを見れば時代の氣運の察せらるゝなり

又赤山にも有り、内務省神社明細帳に平野神社、大原野神社其他新京極の錦天神社、五條天神社、菅大神社、上下御靈社、岡崎神社、幸神社、山崎離宮八幡宮等有らゆる神社内に祭られて有り、夷川、夷町、夷島の名有るもの古昔必蛭子社存したるなる可し、(夷川は京都坊目誌に據れば東夷川町北側小川東へ入の地に蛭子命を祭りたりしを中世東山若王子境内に移すといへり) 勃興時代より以降に京洛内外に祭らるゝものを數へ來れば大概斯の如きなり、此地を始め近畿の名有る舊社には言ひ合せたる如くに祭らるゝを見れば時代の氣運が察せらるゝなり

### (十五) 西宮神社神紋の栢

西宮蛭兒社の紋章の餘り古き事は知らず、夷神初見頃は勿論にて武家が多く家紋を用ゐる始めたりし鎌倉時代に於ても如何有りたりけん未書に見る所なし、而して夷神の畫像又は木像等の腰部及服裝に三つ栢が附けられては有れど、其栢が何の原因に依りて起りしか更に知られず、社中に元龜二年の記録年中行事に、四月七

百三

百四

日に小手栢神事あり、如何なる式を行ひしか是又更に知られず、廣田神社にも同日〇〇〇〇栢神事と書けり、同様にや、さらば蛭兒社のみには非ざりしなり、此頃沼田頼輔君の日本紋章學と云ふ書を見るに

栢は恵比須の神紋として用ゐられたり云云、瑞祥的若くは紀念物なる二様の意義に基づけるが如し云云、栢は神事に用ゐられたる故に神職家の紋章にせるか多し、尾張の熱田の千秋氏、備前吉備津の大守氏、筑前宗像の宗像氏、及神祇管領の吉田家など皆栢紋なり云云、栢の葉を古く食器として神事に用ひたりしより自然此木を尊重する風を生じて藤原時代には之を葉守の神の鎮り座す物となし云云、げにも神の紋章には良はしき物と思はる、付て西宮夷神には三栢を主とし又右巴をも用うるなれども、巴はいづくの神社にも併用するものにて當社は主としては三栢なり、右紋章學には谷泰山の東遊草と云ふを引きて

西宮三社正面に向ふ西に三葉栢の紋あり、素盞鳴尊也、中に巴の紋あり天照大神也、東に三葉栢の紋あり蛭兒神なり

是は元祿十七年の事なり、さらば此建築物は寛文三年に四代將軍家綱公の造營に係る、此頃に本社神殿に据りたるは云ふ迄もなし、されど紋を附したる箇所を云はざるは遺憾なり、併し紋章に就ての記録は社中に更に見受されども本社御神像の衣服には明瞭に栢紋を据えたり、之を始として其外には慶長九年豊臣秀頼公營造の表大門（國寶）には正面及内面の虹梁の上の蛙股と、破風の懸魚中央に各一つ、合せて四ヶ所に三つ栢紋を彫刻したるが有り、但裏面には三巴あり（門は惣丹塗りにて紋は緑青なり）屋根は本瓦葺にて瓦當は栢と巴の交互に附く（此瓦當紋は明治初年に改む）

栢の紋章の我西宮夷神の定紋なる事は沼田頼輔君の云はるゝ通りにて全國的の夷神に用ひる所なり、即我西宮夷神の紋章なればなり、此紋章を用ひる社にして近世祭神を事代主神となれるが往々あり、實に奇現象と云ふべし、抑事代主神と云へば根元は出雲國國幣中社美保神社なり、其美保神社の御紋章は出雲國特有の龜甲に立雲なり、之と子持龜甲に左巴と定紋と成れり、又同じ事代主神を祭りて

百五

有名なる官幣中社長田神社は之も菊菱か神紋にて、事代主神の根元なる此二社とも栢には御縁無きが如し故に三栢は事代主神の御紋にては、非ざる可し、然るに衣服其他に栢の紋章と自ら定まりたる神像を事代主神と考ふる神社頗多し、何と云ふ矛盾ぞや、右はいごごとくしき辯論なれども往々世の誤解有り、之を解消せん爲に記し置くになん

百六

序に一言す、西宮神社の拜殿の右側（西側）に栢の大樹二株有り、目通り四尺一寸五分、高三十一尺、今一本は稍小なり、元來栢は杉松など、違ひて生長の甚鈍き物なり、殊に往來の人の繁く踏堅めて掃除の行届きたる參道なれば隨て生長し難きにも拘らず、地方に珍しき大樹なり、余は幼少の頃より近來迄端午の節に用ゐる栢餅を製すとして此葉を採取せし事屢なりし、今思へば真に心無き所爲にて慚悔に堪はず、斯の如く十才の頃より正に七十年の相識とも云ふべき樹なれど、其頃は大きさに於て今も少しの變りも無き如く見ゆ、殊に栢は此地方に甚稀にて我境域一萬一千坪中の森林にも唯此二株有るのみ、况てかゝる大樹をや、樹齡は



知る可からざれど近年甚老衰せる兆候有りたり、實に誇る可き物なり、特に神前を選びて植ゑられて斯くも大樹となれるを思へば此栢は或我が神紋發祥に關せるものに有らじかご考ふ、今度本殿以下の大營繕に際し余は此栢の木は無視すべからざるを思ひ、新に柵を施して神紋の記念にもと希望せる折しも、當事者は拜殿の建築を左右に取擧げんとして爲に此栢の樹を支障として他へ移植せんと云ふ、實に意外なる時運に直面せり、自分は之を聞きて大に驚き、直に右の理由を固持して移植の甚不可なる事を當事者に大に勸告せしも不幸にして聞かれず、終に聊地を動す底の程度に止めんとて齋垣に移植し畢りぬ、(寫真第七圖參照)老木に懸命の傷害を加ふ始より不可なり、悼惜の限にこそ(其後翌昭和八年に到りて全く枯死す爲に諸方搜索して幸に尾張國祖父江ごかに相應の栢有りと聞きて六本買収移植せらる内一本は高さに於て從來のものには及ばされど太さは稍勝ぐれて且つ健全たり)

又頃日不圖近著の六甲といふ書を見けるに、元祿年間大阪の俳人、椎本才麻呂の

百七

須磨明石の道の記の「椎の葉」と云ふを引きて

百八

日頃心に浮びしごは違ひて西宮は家居立續きて蛭兒社特に愛たかり

三つ栢庭に一葉もいたゝがで

と有り、前掲の東遊草といひ、同じ元祿頃我蛭兒神の神紋にて世に偏く知れ亘りたりし事は云ふ迄もなき事なるが、この椎の葉の三つ栢の句、或は此社側の栢の樹にて意を含めしにあらしが筆の序に記しておく

(十六) 夷神(惠美須神)は事代主神に非ず

惠比須神を事代主神なりと云ひ、夷神を火々出見神なりと論ずるありて早く世に聞えけるが、是は畢竟夷の名の神らしく聞えぬと思ふよりの誤解なり、足利末期頃より彼是と言ひ出で、近世にては宣長先生篤胤先生が先に古事記や古史傳に慥ならぬよしを云はれたれば、夫を堅く信じて妄從せしもの多し、抑夷神を事代主神なりと云ふ理由は世間夷神の像が綱を脇挾めるより事代主神の美保崎に釣し

給ひし故事に結び付くるを初發とし、且大國主神の第三子に當り座せりとか、又は大國主神と並びませりなど種々附會を云ひ難せども、洵に薄弱なる論據なり、特に事代主神の釣し給ひし事の似たりとて直に事代主神とするは抑何と云ふ輕卒ぞや、事代主神は美保岬に船に乗りましたれども、岩に倚り給ひしや魚は釣りませども喜色満面に座し、記事もなく、福神として世に聞えたる御故事あるに在らず、斯く穿鑿を試れば一も適當すべき事項は見認められざるなり、又俗間福神として蛭兒神は大國主神と相並べて祭る風習有るより御父子の關係に思ひ寄せて事代主神を配當するものなるが、此福神と稱する七福神中の大黒は、元大黒天と稱する天竺の神なる可し、後に我大國主神に改めたるものも有らん、よしや我大國主神に坐し給ふとも之に對する夷神を事代主神とするは甚牽強附會なり、如何とならば夷神に對するは初は大黒天にて、大國主神にはあらず、若大國主神ならば好みて惠美須などの佳字を弄して夷神の稱に用ひずとも、立派なる事代主神と云ふ御名を用う可きなり、何故に好みて惠美須神と稱するか、甚不合理ならずや、事

百九

代主神とする論據の主眼は勿論普通見る所の神像の様式に據りてなり、其像の服裝を見るに、烏帽子淨衣やうの比較的卑しき輕裝なり、之は既に云へる如く始は侍ふ神、即陪從者の服裝なりし物が、後に轉じて夷神の物となりたる故なり、事代主神は神代に如何なる御服裝なりけん元より知る可からず、されども若事代主神の神像を作らんとすれば、よも烏帽子淨衣やうの比較的卑しきものを着せ申す事は有るまじきなり、故に此服裝を見ても事代主神とは思ひも寄らぬなり、まして喜色満面の御面相をや、實に附會も甚し、近日越中國石動の石動寺に久しく祀れりしと云ふ蛭子の神像を、在阪の一人の所持せるを見るに、ほゞ等身の木像にて比較的古作と見ゆ、(寫真第十一圖参照)某有識家は此服裝を見て足利期の作なりといへり、此像も普通の容姿にて、服裝の袖は腕の中央にて止めたる筒袖やうの物なり、又今、京都粟田神社の境内に座す彼の伴信友先生の古物と見認めし義經出世夷(既に出づ)も袖は筒袖のやうにて腕の中央にて止めたる短きものなり、袴は共に奴袴に似、頭は纓の無き冠のやうなり、思ふに始は斯かる輕裝

百十

なりしものが、後に淨衣めきたる物と漸次變更せしにて、此輕装こそ蛭兒神の隨從者、即侍ふ神の元の服裝と云ふべきなれ、抑夷神を、夷又は戎、と書ける事は尤古き事にて、其始は今の所平安朝の後期より書に見ゆる所にて、既に屢速せる如く蛭兒とは西宮大明神夷三郎殿是也と斷言しあり、然るに後世一部の説者が夷、又は戎などの文字を忌避して惠美壽、笑子、爲笑、咲主、笑姿、などの佳字を案じ出して、彼喜色満面の相好を無理に解釋せんと企てたる欲望なりしなり、故に室町期以前は然る文字を用ひし事は淺學の未見し事なし、茲に最奇態なるは蛭子の二字をエミスと訓て取て怪まぬは何の譯なるか、明治以後はかゝる習慣も能く改良せらるにも拘らず今以て舊慣の脱せざるは畢竟蛭子の夷と同一神なれば深くも人心に滲入たる故なり、尚又エミスとエミスとは元來假名違へり、事代主神とせる神社は已前には必蛭子神を讀みてえみすとせし神社なり、惠美須などの字は書かざりしなり、殊に夷神の蛭兒神なる事の書に見ゆるは、既にも云へる如く平安末期なり、然るに惠美須などの文字を用ひ始めしは遂に後なる室町期の末期か

又は徳川期を上らざるべし、是に依りて思へば惠美須の語を作り始しは洵に近き事なり全く事代主神を夷と稱し奉る可き理由の無き爲に強て惠美須など、作なしたるものなり、斯く辨じ來つれば夷は始なり本なり、惠比壽は後なり末なり、事代主神に引充つる事の不合理なる事は明々白々たり、中々に不敬の所爲にて、惠美須、惠比壽などの語は日本國に無し、爲に作り出し新語なり、されば惠比壽、笑子などの殊更に佳字を選びて作れるもの既記の如く數多有りて一定せず、思ひ／＼に作りたる語なる事を悟るべし

已上論ずる如く夷は夷神なり、何の忌憚する所あらんや、夷神は夷の國を主宰し給ふ神也、毫も嫌ふべきにあらず、惠美須、笑子は詭辯のみ、附會のみ、強て事代主神に枉げん爲の拙策なり、古く世の尊崇せる夷神は、伊呂波字類抄、又は諸社禁忌に見る夷神なり、且は古社寺に祭らるゝ夷神なり、是には三郎殿と云ふが必伴はれて、寧配祠の如くいつく迄も夷神に伴はれて有り、兩神は相離るゝ事なかりし、されど夷を事代主神なりとする時は、此三郎殿を何物と見るか、當て籍

る神はよもあるまじ、鎌倉初期迄の時代にては恐らく大國主神なりとは云はるまじきなり、夷神を事代主神と思ふ人よ、沈思熟慮、此義を能く悟るべし、夷神を三郎殿と混同して夷三郎殿と稱する後世に於ては、以上の如き事代主説は起る可けれど、夷神と三郎殿と同神に非ずして二神なる事の明瞭なる今日は事代主神説は成立せざる事を思ふ可し

伴信友翁は神社私考の若狹三方郡須部神社の條に、若狹郡縣志が蛭兒と惠美須を別なりと論ぜるは昔の説とは違へり、又惠美須を事代主に當てたるは近世人の作なりと截然解説せられぬ、平田鐵胤翁も同様に何角の書にかゝれたる物を見し事あり、然るに諸國に古くより蛭兒神又は夷神として祭り來りし神社を、維新後事代主神とせしもの甚多し試に下に云はん

○京都にて有名なる通稱建仁寺の夷神社は、明治神社誌料に郷社惠比須神社祭神事代主神として

本社創立は土御門天皇の建仁年中にして何人の勸請せしや詳ならず、一説に建

仁寺の開祖榮西國師入唐の際海上暴風に逢ひ此神の守護に依り恙無く歸朝する事を得て、其後國師之を勸請すと云ふ、然れども數百星霜の間屢々兵燹に罹り、所藏の古文書焼失し今其傳説の眞偽の微すべき物無し、祭神の傳説に付きて和漢三才圖會に「即蛭兒命也、建仁寺開山千光國師榮西和尚自唐歸朝の時、海舶逢漂、風波中見蛭兒像一驅、榮西取之祭於船中則風止浪靜至洛陽建社是也」と見え雍州府志に（貞享元年著）

在建仁寺門前、凡稱惠美須者是蛭兒也、住西宮海邊故以釣魚爲樂、故斯社多在<sub>二</sub>海邊<sub>一</sub>、漁人等崇之、漁人數日擧網不得魚則必祈此神、若得魚之願成則裁縫衣服使着惠美須像、又謂惠美須者福神也、凡農工商共祭之商賈特崇之山州名跡志、次嶺經等皆大同小異にて古く蛭兒神なる事は勿論なり、然るに今祭神を事代主神とす、是は敢て此社に限らず維新の神社改正の頃一部の學者の唱ふる説に盲從せし爲なり

又内田銀藏博士が講演筆記に（史學理論三三五）それから京都建仁寺町に在る蛭子社

則ちもと建仁寺の境内に在つた蛭子社を修築する爲に寄進を募らうとして足利氏の季世明應三甲寅の年に、桂林和尚と云ふ禪僧が作つた「修東山蛭子神祠幹縁疏」と云ふものには、「蛭兒雖已三歳脚猶不立、故載之磐樟船而順風放棄云云、遂止攝西濱、今西宮是也、或云二神生一女三男、蛭兒乃三男之一也、當其第三次而誕焉、俗謂之三郎殿云」と書て有ります

之に據りても明應の頃には凡惠美須と稱する者皆蛭兒也と云へる事を悟るべきなり且此惠美須神社の神紋も我西宮神社の如く三栢を用ひ居れり、如是も立派なる蛭兒神の因縁ある神社を事代主神とせるは洵に謂なき事にて、却々に不敬の所爲なる事を悟る可きにこそ、以下蛭子神を祭れる神社にて事代主神に誤まらるゝ諸神社を三四掲げて參照とす

○薩摩國鹿兒島市長田町福迫に郷社長田神社有り、明治神社誌料に左の如く記せり

社記に島津家元祖忠久下向之節、攝津長田神社を當所へ勸請云云本社も亦古祠

百十五

なりとす、三國名勝圖會に蛭兒社坂本村妙顯寺の南三町許に有り、攝津西宮を

百十六

奉祀す、案ずるに西宮は攝津武庫郡西宮に在り、所祭蛭兒命にして、相殿事八十神大穴年遲神、例祭九月十九日と有るは當社の事也

と有り、然らば此後半の文を味ひ見るに蛭兒社を廢して長田神社と改めたるが如く聞ゆ、然れども三國名所圖會中に蛭兒社は合併の部に入れり、故に合併して長田神社となりたるが如し、隣接の地に惠美須町と云ふ町名有り、之を思へば元は此地に在りたらんか、地理を知らねば明に云ひ難きが、頃日土地の人に就きて問ひ試るに、今の長田神社と稱するは土地にては長田町の御諏訪様と云ふが通り名なりと云ふ、文化五年の三國神社傳記にも此社を諏訪神社と載せて長田神社は非ず、然るに今は諏訪神社は消滅して（通稱御諏訪さまと云ひながら）事代主神を祭る長田神社と成れりと、實は西宮の夷神を祭りしなり、故に近年一月十日に西宮に慣ひて祭典を行ひし事有りと云ふ、此社は文治二年忠久公の祭られし所なりと明治神社誌料には書きたれど、三國神社傳記には清水町の上諏訪社に對し別に

下の社と稱して攝津長田神社を祭れるが有りたれど、是は早く勝久公の時に隅州末吉に移轉し給ふと云へれば、文治二年忠久公の祭られし社には有らざるが如し、而して右の明治神社誌料には三國名所圖會を引きて此社は西宮を奉祀し云云、當社の事なりとして西宮蛭兒神なりと云へるものゝ如し、されば思ふに蛭兒社を坂本の福の迫なる諏訪社に合併したりしを、いつしか惠美須神の名が盛りなりしを例の一部の學者の假説に盲從し、惠美須神を事代主神となしたりしなるべし、然るに蛭兒神は何地より諏訪社へ傳祭せられしか未調査は遂げざれど、神社の附近に惠美須町あり、此地名は必惠美須社の有りたる地に相違なかる可ければ、此地より轉じたる事恐らく相違なかるまじ、茲に特筆すべき一件あり、元來鹿兒島には惠美須神を殊に信仰せる地と見えて、天保十四年編著の倭文麻環に、鹿兒島市中の元始は今の上惠美須町なる惠美須は事代主命の顔の笑給へるを云云、惠美須町に此神の社を建て、云云、又今の惠美須社は俗に天子と云ふ、天子は蛭兒の訛ともあり、又攝津西宮には天照大神素盞鳴神蛭兒を祭り、是も惠美須と云ふ夷神

百十七

なり此邊を築島と云ふ夫より惠美須踊り惠美須舞の類を記載し、西宮惠美須三郎など繰返して他所には比類無き計り賑はしき祭を行ふよしにて、畫圖を多く挿入して面白く記載せり、之を思へば天保年中の夷祭は實に盛なる物なりしなり、然るに斯く迄隆昌なる祭典を行ひし神社が、惠美須町に在りながら三十年前の三國神社傳記に蛭兒社の記載なきは何故ぞや、大に疑問なり、之に據りて又思ふに程遠からぬ大磯に攝津廣田より勸請せし、蛭子宮が三國神社傳記に記載せられたれば、此磯の地より惠美須町に移轉せしに有らざるか、恐らく違ふまじと思ふが中らずとも遠くは有るまじ

百十八

又内務省神社局明細帳に大隅國所屬郡高山村大字前田字和泉内に村社西宮神社有りて祭神を事代主神とせしものもあり此薩摩大隅の地の蛭兒神社も創建年月は何れも不明なれば今は取立て、載すべき程ならねど、斯かる邊土に迄彼是と蛭兒社の鎮祭せらるゝが多きは、源平盛衰記の平判官康頼の記事なる鬼界島蠻岳の夷三郎殿を思ひ合されて、平安期には早く此地にも信仰せられし事を知らる、讀者諸

君の參考にとて書添へつ

○大和國三輪町惠美須神社は三輪町に有りて立派なる建築の神社なり、即三輪の市の夷神なり、古昔有名なりし海柘榴市は長谷寺山の崩潰によりて海柘榴市の人烟悉流失せし事は日本紀略に見ゆるが、三輪の市の神は其後身なりと云ふ、即諸國の例に違はぬ市の夷神なり、然るに事代主神を祭れる大行事神社の縁を引きて此市の神社をも事代主神と爲せり、併し市の神と云へば蛭兒神なる事は夷神の名有る初より始終一貫したる事實なり、况て此社も夷神の紋章即三栢を用ゐるを以ても知らるゝならずや、安永五年に鑄造せし鐘に三つ栢を鑄造せるをも思ふべきなり、

○筑後國大川町の既記夷神の石像は其數が八十ヶ所と聞く扱も意外なり、信仰も盛なる哉と謂ふ可し、土地にては事代主神と心得られたるよしなれど尚一般の蛭子神と同様なる事は云ふ迄も無く蛭兒の夷神なる事は明なり、かく云ふ由縁は腹部の紋章の三栢は是ぞ事代主神に非る證據なり、既記太宰府町の石像にも三栢を

百十九

附するものあり我夷神の紋章は前項西宮蛭兒神紋章の條に詳く辯せり、尚該地方にもエミスに蛭子の文字を充てられて有る事をも今度見受たれば、蛭子の夷神なる事によくも人心に滲入りたる事を知らるゝなり

百二十

○播磨國飾磨町大字惠美酒郷社天満宮境内社惠美酒神社

此惠美酒神社は明細帳に祭神事代主神とす、然るに土地にては通稱戎宮と云ひ地名も亦惠美酒なり、昔は戎村と云へり、播磨名所巡覽圖會は飾磨津の海上よりの見取圖を掲げて此社の森に戎の宮と標識せり、元來飾磨津は播磨國中にも尤も古き海驛なり、萬葉集にも所詠の地なり、凡夷社は津又は市などの地には古く祭られて有り、殊に地名を古く戎と云ひて有り、今は菅原神社となりて有れども土地の人はなほ戎宮と稱す、彼是思ふに夷神は元の地主の神なりけんを、今は郷社天満宮となりて夷社を境内社とす、之は後に變轉せし一例にこそ、播磨名所巡覽圖會は天満宮夷村に有り、昔は戎を祭れり、是魚獵場の神なり、境内川はたに紫藤多し古鐘有り古傳あり」ご

○播磨國飾磨郡木庭惠美酒神社（舊宇佐崎）

無格社にて塩濱中の小島、棲神の蓬萊山に建ちたり、大日本地名辭書は木庭記を引きて「棲神を八家と同じくヤカと讀む事其義を知らず、播磨事始にも棲神夷と云へり、エミスに關係する言語かと有り」播磨鑑には左の如く載せたり

宇佐崎惠美酒（在宇佐崎村より十三町巳ノ方長五十七間横二十四間）

此太神住給ふ所依て神スム川と訓す

抑棲神川當社は中葉天平巳年六月十五日此島先の尾口に一人の神靈駿馬に乗じて海中より上り給ふ是則蛭子の神也と云傳へり山上に一つの社を建て鎮座まします其後麓に宮を造りて遷し奉る然るに元祿五申年二月十日の夜蛭子宮の神体いか成故にや御行方不知失給ひぬ島主何某神体無き事を患ひて神体を作り奉りて拜し申事懈怠なし夫より三十八年の星霜を経て享保十三丙申年二月十日夜宮守源ご云者夢中に山上より蛭子の召給ふと不思議の夢を見る、夙に山上に昇り神前を見れば御殿の上に一つの箱封し有りたり、前に人やあると尋ぬれども人

百二十一

百二十二

無し島主河野氏へ此事を告て伴ひ彼箱を開き見るに馬に乗給へる蛭子の神体なり往昔失なひし神形成事を知りて驚き奉る今三十八年の春秋を経て神殿に歸り給ふ事神妙靈驗凡智を以て測知るべからず夫蛭子神を惠美酒と敬ふ事久しく云傳へ侍る事にして舊事大成經に蛭子を惠美酒と云ふの説有り養生各家業に油斷なく能く約に務る者には幸を與へ給はんとの事見えたり近世神道大に隆にして此道を講する者多く大成經も厩戸皇子の真書に非ずと吟味し事代主神を以て惠美酒とす此神は大徳無双の御神にして天に事代國に事代とて神武帝八神殿の内に祭り給ふ云云

寛保三年八月朔

河野通生謹誌

此社は明細帳に無格社にて祭神は事代主神ごなれり併し此棲神を地名辭書は八家と同じくヤカと云ふ事其義詳ならずとあれども余は思ふに、棲をヤカと讀む事。○みか即宅なり何の紛れも無し播磨鑑が此を棲神夷といふに付きて考ふるに蛭兒神は往昔夷棚と稱して毎戸之を祭りしなり、此地方も海濱なれば蛭兒神を或は棲神



と稱して甚く尊信の餘り渚汀の蓬萊山にも鎮祭せしなる可し、蛭兒神は斯くして諸國に祭らるゝもの多し、然るに事代主神と變名せしものも亦斯の如くにして容易なり、多くは此時代に此様の説行はれて變名す、洵に淺薄なる考へにこそ

○磐城國石城郡内郷村大字宮蛭子村社西宮神社は明細帳に祭神言代主神として左の記事あり

往古より蛭子山と號し除地山反別八町歩之あり御一新に付上地謬曰此山は往古より右八丁歩の内に蛭子の象形有り故に蛭子象形を取り西宮神社と崇敬設置すと申傳ふ故に西宮神社を方取り村名を宮村と稱し舊領主内藤家より右蛭子山へ現米三斗五升八合宛年尾に下賜明治十二年村社加列

我西宮の鼻先なる今津の縣社福應神社及尾崎市別所町、村社事代主神社、同市築地町村社初島神社は祭神は皆西宮と同く蛭兒神なりしを、維新の際事代主神と變名せり、初島神社は攝陽群談惠比須社とし、享保九年の尾崎地圖には初島惠比須と記入せり、最右三社とも勿論御紋章は三つ栢を使用せる事西宮と同じきなり、

百二十三

百二十四

何れも海濱の地にて古く漁業家の多ければ、我蛭兒神を勸請せし事は今更云ふ迄もなし（尾崎には尚此外に濱夷、橋夷などあり橋夷は大物橋の南詰に在りたりしも十年計前に取拂ひぬ）皆事代主神と變名せり、而して尾崎藩にても明治元年各村の神社の神体を調査し、其調査の書上には、蛭子又は夷などは強制して悉く事代主神に改めしめしなり、其尾崎藩領分神佛混淆調控とある書を見るに、夷神號は堅く相成らざる旨申渡候の語所々に見ゆ、依て此尾崎藩領分、四萬石の各町村には、夷神は一社も無きなり、此書今家に藏す、取調たりし係員の名も分明すれど姑く控へ置く、實に不埒千萬なる所爲ならずや、維新創業の折は神祇に關係せし人等の意氣の強慢當る可からず、殊に本居、平田の學派の書を讀む者、兩先生の學説とも云へば恰も金科玉條の如くに遵奉せる形勢なりしなれば、前述の古事記傳古史傳等の夷神の説と云へば徒に盲從せしものなり、此他諸國に同例は數々之有らん、摘採すべきも多けれど悉くは引出です、茲に又一言云はまほしき件あり、出雲國國幣中社美保神社の明細帳を檢するに、境内神社に惠美須神社ありて

祭神を事代主神とし中古人民の請願に依り建設すとあり、尚境外末社にも惠美須神社ありて祭神は勿論事代主神なり、此境外末社は措きて境内末社の惠美須神社は崇敬者が歸依する蛭子の夷神社なるべく思ふ、顯然事代神主の座す上に境内に重て同神を祭る必要なし、本社の美保神社祭神は云ふ迄も無く事代主神に座すなり、されば中古人民の請願したる惠美須神は事代主神に非ざる惠美須神ならねばならぬなり、事代主ならぬ惠美須神は抑何神なりや云はまほしきなり又境外中浦小路にも末社市惠美須社あり、是も市場に祭る神なり以て事代主神と同神に非ざるを知るべし、尚又攝津國神戸市長田神社も明細帳に境内末社蛭見神社あり、之も土地にては惠美須神社といへり、境外ならば或必要もあらん、しかも本社の側に同じ事代主神を祭る理由はあらざるべし、(明治末年に當り各府縣の市町村にして維持などに散在せる小祠は最寄神社へ合併する事を政府は大に奨励せり爲に甚きは式内神社さへ移轉せる有り小祠の如きは此際各地とも大に斷行せられて合併せるが甚多し我蛭見神の如きは從來崇敬せられて市場に漁業地に到る所齋祀せられたりし社も據無く最寄神社に合併若くは境内社と成れりそれに就きて今云ふ事代主神の總本官幣中社美保神社又は官幣中社長田神社の境内神社の惠比須社は右の如き近年に移轉せしものに非ずして古くよりの鎮座なり思ひ取ふ可からず)

是等畢竟夷神の名の解釋の難きよりの結果とは云へ、事代主神に結び付くる事の不合理的なる事は心得置くべきなり

又曰く夷神を事代主神とする時は西宮に祭れる夷神も亦事代主神と成るべきは論の無き譯なり、諸國に夥しき夷神も等しく事代主神ならざる可からず、蛭見神の夷神と事代主神の惠美須神と、兩様ある答は無し、西宮は古來蛭見神として有名なり、蛭見即夷神は誰知らぬものなし、若し夷神の名を切離して事代主神とせば蛭見神を如何に處理して良き歟、西宮の蛭見神の存在を如何解決して良き歟、西宮に蛭見神を祭る事は慥に古し、之を如何にして消滅せしむる歟、又蛭見神を夷神と混同すべからずとして、蛭見神を切離し、<sup>エヒス</sup>蛭子又は<sup>エヒス</sup>惠美須として、之を事代主神とせば、西宮夷神は何神となるか、西宮夷神を如何成る神と定むる歟、如是論議し來らば恐らく抹消すべき辭は無からん、三郎殿は侍ふなり、蛭見神の隨從なれば西宮夷神を事代主神とせし事更に無し、夷神は屢述せし如く海上より漁夫の手に倚りて上陸し給ひしなり、又は磐椽樟船に乗りて西宮浦に漂着し給ふとも

云ふ傳説は久しくして古今人口に膾炙せり、事代主神は海に縁は有れども武庫の海上に顯れて西宮に上陸若くは磐楪樟船に乗りて漂着し給ひし傳説は更に有る事無し、斯る理由の有るにも拘らず事代主に結び付けんとな爲る事は到底不合理を免れざるなり

(十七) 大國主西神社と西宮神社

西宮の上古を考ふるに、隣村の津門村は神功皇后の頃には武庫の水門の要港にても有りたりけん、毎度云ふ事ながら此地は風光明媚の地なりしなり、萬葉集の所謂角の松原にて、わさも子に猪名野は見せつ名次山、角の松原いつかしめさんの古歌にても知らる、且武庫入江は此邊より次第に北に灣入せしなるべし、上古の津門なり、此津門は余の考ふる所は即西宮の母村なる可し、今の西宮の地邊に連續せし白砂青松の廣濶なる海邊に、點々假設したりし芦の丸屋は蓋西宮の濫觴にて、津門よりは西の浦又は西の濱など便宜上云ひ始めしが漸次數十に及びて一村

百二十七

の体裁を備ふる至りて、日本人の先天的敬神思想より大國主西神社は成立せしならん、西と云ふ地に座す大國主の神社の意なり、神社も宮も意は同じにて即西宮なり、大國主西神社の略稱なり、其西宮が時の機に依りて地名と成りしにて、尾張の熱田の地が或時は宮とも云ひしと同じ例なり、然るに大國主西神社は延喜式菟原郡に屬せり、されば舊の菟原郡なるべき筈なれども、是は何の時代にか郡界が變更せし故なりと云ふ、神社の東附近の濱脇町に昔の郡界の印として近年迄古松樹一株有りたり、果して相違無くば古昔は全く菟原郡に屬するなり、今舊の菟原郡に延喜式敏馬神社有り、是も式の八部郡なり、昔の郡界が變りしなり、大國主西神社の郡の違ひさまは規を一にせり、然るに其大國主西神社は延喜を去る事遠からずして夙く世に忘れられて社名は全く湮滅せり、享保の攝津志に珍しく稱へ出されて西宮夷神社を大國主西神社となし、突如として現出せり、何か據る可きもの有りたりけん截然復活す、然れども維新の年迄は實際神社にては其社號を用ひし事無かりしが如し、余は此事に就きて考る事年あり、久しく確乎たる新説も無

百二十八

かりしが、此度彌研鑽を積みて漸考ふる所を披瀝せんとす、大國主西神社の西の語の地名なる事は或は筑前國八幡大菩薩箱崎宮、越前國大神下前神社、出雲國大穴持玉江神社など云ふと同じく全く地名を中に挾めるなり、式の書法と見ゆ、洵に見易き件にて西宮の地名の根元なる事は毫も疑ふ所なし。

平安末期の神社を調査せんには何分にも書物の乏しきに誰も苦しむ事なるが、先づ伊呂波字類抄は古き物にて尤も必要の書なり、此書は天喜より長寛の間に成りたる書物にて、大に参考とすべきものなり、末社を連記せるなど其有益とす、斯かる書物に必ず載るべき筈の彼の大國主西神社の名が、延喜式の文を寫せる大國主のたの部には記載あれども、西宮の境内の諸社の中に必ず見ゆべき筈の大國主西神社の名が記載無きは何故なるか、今其全文を寫して閱覽に供せん。

伊呂波字類抄 ヒの部

廣田 五所大明神  
本身阿彌陀

在攝津國

矢洲大明神 龜音

南宮 阿彌陀

百二十九

夷 毗沙門  
エビス

兒宮 地藏

百三十

三郎殿 不動明王

一童 普賢

内王子 龜音

松原 大日

百太夫 文珠

電所 二所

是は西宮一境域の諸社を連記せるものなり、我西宮社内の古き神社を連記せるもの、始なり、然れど廣田と西宮との間に半里許りの距離の有る事を問はず、同一境域の如く書けるは遺憾なれど末社を連記せるは好参考書なり、扱記中の矢洲大明神以下の末社は松原と内王子一童とを除く外は今も社内に現存せるものにて（此一區を時代によりて南の宮とも云へり）大國主西神社は必此内に記載せらる可き筈なり、然るに之無き所由は他ならず矢洲大明神は即大國主西神社の變遷せる名なりと余は考ふるものなり、其故を云はゞ

此の全文の記事ぶりを思ふに、列記中の順位に上下の差別は有るまじけれど、矢洲大明神は一頭地を抜きて上位に置ける物の如し、特に本社の廣田大明神と同敬

語の大明神が添はれり、列記中の初筆に置かれたれば他の末社よりも一格重き神社と見ざる可からず、而して此矢洲大明神の名稱は何の意なるか、社名か、神名か、名稱の意が不分明にて、他に何の心當りもなし、淺學の余等には後々の書物にも更に見えねば、一向に見當が附かぬなり、故に俄に判斷も成し難けれど、情思ふに矢洲はやすにて八十神なるべく考へらるゝなり、其は大國主神社の祭神を尋ぬるに是又據る可きものを知らぬが、差し當り大國主神又は大己貴神と爲すべきは勿論なるべし、然るを何角の機會に依りて之を兄神の八十神を祭るものごなしに非じか、抑式内神社の祭神の正しく明なるは甚稀にて、大國主西神社の大國主は幸に神名らしき語が社號に現したれば先以て見當は着くべし、故に兄神の八十神と見るは強に附會には非ざる可し、凡世間に大社とも有る有名の神社が祭神の違へるは敢て珍しからず、いかにも混雜に混雜を重ねて五里霧中に迷ふべきもの往々あり、第一に出雲大社の大國主神は是は間違へんとしても間違ふ可からざる特別の神なるを、夫れすら中世素盞鳴神と成りて久しき年間神職も世人も皆

誤解して素盞鳴神を本當と思ひたる時代あり、何と云ふ不都合ぞや、かく云ふ廣田神社も祭神の天照大御神荒魂なる事は記紀を讀む眼ある人は明々白白々間違はずべき筈の無き物を、中世八幡宮、又は神功皇后とも思ひ違へて、御神体の御座位迄入替をして之を誤りとも考へざりしなり、今より之を思へば當時の人間は無神經なりしかと批評したき心地ぞする、之は全く佛家の垂跡又は權現などと云ふ事に惑はされたる結果なるべけれど、又時勢が一般に爲さしめしなり、斯くばかりの間違ひより見れば、大國主西神社の大國主が事八十神に變じる事は寧ろ當然ともいふべきか、故に矢洲大明神は大國主西神社の變身と考ふるも誣ひたる言には有らざるべし、若然らざる時は、此伊呂波字類抄の主筆にある矢洲大明神を如何に見る可き歟、前後據る可きもの無ければ洵に解釋の辭無からん、全く見當を着く可き目的を知らず、是に於て大國主西神社は早く矢洲大明神と爲りたりけんとか考ふるなり、然るに其後四五十年の後と思はるゝ諸社禁忌(夷と三郎と兩神の條參照)に伊呂波字類抄の如く末社を列記せるが、意外にも曩に伊呂波字類抄に主筆

の末社なりし矢洲大明神の名が脱して見え、之は抑々如何成る理由の存してか甚不審千萬なり、之に於て備考ふるに、其矢洲大明神は全く同じ末社中の、當時朝野の信仰厚かりし夷神と合併せしものなる可く思はる、故に諸社禁忌の時代に矢洲大明神は消滅して祭神のみは夷神社に残りしなる可し如是云は、讀者諸氏は嚙や異説として驚かれん、請ふ次の解説を俟たれよ

抑々此八十神は稻羽の八上姫の許に通ふ時に大國主神に袋を持たせて従はせし神にて、舊事紀に事八十神と有り、世間に甚だ少なき祭神なり、然して林道春は本朝神社考を書きて

西宮俗稱<sub>二</sub>蛭兒<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>夷三郎<sub>一</sub>又號<sub>二</sub>澳夷<sub>一</sub>云云事八十神者西宮五神之中也  
とし又詳説に

蛭兒、事八十神者西宮五社之中、俗呼<sub>二</sub>蛭兒<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>夷三郎<sub>一</sub>

とせり、西宮五神と云ふ事は全く廣田五社より思ひ違ひしならん、西宮五神と云ふ事は誤れり、而して事八十神を殊更に指摘して相殿の神とせり、西宮蛭兒社の

百三十三

百三十四

合殿は今は天照大神と素盞鳴神の二神なれども、此頃は事八十神大己貴神なりしと思はる、神社啓蒙、神祇寶典、攝陽群談等、元祿己前之に隨ふを見れば、今の相殿の神とは違へるなり、之に據りて見れば相殿の神の、事八十神と大己貴神の方古きが如し、神社考に殊更五神の内として五神の内他の神を書かずして、八十神一神のみ既記の如くに特別に書き現せるを見ても八十神に意を置ける事を知らるゝなり、なほ神祇寶典、(尾張徳川義重著正保年間)は西宮は廣田の別宮なり、又惠比須なり、又攝する所の神に事八十神等有りとして、別に舊事紀の同神の一條を残らず引出で、懇切に記載せるをも思ふべきなり

蓋夷神に事八十神は甚だ似も付かぬ間柄なれども、右の條々を篤く味ふ時は八十神を祭りし大國主西神社の矢洲大明神の社に、後に夷神を合祀せし故なりと余は深く信ずるなり、若し然らざれば矢洲大明神は唯伊呂波字類抄に見ゆるのみにて其後に出たる諸社禁忌に見えぬは既に夷社と合併せし後なればなり

以上の考説を見て人或放膽と誹らん、然れども矢洲大明神の御正体が不分明なる

に付きては之を八十と解し、又は大國主神を八十神となす事は、斯る稀なる八十神を合殿に祭れりしと云ふ夷神社の不審を解かんとするに於て、毫も憚る所なきなり、此一境域の古代の状況を能く考へ見るに、大己貴神、八十神は鎌倉室町時代には西宮夷神社の合殿の神なりしと思はるれば、溯て此原を温ねて大國主西神社に歸着するものと信じて可なり、合祀に成りたる以後は、夷神社は世の信仰盛にして、朝野舉りて奉拜するより、遂に元の大國主西神社の名は西宮と云ふ地名に残り、夷神の盛名は彌々擴大して、所謂庇を貸して本家を奪はれし謗の如くなりけるなり

明治二十七年磐椽樟船を書きて西宮を辨じたり、然るに其後研究の結果、蛭兒神の古社名に非ずして、前記の如く大國主西神社に合祀せし事の純正なる事を曉る、顧れば四十ヶ年の昔にて、學問の淺薄と頭腦の不明より穿鑿未だ足らざりし事は慚愧に堪へず、茲に改めて蛭兒神の古社名とせし事を取消す

世間夷神と大國主西神社とは別なるものにて混同すべきに有らずこの不審を論ず

百三十五

るは無理ならず、如何にも最初は別々の物なり、混同すべきに非ず、蛭兒神の夷

神は大國主西神社に合併せしなり、故に伴信友翁は神社私考に

祭神は別におはして蛭兒神は後に合せ祭りたるにぞ有るべきと云はれたるは洵に

慧眼と云ふ可し

因に云ふ廣田神社配祀の第五殿八祖神を辨へん、八祖神と云ふ神名も社名も從來曾て見聞なし、古くよりの難問題なりき、二三の説は有りけるなれど、文龜年間の神名帳頭註に宮中八神殿の第一高皇産靈神なりと吉田兼俱は云はれたり、今は其説に依りて高皇産靈神となれり、然れども此説の餘りに淺薄なる考なれば論ずるに足らず、八神殿の第一なれば八祖なりとは洵に素人騙しの口實に似たり、余は思ふに八祖は音讀に有らでやぢなり、其故は上に云へる如く伊呂波字類抄廣田神社の部の末社を列記(上に全文を出せり)せる中の其第一に矢洲大明神あり、此矢洲は即八十なり、是に於て廣田神社第五殿の八祖神は矢洲大明神なる八十神に必ず關係有るべく考へらるゝなり、尚思ひ合さるゝは神祇寶典は廣田五所の八祖

百三十六

を他の諸書の例に随はず、八十神とせり、當時據るべき書の有りたらんと思はれて甚だ珍し、我發見の所説に裏書せる心地して甚だ意を強くしつ、神社考詳節は林道春が徳川義直侯(尾張藩)の寶典編纂の參考に書ける物なるに、夫にも拘らず特に五殿を八十神とせしは堅き意ありてならん、廣田の配祀に付ては見逃す可からざる書なり、されば伊呂波字類抄の矢洲大明神に關係の有る可く思ふ物から、南宮を廣田社配祀に加ふると同様、(此事は次項南宮の條に論ず)に此神をも配祀中の神とせしに有らじか、此度研究に付きて心付きたれば如是は物しつるなり

(十八) 南宮神社と廣田神社及西宮神社

今の西宮神社一境域の諸神の事を知らんには、先づ地名の西宮あり、神社の西宮あり、南宮あり、又北社(廣田)に對する南宮あり(今の西宮社の一劃を濱の南の宮とも云ひしなり)大國主西神社及夷社とも稱する蛭兒社など俱に一境域中に存する事を注意し置くべき必要あり、(寫真第十四圖參照)廣田神社を西宮と號するな

百三十七

百三十八

ご云ひもして、打見には混雜の様なれば、地理を知らぬ人の通り一偏の素見にては其解釋に紛れ易かるべし、假令は一の境内に西宮と南宮とあれど、方位の上よりは解する事能はず、初て西宮及び南宮の事を知らんとして此書に臨むには、多少注意を要する次第なれば、萬望其心して通讀せられん事を希ふなり、而して本項に陳べんとする南宮神社は、即右西宮夷社域内に在る單なる南宮神社を指すなり、(寫真第八圖參照)扱此南宮神社も祭神は古くより混雜せるならし、考ふるに土地の氏が久しく尊敬せる廣田大神と、神功皇后を併せて齋ひ奉りし時代も有りたりと思はる、之は創建の時代廣田神社より正南に當れば南宮といひたるなり、始は今の地に南面に祭られたりしが、後に北面となりたるらし、其故は石清水宮寺緣事抄(第十一)廣田の事とせる條の裏書とせるものに、竹院主陽清相傳の記と云ふ左の記事に據りて知らるゝなり

南宮事、伯云元向海船損□□而力チ人損、仍向天馬死、ウツフシニ卧カツクサ  
ニテツナグ、御躰ニ、女体神功皇后、今一躰者天照大神宮荒魂也



此書は文明頃のものらしきが甚奇異なる筆法と、奇怪なる事項にて判讀し難けれど、強て解すれば「南宮の事、神祇伯の曰くに、元、海岸より沖に向ひて建られたるが、船に危害ある爲に、社を北に向け、れば、今度は行旅の人の馬死す、故に神体を俯伏せにして且つ草にて結び(所謂呪詛し奉りたるが)其神体は神功皇后と廣田大神荒魂なり」と解すべきか、此解釋にして誤りなくば甚無謀なる行爲なれど、偶々不祥事の起りけるより非常手段に訴へけるならし、か、れば南宮の祭神は最初は廣田大神を祭れりしよしに見ゆるが、是は如何にも或時代には然も有りけんと言肯せらる、又廣田神社を廣田八幡と云ひ、南宮をも南宮八幡とも稱せし時代ありたり、維新の際迄も然呼べり、八幡の稱號は源氏隆盛時代以來、弓矢八幡と稱して武家の非常に尊敬せしより八幡神ならぬ神社迄八幡宮と稱せし事諸國一般の通弊なりしなり、廣田及南宮とも今も事を知らぬ老人の内には尚ほ八幡宮と稱へて居るなり、此兩社とも素より八幡宮には有らねど本社と別宮と同祭神なりし昔の緣由の存せしにもあらんか、又伊呂波字類抄に廣田、本身阿彌陀と南

宮も又阿彌陀とし、諸社禁忌も南宮の本地佛阿彌陀とせり、石清水宮寺緣事抄の一及十一に、廣田阿彌陀とし、其裏書に私曰西門の外號南宮是廣田神也とすと云へり、斯く本地佛をいつれも阿彌陀と有りて、南宮を廣田神とせるを思へば、南宮は、始は全く廣田大神の別宮と祭りて、廣田より方位により南宮と云ひし事は甚明瞭なり、故に廣田社舊記と云へる彼の長承元年左辨官下文にも北南兩社として廣田社を北社とし、之に對して南社の稱あり、又上の宮下の宮の稱も有り、諸國の大社の神には地理の便利より往々別宮有りて本社と同神を祭れる例は諸方に多し、龍田神社に新宮あり、嚴島神社に地御前あり、住吉神社に開口神社あり、皆本社之神を祭りていづれも神幸の御旅所となりて有名なり、されば此南宮も始は廣田の別宮にて同じく御旅所なりしなるべし

南宮は今西宮の境内なれども、舊の西國街道を背面にして建てられて壯大なる社殿なり、附近の模様を實見して強ひて思ふに、南宮の此地方に珍らしくも方向が北面して建てられてあり、此現象が全く前記の如き時に起りしには有るまじき

かご推考す、古昔は今の太宰府は無く、西國街道を前にして海に面して建られて有りたりけんを、彼故障の爲に北面を爲し、ならんと思ふ

爾來時勢の變遷に伴ひて古來廣田神社貴重神寶の如意珠、一名劍珠が此社に祭られしなり、如意珠に有縁の豐玉姫、及劍珠を常に奉持せし葉山姫も祭神中に加へられしなり、此社に此劍珠即如意珠を祭られし事は古く物に見ゆる所にて二三摘載せんに、類聚既驗記(續群書類從第三輯)に

○一廣田明神 號西宮

濱南宮夷三郎殿

(良秀云此見出し二行の書体は悉ならず、即號西宮の三字は當普通例の誤用のみ、又二行目の夷三郎の三字は行、濱南宮とのみにて有るべし、其事は此前後の書にて通曉)

物語云、閑院左大臣冬嗣公最愛息女、有靈氣病<sub>ニ</sub>物狂<sub>一</sub>也、祈療醫道也、無<sub>ニ</sub>其驗<sub>一</sub>以有<sub>ニ</sub>驗僧<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>加持<sub>一</sub>之處、靈氣出云、我是廣田大明神也、汝息女、在我因位之

時如意寶珠技之人中無上財也、而彼女盜<sub>□□</sub>生々爲成怨之心、夫<sub>□</sub>彼玉不返者、可<sub>□□</sub>命云云、爰大臣云如意寶珠ハ、海中之寶玉、人中誰得之、寶<sub>□</sub>可奉返之、

我聞妙法蓮花經聖<sub>□</sub>中<sub>□</sub>明玉<sub>□</sub> 於彼社、泔飯法花ヲ上臈書

寫メ以ハ口僧誦讀云云、<sub>□</sub>壇云云、明神受納給、即雖末代勝利仰可<sub>□</sub>

是は閑院左大臣藤原冬嗣公の息女の病氣が、廣田神社神寶如意寶珠に係る奇瑞を或物語を引きて書けるなり、文中缺字有りて明瞭を缺けれども、梗概は能く察知せらる、冬嗣公は大同弘仁頃の人なり、珠玉は、當時如意寶珠として有名の珍寶なり、上記の如く濱南宮に祭れりし事を知る可し

次に記したき物は元亨釋書なり、天長帝の妃如意尼が、廣田神社の背後なる甲山神咒寺を開く時の事なり、聊長文に亘るを以て煩を避けて意をのみ記さん

○元亨釋書如意の傳

淳和天皇の妃如意尼が甲山<sub>カント</sub>を開きて神咒寺を建立せらるゝに當り、京都を出て、西宮に來り、親しく南宮社に參拜す、南宮の神現はれて直話あり、次に廣田

神社に參詣、同じく廣田神と御直話あり、夫より甲山に入りて終に神咒寺を草創し給ふよし見ゆ

如意寶珠を祭れる南宮と、如意尾、又如意尾と摩尼峯を名とせる甲山と、此三者何れも南宮に祭れる如意寶珠、即劔珠之が因を爲して、而して甲山神咒寺の創立となる、以て南宮と此珠の情況を悟らるゝなり

右二書の事項は何れも弘仁天長の同時代なり、物語や傳記の如きものなれども尚往昔の形跡を想到するに足るもの也、之に次て今一章の如意珠と南宮に關する好材料あり、即ち後白河院の撰ひ給ひし梁塵秘抄を左に紹介せん

しまの南宮は如意や寶珠のたまをもち、須彌のみねを玉持はらひと峯してかいの海に遊給そふたまふ

しまの南宮ははまの南宮の誤寫なり（佐々木氏改訂本にも誤寫せり）廣田承安歌合に濱の南の宮作りと云云、前記類聚既驗記濱南宮とし、其他にも彼是有り、抑々梁塵秘抄の事は既記所々に引用せしが、此書の事柄を言ひ漏したれば茲に言

百四十三

百四十四

ふ可し、先年和田英松氏が、上野の古本店にて偶然發見して佐々木信綱氏に贈られたるを、佐々木氏大いに悦びて直に刊行せし物なり、原は謄寫本にて第二巻の零本なるよし、惜むべきは誤寫甚しくて意の徹らざる箇所數多あり、然れども天下一品の珍本として貴重之物とせらるゝなり、叔、後白河院が如是も書かせ給ふ上より考ふれば、前記の類聚既驗記、及元亨釋書の記事も大いに信據すべくして、南宮に上古より重寶せられし事の聊疑ふ所なきなり

抑々此如意珠たるや仲哀紀八年神功皇后が豐津浦にて海中より得給ふと見ゆる其物にて、三韓征討の御歸途、廣田大神を廣田に御鎮祭あらせて御奉納、若くは御神体と成されたるものと傳へらるゝなり、後之を劔珠とも稱せるなり、劔珠とは玉中に劔形の光芒が現れて居る故なり、吉野朝の末年に當り禪僧の知識と稱せられたる絶海の蕉堅稿に

所謂劔珠者盖絶世之奇觀也

と驚嘆し同時の名僧と稱する空華は空華集に

過西宮一觀俗所謂劔珠者

袖裏摩尼一顆圓、靈光夜射九重天、若從沙竭宮中過、龍女神珠不值錢

と云へり、起承の句は全く彼の如意尼の信仰事件を述べ轉結は珠の出所を沙竭龍王宮の物とせり、以て序引の劔珠は即ち如意珠其物なる事を明白に語れるなり、参照すべき諸書は數多有れど今は省略す

劔珠の寶器なる事は既に上に述ぶるが如し、然るに此寶器を本社なる廣田に置き奉らずして、半里も距離ある攝社の南宮に之を置き奉る事は不合理に聞ゆるが、是は保存上より見る時は却て西宮なる南宮に保存する方比較的安全なりしなり、古代は知らず廣田神社は素より社格正しき神社なれども、境域は山麓の僻地なれば西宮域内の地理の便益には到底及ぶ所にあらず、神職ごも、多く西宮に居住せしもの、如し、故に世間は西宮の廣田なりと心得たる程なれば必ず廣田よりも西宮の方殷賑なりしなり故に寶器の劔珠を保護するには廣田の不便なる地よりも、保存上大いに安全なりしなり、故に南宮神社に夙く祭られしものなるべし、余は

百四十五

百四十六

石清水縁事抄を見ざる迄は南宮社は始より劔珠を専ら祭れりしとのみ思意せしなり、然るに之は穿鑿の足らざりしなり、天照大神荒魂、神功皇后が祭られたる別宮にて御旅所なりし事は恐らく違ふ間敷きなり

茲に南宮社の事を記述するに付て、廣田本宮の配祀なる第四殿の南宮の事を語らん、抑々廣田神社の御祭神は天照大神荒魂に座す事は云ふ迄も無きが、古く五座並び座して、神殿の御構造は五座共全く同様にて大小の差違は無く（目下中央殿は稍々大きく建られたるが、之は明治十七年三月第二殿の廣田大神を第三殿即ち中央に改むるご同時に稍々大きく改造せしものなり）東より第一住吉、第二八幡、第三廣田即ち本宮、第四南宮、第五八祖神なるが此四の南宮と有るは即ち西宮の域内なる南宮を此所にも祭りたるなるべし、其理由は後に辨ふる事として此南宮を諏訪大神とせる書あり、社中の記録にも爾書けるも有り、是は大なる誤謬と知る可し左に之を辯ぜん

廣田五座中の配祀第四殿の南宮は其創建未詳なれども、仲資王記、元久元年十一

月廿二日の條に五神の御名を載せて「八幡、住吉、廣田、南宮、八祖」と有り此配祀の御事は後の書には彼是と錯雜して甚紛れたれど、要するに仲資王記は最古に見る書にて他の幾多の書ともは後世の沙汰なり、故に余は仲資王記を標準とする事に躊躇せざるなり、而して此第四殿の南宮とあるのを、後世信濃の諏訪神社なりと誤るもの往々あり、其故は全く諏訪大明神畫詞に據りたるなるべし、同畫詞傳は諏訪大神の神威を尊重せん爲に濫に他の有名なる神を抱擁せんとして、廣田五所の南宮を迄有らぬ理由を求めて附會せしものと思ふ信濃の諏訪神社には上下有りて上の社を南宮と稱せり、之を利用して祠職の法眼圓忠が自家の權威に任せて臆説を爲し、而已、諏訪大神は廣田にては何の御縁もましまさぬなるべく思ふ、余は去明治廿八年に「武庫郡式社記」を書きて此配祀の南宮の事をも論じたりしかく、配祀の南宮は西宮域内の南宮を加へたるものなり、又西宮社内の南宮をも諏訪の南宮なるよし云へるがあり、之は諏訪縁起が濫に自家に引寄せんとての曲筆なり、元來西宮社内なる南宮社は廣田神社の別宮なり、正南に當る海濱なれば濱

の南宮とも云へり、西宮一境域を籠めて南宮といひし事は有りたれど、夫れは時に依るなり、彼の後白河帝の梁塵秘抄に「濱の南宮は如意や寶珠の玉を持ち」と書かせ給ひ、又住吉神社末社に濱南の御狩神事と云へるなど皆一つ南宮を指せるなり、西宮惣境域の意の南宮と見らるまじきならずや、されば著しく廣田別宮の南宮なり、諏訪を濱南宮と云ひし例は恐らく有る間敷きなり、之に據りても諏訪のならぬ事は明々白々ならずや、上にも屢述せる如く彼の神寶なる如意寶珠を祭りし事を思へば諏訪に關係の無き事は慥めらるなり、然るに偶々廣田神社配祀にも南宮あり、又御狩獵の神事ありて諏訪社と名稱の似たればとて直に此南宮を諏訪神とする事の甚しき附會は斷じて隨ひ難きなり

近刊「諏訪神社の研究」と題せる書は去年二月信濃教育會諏訪部の發行にて、宮地直一博士の筆に成れり、地理的環境より説起して、上代の諏訪より諏訪神社に關する一切の事項を細大漏さず能く秩序を辿りて整然要旨を闡明せられぬ、流石に當代斯道の大家敬服の外なし、就て諏訪縁起が廣田の南宮を諏訪の移入の如く

云へる件を拒否して、彼の長承元年左辨官の下文、及住吉神社諸神事次第を引き、廣田の南宮は濱南宮とし且廣田南宮の御狩は、諏訪南宮の御狩とは自發生の起因を異にせりと斷ぜられたるは眞に慧眼と云ふ可し

夫に付きて廣田五所の第四殿の配祀の南宮は西宮境域の南宮を移したる證據を發見せり、其は群書類從修むる所の南宮歌合の發端の文に

南宮歌合 同九月廿一日、於門妙社合之、南宮にてこと題ごもにて有る可かりし程に、もとの歌ごものえり殘しにてせよと度々人々の夢に見ゆるによりて」と有り、文中の同と書けるは崇徳天皇の大治三年なり、其故は群書類從此南宮歌合の直前に西宮歌合有り、夫に大治三年八月廿九日廣田社頭にて催すよしを載せたり、夫を受けて同九月とは書けるなりけり、而して此歌合は門妙社に於て行はれたるが、此門妙社とは抑々何を指せるか今詳ならず、余は始め南宮に附屬して奉仕など爲る所なるにやなどと解して久しき年間五里霧中に附して居たりしなり、然るに近日ふと心付きたるは、諸社根元記に廣田五所を載せて、其五所中の四殿

百四十九

を

百五十

松尾〔南宮門妙社〕

と有り、四殿を松尾社と成したるは他書にも有りて即大山咋神なり、是は後の沙汰と覺しければ姑措きて、此門妙社は前述の南宮歌合を行ひ得る一の座席とも解せられ又は一の別號とも聞ゆるものにて、免も角も今は何とも考ふる廉を知らねど、西宮域内の南宮に離る可からざる有縁の社にて、西宮境域の南宮を代表すべき物に相違なき文は文意を推して明なり、(諸神記にも同様の事を記したり諸神記は諸社根元記に據りしものらしければ略す) 諸社根元記は應永を去ること遠からざる頃の書なり、當時何角據る可き書物の有るありて書きたる物なるべければ、歌合の門妙社とは無論同物なり、之に據りて廣田五所の南宮は全く諏訪の南宮に非ずして、西宮域内の南宮を遷し、事は餘りにも明白ならずや

斯て西宮域内の南宮を廣田本社の配祀に加へられて有るに付き喜田貞吉博士も

此門妙社は南宮同社にて、西宮の南宮の事を云つたので有らう、蓋し此南宮は

廣田の攝社として古くから存したもので有るが、其信仰殊に盛で有つたので、何時か之が本社五殿の中にも加へられて相殿の神にも亦同じ神が祭られたるものと思はれる、然らば西宮の南宮も、廣田本社の南宮も、祭神は同一神で有るご解すべきで有らう

と「民族と歴史」に載せたる夷三郎考中に書き居らるゝと同様に、廣田の第四殿は西宮の南宮を何かの要求によりて配祀となしたるなり、喜田博士は多聞多見の博學にて、西宮社中の事なごよもと思ふ事迄調査せられて居るには驚きぬ、鋭敏なる視力は流石に老博士と常に敬服せり、左れごもこの南宮社を諏訪大神とせらるゝには尚再考を願ひたきなり、夫に付きて西宮の南宮の廣田神社に歸還なりし事は、彼の石清水縁事抄の竹院主陽清相傳に云へる兩神の祟る事件に土地の住民の危懼を爲し、事情にて一先本社へ歸還なご有りしが、いつしか後に配祀と成りけるものと見る可きならん

茲に従來誰も意を止めざりしは正月九日夜の西宮居籠ヤコモリの事なり、此行事は今昔

百五十一

百五十二

とは變遷して全く夷神社のものと成れるが是は如何成る神事かと云ふに、明る十日の十日夷と稱する祭の前日にて、諸國よりの參詣人群集し、境内に充満す、夜に入るや直に諸門を閉鎖して參入を禁じ、一切の燈火を滅して終夜謹慎する古例なり、是は蛭兒神出で、市中を巡狩し給ふ故なりとす、付て市中氏子の各戸は正月注連の内なれば各戸門松を建て、有り。(寫真第九圖參照) 晩景に及びて其門松を逆に樹替へ、枝葉を繩を以て支柱に縛り着くるなり、是は蛭兒神馬上の往來に支障無からしめんとてなりと云ふ、此門松は家の大小に應じて大なるは高さ二間餘にも及び黒松赤松を對とす枝葉は又左右二間も張りたる尤も枝振りの良きを選びたれば道路を覆ひ居たり、いづれも殆庭木にもなるべき物なり、尚之に應じて高き青竹をも建添ふ、本町筋などの中流の家屋の並べる町筋は特に立派なる物にて、一見するもの俄に山林に入る心地せり、若夫年首の光景を語らば、此間麻上下の禮服を着せる一行其他の盛装せる老幼男女が、續々往來せる實況は實に和氣洋々たるもの有りしなり、斯かる壯大なる門松を樹て、戸毎に年首を祝ふ事は恐

らく他に有るまじく思ふ、然るに明治初年より漸次此風習は衰替して今は全く其影を潜めて、纔に形式的に細少なる松の小枝を門柱に打付く、大家の如きも漸く四五尺の切竹に松と竹を添ふる計りの微々たるものと成り變りたり、枝の逆に樹てたる松は翌日は十日の祭なれば早朝になりて全然元の如くに立直して十四日迄は存せしなり、松を逆に樹つる如き風習は最奇と云ふべし、畜生紺屋などの俚俗傳は兒戯の談柄にて取るに足らず、斯くて翌日の即ち十日夷と稱するは明治初年迄の交通の不便なる時代にて丹波、丹後、但馬、播磨、淡路、京阪間より群を成して參詣し、近國有數の大祭なり。(寫真第十圖參照)大正、昭和の時代に成りて交通の自由は目覺しき發展となりて、九日の夜の如き大群集に對しては宵より門扉を閉る昔の例は到底固守する事能はざる代となりけるなり、温雅なる古俗の亡び行くは洵に止むを得ざるなり、即是時勢と謂ふ可し、此十日夷と稱する祭に付きて元祿已後に係る諸書の記するもの二三摘出して讀者の參照に供するも亦無益には有らざる可し左に

百五十三

百五十四

攝陽群談 元祿十一年編

每歲正月九日神拜蛭兒神廣田神社に神幸、容相の異を惡み給ひ、人倫の見る所を耻給ふの諺となりて、村民門戸を閉ち不出外、門松を逆に建て、居籠と云ふ云云  
明旦諸家各戸を開て社參す、世俗十日夷と云ふ

攝津志 享保二十年編

每歲正月十日修齋居祭前日閉戸其一晝夜過密聲響

攝津名所圖會 寛政十二年編

當所の生土神にして每歲正月十日忌籠祭として九日の夜には此御神廣田社へ臨幸  
まします、神像の惡きにより人目を恥かはしく思ひ給ふ諺ありて、市中の民家悉く門戸を堅く閉し、筵簾など垂れて門松を逆に立てけり、内には遠近の親しきやから、知己の者多く來りて酒呑み豆腐の串焼し羹などを調へ一夜禁足して物靜に神祭をつとむ、早朝鷄鳴の頃より近隣の參詣有れば社頭も賑しくなりて、市中も門戸を開き、みなく本社へ詣す、社邊には色々の物賣り市をなし、放



下師觀せ物芝居などする是は稻麻の如し、これ十日夷といふ

此名所圖繪の云ふ所稍々細に入れるが、編著の年月は比較的古からねば、余等壯年已來の實際目撃せし所と異らず唯門戸に筵簾を垂れて屋内の燈火の門外に漏れざらしめんと爲る事は、其後自然に廢されて神職の家のみは明治前迄は行ひしなり

斯の如く九日十日神事は今は全く西宮夷神の祭禮と成りたれども、熟々古書の上より考ふるに此祭を種々に傳へて或廣田神社の御狩といひ、西宮のみかり、又は南宮御狩などありて一様ならず、然れども之を要するに此三社は社號は變れども元は一つにて、即廣田神社の攝社なれば經濟及神職其他何事も共通なりしなり、されば神社外よりは何等差別なく混同せる如くなれども、此混同は自然免がれざりし所なり、便利と盛否とに依りて、西宮の廣田とも西宮の南宮とも云ひしなれば、甚混雜と見ゆべし、時に此御狩神事は遙に上代よりの行事なりしが、今日に至る迄悠久の年月の間に度々變轉し來りし物の如し、故に先づ古書の云へる御狩

百五十五

神事を左に摘載して参考に資す

百五十六

住吉大神宮諸神事次第 續群書類從神祇部

正月十日 廣田御狩、先九日夜、於江北須社御前、酒肴巫女舞云云、十日酉

剋御狩神事、先着座上客殿、神官四人云云、一御前御狩有之、二三四御前同、

次江北須御供備進云云於濱南北山御狩此間惣官 布衣云云（全文既出）

此書は鎌倉末期の物なる事上に云へり、當時既に斯る祭典の行れしなり、今も住吉神社には廣田神は末社鉾神社に、夷神は市夷社に現然祭られありて早く末社となれりし也、而して此文体は甚明瞭を缺けるが、要するに廣田神社及夷神社を祭れる末社に於て、正月十日の御狩に際し、先づ前日の九日の夜夷神社に於て獻供巫女舞其他行はれ、翌十日は酉剋即ち今の午後六時より住吉四社に於て西宮の御狩神事を行ふ旨の行事あり、次で夷神社に獻備式あり、又次で濱南即ち南宮に北山即ち廣田大神の御狩神事を行ふよしを云へり、此御狩を行ふと有るは是は當日廣田神社に行はる、御狩神事を、住吉神社にても末社なる此社前に其事を告申す

る意なる可し（住吉の本宮四社自身も御狩と稱せり）斯くして住吉神社が末社として祭れる神社にてさへ當日斯る祭を行ふを思へば、本社なる廣田神社にては嚴格なる大祭が行はれたりし事が察せらるゝなり、而して此書は廣田の御狩の事を書けるものゝ最も古き物にて、洵に重寶の書なり、他書に九日とせるものゝ此書に據りて十日が主なる事を知らる、故に此書を標準とすべき價値あり、又九日に夷社を祭る趣も見えて、忌籠の日なる事も知らるゝなり、又九日と十日と此書の外の諸書と符合せざるものあるは、例の廣田南宮西宮を混同せる上の事なれば讀者諸君は能く注意せられん事を望む

次には諏訪大明神書詞一卷 延文二年著

サレバ皇后御歸朝ノ後、攝州廣田社へ鎮座ノ時五社建立云云、毎年正月九日村民門戸ヲ閉テ出入ヲヤメテ諏訪社ノ御狩ト號シテ山林ニ望ミテ狩獵ヲ致ス、猪鹿一ヲ得レバ則殺生ヲ止メテ西宮ノ南宮ニ手向奉ル禮典今ニ斷絶セズ

是は廣田神社の別宮なる南宮社に於て行はれし御狩神事と云へるものにて、前項

百五十七

百五十八

住吉諸神事次第の濱南宮を云へるならん延文の頃は最も名高く行はれし事を知らる、南宮社を諏訪神社の所謂南宮の御分靈の様なる筆法を以て書かゝれたるは甚心得ず、廣田の南宮は信濃の南宮即ち諏訪神社には何の御縁もましまさじと思ふ、全く繪詞が爲にする所ありて書けるものなれば、此件は随ひ難きも、御狩の事を如斯書けるを見れば、南宮の御狩は世間に隠れなき事實なりしなり次に

足利季世記 永正當時の著

正月十日（永正十七年）は西宮の神事にて御かりなり、居籠とて人音もせざるに、高國神事をも憚らず合戦を始め給へば神罰にて打負け給ふと沙汰しけり

永正頃には斯くの如く行はれて諸氏が聲音を禁じて謹慎せし状は推量せらる、西宮居籠の如く書けれど例の混同にて三社とも關聯せし事は云ふ迄もなし、又文龜二年に記し、西宮文書の中に廣田西宮兩社年中行事廣田神社の部に

正月九日御狩 駒作り

西宮社の部に

正月九日御狩 同晚御神事

又南宮殿年中參る御供次第とある書に

正月九日御神事御供御きやう（御饗か）八膳其外御鹿今淡路岩屋より免參り候  
其外海の貝類參り候

此南宮殿御供次第はいつ頃の物か詳ならず、前後の記録より見れば是も元龜頃の物かと思はる

諸書散見する所は右の通なるが、御狩神事を廣田神社と云ひ、濱南宮と云ひ、且西宮として一定せぬは畢竟地理ご事情に暗き人の筆になりたりしものなり、之は久しく土地に住み、社頭の沿革など多少熟知せるものならでは知得なし難からん、余は聊も自負するに有らねど、六十年近く奉仕せしなれば右の事情は相當に經驗を有するに依りて、之等の判斷を試みんごは爲るなり、先づ住吉神社詣神事次第記は重寶なり、殊に廣田神社の行事を住吉神社にても行はれし點に於て大に興味あるなり、最も信を措く可く安心なる書物なり、故に思ふに此十日の御狩神事と

百五十九

百六十

云ふ事は、廣田の大神が其社の別宮なる南宮社への御神幸を云へるにて、所謂神の巡狩なり、即ち之をみかり神事とは云ひしなるべし、而して此日は廣田附近の山中に狩獵が行はれて神幸先なる南宮に於て饗應せられしものと考ふるなり、されば前日の九日には齋戒の爲に忌籠が行はれたるが、夷社は住吉神社に行はれし如く神事の始に他の社に先立ちて前日に先づ祭事の行はるゝは何か特殊の事情の有りたる故なるべし

今余が御狩神事を廣田大神が南宮へ神幸の行事なりと斷ずる事は洵に想像の様なれども、住吉神社の記事の濱南に於て、北山御狩の語は如何に考へても神幸の有りたりけん事を頻に感ぜらるゝなり、既に仲資王記にも廣田神社には建久年間神輿の要意有りたりと證あり、又西宮土俗に蛭兒神が廣田神社の神幸せしなご云ふ異傳説は全く廣田神の神幸の擧が中頃廢止せられて後の誤傳なり、又西宮本記は杜撰なる件も有れども、中に南宮の御氏子の中に六馬八馬善茂馬など云へる家の侍るは云々として神幸の騎馬の役に當るべき家なりと傳ふ、之は名高く傳へ來れ

る和田岬神幸に據る事と考へ居たりしなるべけれど、全くは誤傳なり、古く廣田大神々幸の古例を忘れて、却て後代の和田岬神幸の時の事と考へしなり、誤解し居りしなり、古代に斯る大切なる顯著の祭禮を後人の之を忘れ居ると云ふ事は洵に怪訝の様なれど、既にも云ひし如く神事に祕事、又は神祕、秘傳など稱して衆人迄も之を容認せしなり、斯かる時代が幾百年も繼續しつゝ有る間に年代經過の悠遠に及びて知らず識らずの間に全く往昔の事を忘れたりしなり、されば書類にも確たる記事は無くなり、口碑に迄も残らず成りにたり、されども餘香は芬々として余の鼻を衝き來りぬ、薰芳を四方に採り見れば種々の方面に痕跡を求め得らるべし、尚思ふに住吉神社、生田神社、長田神社の三社は廣田神社と共に皇后の三韓征討の御歸途此神等の御功績を思し給ひて、同時に攝海の北岸に相並べて鎮座し給ひしなり、其住吉、生田、長田は皆昭和の今日に及びても古き御神幸の地ありて渡御の式を行へり、特に住吉の開口神社に於ける古き因襲あり、之を思へば廣田神社にも同様の有るべき筈なり、否有りしなり、名の著しき南宮と云ふ別

宮有り、他と等しく必ず神幸は行はれし事を疑はず、建久年間神輿の社頭に存在せし事は神資王記に見えたり、是は當時住吉社々役料の事に付て廣田社の社僧が神輿を昇ぎ、上洛の途上神崎驛にて抑留せられしよし見ゆ、以て早く神輿は有りたりし事は知らる、是は建久五年三月の事なり、是等も神幸に就ての一傍證たるべし扱御狩神事は何の時代に廢止に成りけるにや蛭見神の和田岬に神幸の有りしよりも遙に以前の事なりけん、正應二年には蛭見神和岬に行はれたる事は兵庫真光寺縁起にて確實なり（應永廿年八月廿二日にも和田岬神幸の事は白川家文書に見ゆ）或南宮社への神幸は夷神の和田神幸と共に同地へ變轉しけるにやあらん（和田岬神幸は廣田南宮も同列なるよし西宮本記に見ゆ）されば足利季世記の西宮御かりなりと書ける永正十七年は、唯其遺風を存じ祭典のみにて神幸は早く廢止の後なりしならん、次の文龜の記文、及南宮社へ鹿、及兔、貝類、献上の例も唯古來の因襲をのみ存して南宮社に於て献上のみはありしなるべし爾來神幸は廢止となりても御祭事のみは尚南宮社に行はれ、又轉じて西宮社のも

のとなりて、十日の御狩の名は忌籠の九日と混じて同夜蛭見神が市中を巡狩せらるゝものとなし、殊に十日、二十日は蛭見神の命日の如く衆庶の心得るに至り、就中十日を別して喜ぶ日となして、終に十日夷の名の許に、近世は彌々隆盛に至れるなり、されば南宮社の古き祭も、渡御の中絶より次第に廢れ行きていつしか夷社の十日夷に引寄せらるゝ非運となり、之に反して西宮は次第に股脈に至りたるは、洵に世の變遷は計られざるものなりかし

而して居籠は全く忌籠イミコモりにて、やがて齋戒を行ふ神事なる事は云ふ迄も無きが、之は元來廣田神の神幸の前日に甚嚴重に行はれたるものなり、されど其祭の廢れて已來其實は全く忘れられて、其名のみ残り其残りし名が他に轉嫁せられて有るものと思ふ、其故は蛭見神を尊敬するに連れて、古く氏子が門戸を鎖して籠居せる因習は、全く蛭見神市中を巡狩し給ふから各戸が謹慎するものと想像を畫き出し、夫がいつしか一般の信ずる所となりて忌籠の名はいつ迄も残り、終には門松を逆に立つる如き奇習も起りしなるべし、されば此條の忌籠は尋常の齋戒には有

らで特別な作法など有りたりし事と思ふ、時に暫記事を轉ずるが此御狩獵に付きて茲に必要なの件なれば後ればせに一言記載せん、此御狩神事には全く廣田社附近の山林に狩獵が行はれしなり、曾て聞く白川家文書に、寛喜、及正元年中に廣田社狩獵神事を甲山の神呪寺の僧徒が濫妨し、若くは狩獵を延期せしめし事あり、依て官使都度出張し來りて遂行せしめし由云へり、(白川神祇伯家は廣田神社の執奏にて、正徳三年迄は深き關係ありしなり)神呪寺が濫妨の事洵に珍聞に屬す、併し是は大に有り得べき事なり、抑甲山神呪寺が濫妨せるなど特異の事項の介在せるを思ふ時は、此件大に信ずべき物にて更に疑はず、元來社の狩獵が何時代に始まり如何なる式にて何の地に行はれしか素より證據の存するに有らざれば、唯推量なれど或は斯くも有りけんかと想像の儘を云はん(當時廣田神社の社地は現今の社地の東一二丁許の、今の馬場先の正面に在りしが、享保十八年に現地に移轉せしなり)狩獵神事など云ふを察するに、何れは山野に行はれしものと考ふ、さらば其地は何等緣故も無き地にては有らざりしなる可ければ、差し當り之を指

摘すれば高隈原なる可し、高隈ヶ原は廣田大神の最初の御鎮座地にて、舊社地の背後の一大臺地の西端に當る地なるべしと傳ふ（一名雲雀山とも云ふ）中葉以降は上ヶ原新田開拓して其一部となれり、然れども古くは甲山の東南の山麓の緩斜なる原野にて、此一帯を神尾カンノヲと稱せしなり、神尾村は其臺地の東尾に在り神山の尾崎にて古くは甲山カントを掛けて廣田神の御山なりしが如し、神領なりしなり。（寫真第十三圖參照）廣田社舊記に云ふ長承元年左辨官下文に云へる如き意味を察するに、此地方山林は廣く神領なりしなり、廣田神社には大に縁故深き地なれば、神事の狩獵など云へば差し當り此地を利用せしなる可し、此地點は皆神尾村に屬せしにて、其後甲山の神呪寺が創設されたり、神呪寺の名稱は神尾より起る、神呪寺が狩獵を濫妨せる事は何の理由か知らねど、中葉は神呪寺の支配地とせしなる可し、故に恐らく此地に關して紛紜の發生すべき物と思ふ、如何様にもかゝる情弊の有るべき地なり、されば神呪寺が濫妨など云ふ特異の事柄より察すれば、狩獵の行事の古く行はれたりし事は自ら確實なる件なる可し

然るに社中には唯みかりの三字のみ書物の上に残りて、偶忌籠○と云ふ前日の潔齋も西宮夷社の物と成り了りて、由來も、作法も、皆無知られぬ有様なり、免も角も古昔神祇官が下知して行はれたる公事の嚴重なる儀式なりしものを返すも痛惜に堪へずなん

序に曰ふ昨年石清水八幡宮宮司田中俊清君が愚息太郎へ貸與せられたる柏村真直と云ふ人の多田有馬入湯並に播磨行記と題せる寫本を見し事有り、參考にもとて一部分を寫し置きしが、今思へば大に此事項の參照ともなる可ければ左に録して此項を結ぶ

正徳六年後の二月五日、津の國多田の温泉に入りて云云（此間有馬播磨を巡遊し三月廿六日兵庫へ歸る迄の事は略す）廿六日兵庫を出でて住吉神社に詣で、尚往々て西宮に到る三座おはします、番の翁に問へば中は日の神也、東は蛭兒西は素盞雄尊と申す、かねて聞置きつるは蛭兒一社におはします、相殿に左大己貴、右事八十神と承りたしかなる説聞まほし、よりて云ふ世に夷と云ふ事は

事代主命釣りするを樂こし、又神勅を聞きて身の柁をふむが如く海島に隠れ去給ひしより夷の稱も有るにや云云、先の人々一越調の酒胡子武徳を吹きたり、沖の夷と稱するは濱邊に有り、廣田御神は半里許り山ぎはに座す、天照大神誨て我荒魂は御心廣田國に座さんとの給へば山脊根子の女、葉山媛をしていはひ祭らしめ給ふ、式にも載りたり、今五社おはします、一殿は住吉、二殿は八幡、三殿は廣田四殿は南宮、五殿は八祖と申す、あるに二殿は廣田、三殿は八幡とて神功皇后なり、南宮は大山咋なり、八祖は高皇産靈尊と申す、御しるしは盜難の害を恐れて常に西宮域内南宮八幡の御社にうつりおはします、祭日計り宮にうつらせ給ふと云ふ、光直等平調の越天樂を奏す云云

(十九) 西宮神社合殿の神

主神は蛭兒神、即夷神なる事は諄々上に解きたり、相殿の神に古來兩様の傳あり、現今は天照大御神と素盞鳴神の二神なるが(大國主神はあれども之は維新後の事

百六十七

百六十八

なり)以前は事八十神と大己貴神なりしなり、諸書甚だ錯雜して、元祿、享保頃兩様見ゆ、今聊之を解説せん、先づ標準に伯家部類の記を掲ぐ

戎社 神社號

蛭兒 事八十神 大己貴神

外説に

戎蛭兒 天照皇大神 素盞鳴神

右神書或舊記等考勘也

已上雅光王真跡

と有り、雅光王は貞享元祿の人なれど舊記に見ゆとあれば其以前よりの傳なりし事は云ふ迄もなし、配列の事は明ならざれど蛭兒神中央にて大己貴神を東殿とせしが如し(廣西記)然るに天照皇大神と素盞鳴神とせるが往々書に見ゆ配祀神の二三例を云はゞ

天照皇大神と素盞鳴神とせる書は

○神祇寶典 正保二年著 ○天和四年建物記

○寶永八年日記 ○元祿十年一宮巡詣記 但中を蛭兒とす

○元祿十七年東遊記 ○正徳二年播磨紀行

事八十神と大己貴神とせる書は

○本朝神社考 寛永慶安頃主と八十神 ○神社啓蒙 寛文十年

○西宮本記 延寶天和頃 ○二十二社注疏 元祿十一年の攝陽群談引用

○廣西記 享保十二年

此他にも數多有れど煩しければ悉くは引出せず、唯比較的古しと思ふものゝみを掲げつ、見ん人之より古きもの有らば教へてよ、中に就て正徳三年の和漢三才圖會は兩説を一丸として

祭神三座蛭兒神

天照大神 素盞鳴神  
蛭兒神

相殿 左ハ大己貴神  
事八十神

とせるなどは餘りに無雜作に片付てあるが、兩説混淆は當時斯かる説も有りける

百六十九

百七十

にや、余思ふに天照大神素盞鳴神とする現今の如きは日本紀所載に據りて御兄弟なれば如何にも然る可き神等に座す可く思意せらるゝが、事八十神、大己貴神に至りては蛭兒神に何の御縁も無くて甚異様の感あり、然れども斯かる縁無き八十神を合殿とせるは、何か理由無かる可からず、即既記大國主西神社の條に云ひし如く、伊呂波字類抄の矢洲大明神は八十神にて、舊く大國主西神社の祭神なりしなり、余の考按にして果して正當ならば、後に蛭兒神と合併に成りたるなれば蛭兒神と同殿に在るは勿論然る可き筋合ならずや、神社考、神祇寶典は同系の書なれど、神祇寶典は八十神の事を紀の文の儘に西宮の部に詳しく書けるを思ふとき著者は古く此社に祭られし事に頗る了解ありし事と思はる、故に矢洲大明神の矢洲は八十神なり、大國主西神社の祭神と目せらるゝなり、且大己貴神を合殿とせるは之は又後に何角の機會ありて増加になりしものか、八十神の御兄弟なれば無縁の神にては無く合殿となるべき性質の神なり

此兩説に付て社中の記録を見て考ふるに、前記の如く貞享元祿正徳の頃には社中



にては天照皇大神素盞鳴神とせるが如し然れども、其以前延寶天和頃かと思はるゝ西宮本記（本記は畫は新しく見ゆるが文は舊し其故は相殿を八十神と大己貴神とせり）には正しく八十神大己貴神とせり、記録中相殿の神を書ける最古のものなり、特に八十神とせる流布本の中にも、寛永慶安頃と覺しき本朝神社考、及寛文十年の神社啓蒙は、合殿の神を書ける最古のものなるべし、之を思ふ時には事八十神、大己貴神を合殿とせる方全く以前の神にて、天照皇大神素盞鳴神の方は後に改めしなり故に伯家部類は元祿頃は八十神大己貴神を相殿正説とし天照大神須佐之男神を外説と載せて有る（既記）をも思ふ可し

御座位の如きも彼是相違有りて、天和の記録には第一殿蛭兒命、第二殿天照大神第三殿素盞鳴神と有りて蛭兒神は東殿とし、寶永の日記の大阪奉行所への上申書も同様なり、故に今日迄引續きて變違なきものと思はるゝに、享保の廣田西宮兩宮記が、右の年間に蛭兒神を中央とし、大己貴神を東殿に配したり、廣西記著者は西宮の人にて兩社の祭神を大に論議せし書なり、其當時の事は時の神職にも必

百七十一

百七十二

ず交渉して質疑も調査も親しく行ひたる筈なるにも拘らず此相違を見るは抑々何故か、就て思ふに此廣西記著者の田中信謹は、天照大神、素盞鳴神と爲るは古に違へるものとして、故意に蛭兒神を中央に、大己貴神を東殿と爲し、<sup>+</sup>かも知られざれど、<sup>+</sup>免も角も此時代に夙く議論の有りけるなり、故に余の考ふる所も蛭兒神を東殿とするは後の事にて初は必ず中央なりしなるべし、西宮夷社として平安末期以來世に有名なる神なり、中央ならずして脇殿に座させる筈は無き事と思ふなり、蛭兒神を東殿と成し、始は彼客人神像を東殿に齋ひたりしより、其神像やがて蛭兒神の御正體なりと認めて夫より誤の發りしなる可し  
合殿の神の事に就ての陳述は先以て斯の如し、茲に大に陳辨せざる可からざるもの有り、従前合殿神に有らずして東殿に齋ひ祭りたりし客人神とする神像なり、現今は東殿に蛭兒神の神實となれり、次々に之を詳記せん

(二十) 西宮神社の客人神

合殿神も随分混雜して一通りに非ざりしが、以上の陳述にて粗辯解せしと思ふ、次に述べたき客人神も、今は全く忘れられて事實は將に失ふに至らんとす、客人神とは近來誰も心付かざりし一事項なり、余は大に發見せし所あれば後進の爲に我が愚考を語らん

客人神は神像なり、古く殿内に祭らるゝものなれども、西宮神社の御主神にも非ず、又御相殿の神にも非ずして神殿内に同祭せられしなり、古き記録は有らねば確なる來歴を云ふ能はざるも、此神像は當社に無くて叶はざる筈の神像なり古昔より由緒有るものと見る可きなり其を如何と云ふに、世間には早く釣魚の神像は行はれて、諸人信仰の對象とせし事は餘りに明白なり、之をこれ世は夷三郎と云ひ其以前には三郎殿、即ち侍神サムランと云ひしなり、此件を余は明白に説明したく思ふが、抑御神体の事を公に開陳する事は甚だ憚多き事にて、聊躊躇する氣味もなきにあらねど、斯くては秘密の弊に陥るべし、余は維新の時に際し、明治六年以降奉仕して神社の沿革に就きては多少研究を積みて今日に及ぶ、然れども社中傳來

百七十三

百七十四

の書物の甚だ不備にして、随つて不審の事ども頗る多し、維新已前は當社に限らず、いづくの神社にても神祕、又は秘傳、口傳など云ふが有りて、或は事物を秘密にし、剩さへ不明の事を故意に勿躰を着けて事實を公にせず、衆庶も亦之を信じて甘んじて悦服せり、是が爲に其古實を失ひて今は全く何とも成し難き事件往々有り、洵に遺憾に堪へず、故に余は秘事も口傳も何も無く、望むらくは知り得る限りは明に記して過去の經歷を、見聞を後の参考に資し度く思ふなり、知識なく才なき一老爺にて、殊に行文拙劣言はんごしても筆能く運ばず、不充分ながらも後昆に如是は言ひ残さんとは爲るなり、されば知らずく不敬に亘る事を慮るれど、秘して古實を失はんよりはと考ふる餘り、僭越を顧ず、思考の儘を述べんごはするなりけり

扱本社は中世回祿の災に罹りし事度々にて、遠き時代は知らず物に記せるは、吉田日次記に應安四年十一月廿八日西宮火と有り、夫より百六十年後の天文三年二月西宮炎上と大日本帝王年代記に記し天正六年荒木村重の伊丹城攻撃に當りて炎

上し、次に承應二年二月又火を失して豊臣氏造營の社殿を焼亡し、現今の神殿は寛文三年徳川家綱公の造營に係りて今日に及べり御神寶焼亡の事は天正六年の時に係るにや慶長十九年三月十七日遷宮行はれて、其時の記録御戎御造宮次第ご有るものに、一御神体火焼に付き御内裏様より下り申候、伯殿御取次也と有るを以て知らる、扱蛭兒神の眞の神像と云ふは、如何の御形姿なりしか本より知る可き様無し、其後の御神体は假令御火焼になりたれども、舊例に據りて新に作られたりし事は勿論なり、世間蛭兒神と云へば岩に倚り鯛を抱へて喜色満面の像なるが、我蛭兒神の昔の眞の神体は右様の像にては有らざりしならん、鯛を抱ける神像を以て世に名高きものは今説かんとする客人神の御神像なり、既記當社三神の神体の外に別に、東殿に齋ひ祭る神なり、故に御主神にあらず、合殿の神に有らず、讀んで字の如く寄寓の神なり、中頃上下の間に盛んに信仰せられ、西宮大明神夷三郎殿と崇め奉れる神像は即ち此神像を申すなり、余が前々屢陳する三郎殿なり、世人は此神像を全く蛭兒神の神像、又は分神の如くに、久しき年間思意せし也、

百七十五

三郎殿は蛭兒神の前に侍らひて大に世の信仰を得、而かも混同せられて蛭兒神、夷神と仰がれしなり、客人神の名は何故にか記録上に記す事少くして、僅に寛保三年の日記に二所と、他の一小記録に一所と、彼廣西兩宮記に見ゆるのみにて他に見ゆる物なし、爾來客人神の名、又は侍ふ神は忘れられて、唯蛭兒の御神像とのみ考へられて此像にのみ力を致し、なり。

百七十六

今は鯛を腋挟める容姿の神像を蛭兒神と信ずる世となりたれども、蛭兒神は始より然る容姿には有らざる可し、武庫の海上に現はれ座し、時は如何なる御像なりしか今は知る事能はず、よも今見る蛭兒の神と稱する容姿とは考へられざるなり、さらば何時頃よりさる神像が興りしか、之も大に研究すべき問題ながら、是は既記三郎殿の條に屢述せし如く、侍ふ神、即浦人が蛭兒神に奉仕せりし時の容姿より興りていつしか蛭兒神と混じたるなり、時代はいつかは知り難し、吉野拾遺云ふ「左衛門尉康方は水練の達者にて吉野川に入りて鱸と鯉を捕へて岩の上につい居けるをひるこのさましけり」と云ひけるよし書けり、夙く南北朝頃には蛭兒

はかゝる容姿なりと世間は考へ居しなり、吉野拾遺は假令偽書なりともあまり下りたる時代の書とは思はれず、されば夫より遙かに以前よりの事と信ぜらる、彼石清水宮寺縁事抄、三郎殿の下段押紙に「普通夷の如し魚持之」と記したり、共に是三郎殿の容姿なるを蛭兒神又は夷神と誤認せるなり、否世間一般が然考へしなり、然るに斯くも際やかに蛭兒神と客人神と分別せるものを、世間は一神と見る如き時勢になりぬるは止むを得ざるなり、尚茲に甚だ遺憾なるは、右の客人神の神像が終に今日は變轉して全くの蛭兒神となりて眞の主神として東殿に座す事と成りにけるは大に古に違へり、神慮と謂ふべきか

客人神の神像は右の如き經歷にて古くは東殿に客たりし神なり、東殿に其存在を記せる古代の明證としては社中の記録に見受けられず、我神社としては此神像は無かる可からざる神像なり、故に享保十二年の彼の廣西兩宮記に東殿に大己貴神と「其間簾之所別有二彫像」と明記せり、此記は當時西宮神職に直接聞亂しての事實なるべし、されば享保十二年頃は慥に東殿に祭られたりしなり、茲に甚だ不審

百七十七

百七十八

にして解せられざる一件有り、其は此客人神の神像が二十四年の後なる寛保三年に沖惠美酒神社に同祭せられたりし事を發見せるには驚き入りぬ、如何なる理由の存して斯る神社に遷座せしか、其事の日記に何等記す所なければ彌々不審を重ぬるなり、而して翌年の寛保四年に復歸に成りたり、其次第を茲に示さん

寛保三年に明年の寛保四年の春蛭兒神の開帳を行ふ可き議有り、西宮の開帳は蛭兒神像を佛家の例に慣ひて崇敬者に拜觀せしむるなり、陽春の時節を選びて五日間行ふ例なりし、其開帳を行ふとしても、蛭兒神主神は神像ならねば拜觀せしむる要なし、故に沖惠美酒社の神像を本社に移し來りて行ふを例とせり、然るに今度は客人神を開帳せんとして先神前に鬮を採りて決せんとせり、即當時の日記に

六月八日(寛保三年)曉より廣田、西宮、南宮、沖夷社、客人尊像、其外一統參拜

此文少々不明瞭なり客人神像は此時沖夷社に同祭せられて有しなり、次の記にて明瞭すべし

六月十日朝御神前に於て奉祈候は、此度御願申上候御開帳の事、先年は沖夷夷御像御殿の前にて御出現下され候へ共、餘り奥深く明春は東の殿内にて奉成御開帳度、然る所に沖夷夷御神像は開帳の例有之候へ共、殿内に御鎮座の例無之、客人神像は往古東の殿内と一所に御鎮座の舊例有之候へ共、御開帳の例無し、依之兩御神像の際何れが御出現可被下候や、凡慮決し難候に付御圖神慮を奉伺候處、明春は客人神像御出現可被下旨に御圖決し候に付難有次第彌増奉抽丹誠候事

客人神像は往古東の殿内に一所に御鎮座の舊例有之と有り、御圖を採りて客人神像の出現と定まりぬ、次は

八月廿三日關屋に散錢相算候所四十一貫文云云、夕飯申付其後各於拜殿致用意夜五つ時に荒夷社より客人御神像を遷幸なし奉り、御假殿北の御殿に奉鎮座候事但道筋は圓満寺門前を東へ通り表御門より入る

荒夷社は沖夷社の事にて、問題の客人神像は此社に有りしなり、此時本社に納む

百七十九

百八十

可き筈なるに一先假殿の北の間に移し奉りしなり、假殿は本社<sup>の</sup>西南四五十歩許に東面三間作永久的の建築物なり、拜殿を具備す

十一月廿七日此夜沖夷神像先年開帳後御假殿に御座遊ばされ候處、御社修理致し遷幸奉鎮座候事

沖夷神像は先年即ち享保七年三月開帳行はれ、其節に沖夷社より本社に移し來り開帳終了して元の沖夷社へ還御せずして假殿に遷座せしものなり、何の故なりしか明ならず、今度沖夷社修理成り元に還御に相成たり

十一月廿八日今夜本社東の御靈を西へ相殿に神幸遷座

東殿の蛭兒神の御神靈を、西隣即ち中央殿の天照大神の御座に遷座せしなり

十一月廿九日此夜客人神像東の殿内へ遷奉鎮座

此夜は去る八月廿三日に假殿へ假に遷座したりし客人神像を本殿の東殿に遷し來りしなり、是にて開帳準備整ひたり

此間の事情と順序は分明せり、斯くして當度の開帳は無事に結了せしなるべし、

然るに其後右の中央殿へ移し、神靈も、東殿へ移し、客人神像も開帳の爲に假に遷座せし儘にて元の如く復歸の事日記に見えず、思ふに依然其儘にて今日に及びりしが如し、神靈と神像は開帳の爲に假に移し、ものなれば、事了りし後は元の如く歸還すべき筈を、終に其事に及ばざりし事洵に其意を得ず、昔氣質の能く爲し能はざる筈の事と思はるゝに、如も其復舊を見ざるは何の所以なるべきか、既記の如く客人神は往古殿内に一所に鎮座云々と日記に見ゆる如く、昔より安置せるに據る事と思はるれど、蛭兒神靈をも其儘に爲し置くは無念にやあらん、併し此所を能く考へ見るに、蛭兒神は昔中央に鎮座に成りし事を當時にも尙其議論なご有りて爲に復歸せざりしに有らじかとも思はるゝなり、以來明治に至る百三十餘年、此年間も神像を客人神なる事を知りしか然らじか、唯蛭兒神の神像とのみ考へて是を主腦として祭式は行ひしが如し、天保弘化頃の記録には東殿を蛭兒神の神像とし、中央殿の東方を蛭兒神々靈とし、西方を天照大御神と記せるを見るが、其後數十年の間に神主の物故なご有りける譯か、將又社家祝部等の不注

百八十一

百八十二

意に依るか、故實を輕視して中央殿の蛭兒神の神靈をいつしか無名の如く心得る迄になりたりし、時に世は維新となりて神社改正の發令に際し、官吏立會ひ神体の調査が行はれて、當時上申書に西宮社を式の大國主西神社の名を興すに至りて、前の蛭兒神の神靈を（寛保三年に東殿より假に中央殿に移し、神靈）大國主神の神靈と爲し、客人神像を蛭兒神として神祇省に届出しよし、以て今日に及べり、實に遺憾至極なり、されども昔の掟とは一は替りたれども、一は復舊に成りたるもあり、御座位の沿革を記せば寛保三年の當時は

東殿 蛭兒神

中央殿 天照大御神

中央を蛭兒神とせしもあり

西殿 素盞鳴神

寛保四年以後

東殿 蛭兒神々像

實は客人神本年遷し奉りしなれど  
偶古例に復す

中央殿 蛭兒神  
天照大神

西殿 素盞鳴大神

明治元年以後

(元年社號を大國主西神社と改稱明治八年四月廿八日西宮神社と復稱)

東殿 蛭兒神

中央殿

大國主大神  
天照大御神

(大國主大神增加す明治八年四月廿八日大國主西神社別立に成りたれば中央殿東は蛭兒大神と改めて前項寛保四年の如く有るべき筈)

西殿 素盞鳴神

斯くは變更に成りて御神名の改まりたれど御神實には變更なし、此の移動に付て維新の際の事は余は若年にて未だ就職はせざれど、舊神職は皆懇意の人々なれば此事實は能く承知し居れり

茲に甚だ解し難き事は、彼客人神々像は古くより東殿の一半に鎮祭して有りけるを、寛保三年に既記の如く沖夷神社に祭られまし、事は、抑々如何成る故にか有らん、洵に不可解の事實なり、廣西兩宮記の文に據れば、享保十二年には正しく東殿に在りしに相違なし、何時如何にして沖夷社に移遷なりけんか、社中の日記を調査すれども見當らず寛保度の以前の開帳即ち享保七年の開帳には、彼寛保三

年日記に沖夷社の神像を移し來りて開帳の主腦とせし旨を記せり、此時に於て客人神像を沖夷神社へ一時遷座せしに有らじかと思意したれど、先年の開帳は御殿の前にて御出現と上記の如く記しあれば、客人神像は殿中に在れば他へ遷座する必用は有らざりしならん、しかし客人神像は右の如くに彼所に此所に移動は有りたれど、結局復舊に成りたれば余は大に得心せるもの、其理由も、かゝる移動の有りける事を茲に表白し置くなり

時に客人神、之を彼の日記にカドマラウドと假名を附せりカドとは如何なる義かと思ふに之は門客人なるべし、安藝嚴島神社の末社に沖惠美須社あり俗に門客人神と云へればしかは云ふなり、カドマラウド此客人に付ても大に述べたき件あり其は享保の彼の廣西兩宮記に

至若西宮配祠、左位則是大巳貴神也、其間簾之所別有一彫像、其容貌髣髴與

澳戎子同焉、唯挾棘鬣之象彼是小不相若、稱之客人滿

此訓如止末路滿原作磨按  
安倍仲磨嘗實唐廷而唐書  
乃譯磨爲滿  
也僕因卒更也神未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>誰奉<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>之、此乃當祠之所秘非<sub>レ</sub>祠官<sub>レ</sub>莫<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>焉者也

と云へり、云ひ替れば「西宮社の相殿の神の如きは東殿の大己貴神當時蛭見神中央  
此時は大己貴神の神座を分割して、一の本像が置かれたり、澳夷神像と能く似て聊小也、之を客人磨云ふ」之をカドマロと訓みけるよし云へり、而して客人神の名義を客人満之をカドマロと訓めれど甚當らず、客人は「マラウド」なり「カド」の二語を審にせず、満は衍也免も角も客人をカドマロとは解し得ず、既記寛保三年六月十日の日記に客人神カドマラウドと假名カナを附し、他の記録にも一所假名にて「かごまらう」とあり、從來社中にかごまらうとの語右二書より見し事なし、又自分先人より聞きし事もなし、全く世に忘れられたりしなり、然れども神像の名の「カドマラウド」なる事は安藝の嚴島の夷社に據れば、門客人社ぞ正しからん、故に廣西記のカドマロは未だ意を盡さざるなり、さらば門は如何なる義かと云ふに、尚門を守る意なり、愚考あり下に詳く辨ずべし

之に付て又甚だ不審なる事有り、一宮巡詣記の記事なり、是は元祿十年に橋三喜の筆なり、我西宮神社の事を云ひて

百八十五

百八十六

芦屋川夙川の誤記しち川を渡り、西宮町へ出て、西宮へ參る、中は蛭見、左は日神、右は素盞鳴神と云へり云々、濱邊に沖の荒夷社あり、西宮の門守は他の社と違ひ、常の惠比須の形也、神主宮内出會ぬ

と書けり、之に據りて門客人の我社に存在せし事は首肯せり、此三喜と云ふ人の元祿十年六月三日に當社に參詣せし事は日記にも

橋三喜來り、拜殿にて當役鷹羽源太夫宮内も參り面談候事

と有り、全く參詣して神主宮内に聞きし事は明なり（當時拜殿は社家祝部の中交代して日々當直する所なりしなり時々神主も參向す鷹羽は當時の社家なり）文中の西宮の門守は他の社と違ひ常の惠美須の形也と有るは行文簡にして些明瞭を缺けり、文意を取擧げて見るに、西宮の門守は、他の社の神門に置かれたる如き矢大臣と違ひ、岩に倚り釣竿持てる像なりと云ふに有るらしく聞ゆれど、我表門は秘山式の壯大なる建築物の四脚門にて矢大臣を置くべき構造に有らず、尤も慶長年間豊公の造營にて依然今日に及べる物（今國寶）なれば、此間構造の變更は更



になし、此表大門の建築以前ならば知らねど、三喜が參詣せし元祿十年は此門に矢大臣の置かるべき筈は斷じてなし構造は一見して了知せらるゝなり、又神門の近傍にも然る門守を置けりと思はるゝ建築物とも思ひ得ず、此元祿十年より十二年前なる貞享三年庄屋年寄等連署して大阪奉行所に差出し、社地の古圖を見るに、表大門内の附近にも勿論見當らず、元來門守と云へば神門に置くべき物なれば、神門の外に在るものとも覺えず、されば三喜の云ふ所實に了解に苦しむ、之に依りて尚考ふるに唯門客人と云ふ名を僅に聞きて、一般神社の神前に置かるゝ矢大臣の門守の如く思ひなして、推量の儘巡詣記を書きしなるべし、巡詣記の記文は簡にして分明ならず、表大門又は門際などにて實見せしやうにも聞取られざるなり、喜田博士は雜誌「民俗と歴史」の福神號に此事を云はれて表門か、又は表門の路傍に以前存在せし不動堂杯に昔祭られし物の近く表門にて祭られたりしを三喜が見たりしに有らじか、斯やうに云はれたれど表大門に置かれし事の不可なる事は既に云へり、又不動堂は夷神の本地佛と云へば、全く夷神に關係無きに有らね

百八十七

百八十八

ど、享保廿年四月三日此不動堂を所分せし時の日記に

此日より神主宮籠、是は不動堂に有之候不動の畫像を取除、厄瘡守護神として大己貴神少彦名神を勸請の齋也、元來不動堂に有らず、然るを中世兩部習合に相成候節、浮屠氏の所爲にて不動堂と成りたるものゆゑ、此度修覆の節舊に復するものなり（此社三四度轉輾して今大國主西神社となる）

と有りて門守神を祭りたりし様子はなし三郎殿は假令隨從の神なりとも本社門邊に祭られしとは如何にも首肯せられず、元祿十年以來の日記にも見受くる所なし故に一宮巡詣記に三喜の書ける件は彌々疑はるゝなり、無論徒に架空の事を書けりとは思はねども、神主の語を輕々に聞き得て、彼矢大臣の門守の如くに思ひて書きしものなるべし、殊に此説の信ぜられざるは此橋三喜が書ける元祿十年より三十年後なる、前件の廣西兩宮記に東殿の大己貴神座を屏障して客人滿を祭られたるよし云へれば、三喜の言の門側などにあるべき筈なし、以て三喜の云ふ所は余が云ふ如きの間違ひを記し、なりと斷言するなり

門客人神の事右の如くに見ゆるのみにて、門客人の門の由縁は更に詳ならず、然るに安藝嚴島には沖夷神社を門客人神と呼べり、抑々客人神は上に云へる如く西宮にては久しき間名稱を失ひしなり、余は今度此書を著すに當りて昨年来此解決に殆没頭し、少からず苦慮を爲して諸書を涉獵し嚴島にも問合せなごしたれど終に要領を得ざりき、茲に漸く研究の結果に得たる光明は、洵に簡易なる事にて今更意外の感じもせらるれど、喜びて具陳すべし、其は我蛭兒神の神像を畫きたる護符、即守札は、是は寛文三年徳川家綱公が本社を造營し、其修葺料として諸國に配賦せる神像札の版權を許され、偽造する者は地方々々の諸藩にて差止られしなり、此特權を有せし事は古くより諸國の信仰者の享受せる習慣の有りける故なり、隨ひて其分布は本土全般は更なり、穂波、佐渡の島國に迄及び、我國舊き風俗として魔を妨ぎ、穢を祓ひて、更に幸福を迎へんごて神佛の名を記し、又は幣束、注連繩、さては柶や蟹の甲など、種々の物品を以て各自門戸に掲げ、或は貼付せしものにて、我蛭兒神の畫像札、又は守札を尊敬して幸福を招かんご、年

百八十九

百九十

首に當りて信仰者個々之を受けて門戸又は店頭貼付せり、神棚を設けて祭れるも往々有り、特に門扉に貼付するが多し、此習慣は今尚實際に行はる、地方有るなり、是を門守カドモリと云へり、門客人神の名是より興る、中昔夷神隆昌時代の習慣なりしなり、依りて其畫像札の根本は全く我西宮の夷三郎殿なる夷神にて、門客人の名は崇敬者が稱せりし名にて、延て本社カドモリの神像に迄及びし事を知る可きなり、門客人神の説明が長くなりたるが、結局門客人は既記三郎殿を指せるにて、夷神の神前に安置せし神像なり、主従の關係にあらねど、神功皇后の竹内宿禰、菅公の白太夫を見るが如く、夷神の隨從なり、然るに或時代には三郎殿が夷神と混同合体して夷三郎殿と併稱して一神になり、かゝる時代には三郎殿の神像は又別に境内に祭られて有りしなり、伯五代記夷兩社といひ又二十二社註式に戎三所と書きたるも、思ふに本社と沖惠美須社と此三郎殿とを云へるが如し、年代の長き間には種々の變遷に逢過せし事は又免れざりしならん因に云ふ武藏國官幣大社氷川神社は門客人神有るよし古事類苑にて知りたれば同社に問合せしに手摩乳神脚摩

乳神に座すよしにて古くは鳥居際に在りしも今は本社側に鎮座なりとあり之は御本社祭神とは深き御縁座せば、げにもと首肯かれぬされば西宮には更に参考にならず失望しぬ、又沖夷社は通稱荒夷社とも云ふが、其實三郎殿におなじ、是は蛭見神初めて鎮祭の時に功勞多く、没後神社として生前の有縁の地に築きて崇敬せしものなるべし、彼西宮に有名なりし傀儡子が、百太夫社を建設せしも粗々同じ様なり、故に沖夷社は三郎殿の本体にて、三郎殿は後に神前に所謂脇立など云ふもの、如くに侍立せしが終に信仰者の強度の信仰に依りて、同体異名の如くになりけるものと余は信するなり

顧れば始め蛭見神の夷神に侍従せし有徳の浦人が、後に主神の福神と位置混同となり、合体して蛭見大明神夷三郎殿と仰がれ、或時は客人神と稱せられて本殿内に祭られしも或時は一小祠に容こなり、又維新の時に際し三郎殿の名はいつしか世間に忘れられて今は全く消滅に歸し、一方曩に本社に復歸し給ひし客人神の神像は明治の初年に到りて終に蛭見神の本体となり終り給ひぬ、變遷の奇異なるは

百九十一

百九十二

神と仰がるゝ上にも免れざるものにて、洵に感慨深きものあり、而して客人神が今世間一般の崇敬する神像の畫にも有れ彫刻物にも有れ、數百年間人心に浸染して福の神と崇拜せる目的と成り了れる上は、今更是を改めん事は到底爲し得可からず、是所謂神慮なる可し

當社の傳説や故實も多少は有りたらんを、或時代に全く失ひたらんと思ふ節往々あり、事の序に一言せん、當社神職も維新前は八九家あり、元祿頃十餘家ありて皆世襲なりしが、近代の神主但馬守吉井良願は不幸にして嘉永四年に四十二歳を以て卒去す、當時嗣子良郷僅に十一歳なりき、十三歳に及びて表面十五歳として漸く官位を襲ひたれど、幼少なる上に社家及び祝部の跋扈に左右せられて、慣例も故實も傳承する事を得ず、故に遺憾ながらも亡ひたる件必ず有りけらし、洵に止むを得ざりしなり、是の如き件は四代以前にも有りたり、歎く可く悲しむべし、序に一言を添ふ

夷神の研究に就て我輩蓄せる意見は粗々陳述せしが、安藝國伊都波島神社の夷神も亦有名なれば大に研究したく思へり、余は從來同社につきて研究せし事更に無ければ此度此稿を草するに當りて唯五六の書を調査せしのみ、然るに嚴島の實地を知らずでは有らじと先年渡島して舊社職家の野坂元定君に古今の情況を詳に承りて大に參考の資を得つ、然れども淺學の未だ通曉する所あらねど、聊か思ひ寄れる箇條を録して大方の諸賢に質さんとす、嚴島神社に對して甚だ客喙ケ間敷き評論も有れど、如何にも納得の爲し能はざる節有りて懸按を述べんとす、粗忽あらば許し給はん事を乞ふ

嚴島の夷社も甚だ有名にて、本宮域内を始め島内島外に數社有り、俚謠の「安藝の宮島回れば七里、浦は七浦七夷」は人口に膾炙せり、是は七浦の夷神なれども嚴島本宮の側近なる夷社は最も舊き社にて、六條天皇の仁安三年十一月神主佐伯

百九十三

百九十四

景弘の解文中に

祓殿間檜皮葺小社一字號江比須

と見え、又夫より七十年後なる四條天皇の仁治二年神官等の訴狀中に

戎寶殿一字二面同拜殿一字三間

など有り、右記する所の江比須又は戎寶殿は同じ社を云ふにて、是ぞ嚴島にての根元の夷社なり、然るに其江比須社は現今の何れの社なるか嚴島には數多の夷社有りて甚だ紛はし、最古の仁安の記に祓殿間と有れど、今は位置違へり、差し當り考へらるゝは現今の荒胡子社アラヒビスなるが如し、此社は寛文三年編纂の藝備國郡志に客人神之東、荒夷祠恐祭ニ蛭兒者乎

とし、嚴島圖會は

荒胡子社アラヒビス、山王社の北大經堂の麓に有り、瑞籬鳥居有り、永正年中に鑄たる鰐口有りて社に掛けたりしを、今は金剛院にをさめたり

藝藩通志に

惠美須三社祭 荒惠美須社は正月元日神供を献じ、三月、九月、十月、御衣捧  
ぐ、長濱惠美須は元日に御衣を献ずるなり、中西町惠美須は三月十三日を祭と  
す、御衣なし、棚守代學頭長笛役會す

嚴島誌は

荒胡子社、三翁社の北塔岡の南麓に在り、本殿拜殿有りて本殿は特別保護建造  
物なり、足利中期以後の物と云ふ、例祭は陰曆十月二十日なり

右四書の云ふ所は山王社の北なる荒胡子社を云へるものなれど、就中最舊き藝備  
國郡志は荒夷祠と、書きたれば、胡子の文字は其後に改めしならん、且荒胡子の  
荒も最古の仁安、仁治の記には無ければ始は只衣比須の三字なりし事明なり

嚴島中の夷社は數多有る中に、此荒胡子社は最御本殿に近くして拜殿鳥居を具し  
て別に一區畫を爲したる地に建てられ今は國寶なり、仁治仁安の記の江比須、或  
は戎寶殿と有る社の後身なるが如し

聞く所に據れば此社は元大願寺の子院、金剛院内に有りたりしを、金剛院廢止の

百九十五

百九十六

後、聊地位を引直して今の如き体裁に爲れるなりと云ふ、明細帳を検するに「境内  
社荒胡子社、祭神素盞鳴命、創建年月不詳、仁治二年の本社御遷宮子細狀に戎寶  
殿一字と見えたるは即ち此神社の事にて、代々國主の關する營繕箇所なりしが、  
明治五年御改正の際三翁社へ合併になりたりしを、同十五年六月信者共の願の通  
復舊御許容になりたり」とあり、之を見れば金剛院の廢止と共に此社は一度三翁  
社に合されて更に復歸になりたるものなり、又此社に古き鰐口ありて銘に

奉寄進鰐口嚴島荒夷社寶前永正十七年正月吉日施主世日市

と有りて、金剛院に納めありしも今は所在を失ふ、藝備國郡志に「客人宮之東夷  
祠」としては有れど金剛院の事は云はず又門客人社の沖惠美須社の事をも書かざ  
れば、嚴島の主なる夷神社は此荒胡子社なる事は疑ひ無きが如し、此社は始め仁  
安三年神主佐伯景弘の解文には龍宮、大伴社、と共に本宮に接して重く祭られた  
るものならし、然るに其三社とも今は元の地を離れて異所に轉せらる、本宮建築  
の改まりし故なる可し、特に江比須は始め祓殿の間と有るを思へば、今の地は勿

論古に違へるなるべし

荒胡子社の事は尚下に譲りて、門客人社の事を述べん、嚴島には此荒胡子の外に夷社は數多あるが、本宮の前なるシタサキ齋廊の側に門客人社有り、此社の事甚だ不審なり、今之を推考せん、嚴島圖會卷之一

門客人社二字、樂房と並びて左右に分れり、俗に沖惠美須と稱す、祭神は豊磐間戸神櫛磐間戸神

と有り、本宮と向ひ合ひて二社並びたり、本社に接して斯くの如く夷社の有る事に注意すべきなり、野坂家文書にいつくしま大馬居の日記（嚴島誌に據る）と云ふものに

天文六年正月十八日刑部大輔景教の記したりと云ふ物の寫本なるが、此記に據れば正中二年六月廿五日大風有りて、大馬居内外に倒れ、夷兩社、左右樂房、平舞台共破壊した

之に據れば後醍醐天皇の正中二年には夷兩社と稱して有れば早く夷社が二社有り

百九十七

百九十八

しなり、現今の如く門客人社とも沖惠美酒社とも無けれど、門客人社と沖惠美須神との兩社なり、されば今の豊磐間戸、櫛磐間戸神は大に疑はざる可からず門客人社は俗に沖惠美須社と云ふよしへり、社は甚だ小なるものにて覆ひの舎あり、本殿に向ひて左右に存す、此名稱は西宮にも有り然るに嚴島にては二社とも門客人社にて、并に俗に沖惠美須とせるなり、しかも二社を普通の門守、即ち大臣視して祭神豊磐間戸神、櫛磐間戸神とせり斯く御門神とせるは何時の頃より間違へたるか知らねど、畢竟沖夷、及門客人を解せざりし爲の誤なり、是は此社が門客人と稱して、しかも社が二つ並べるより思ひよせて御門神の豊磐間戸神櫛磐間戸神となし、なるべし、此社を御門の神と見做す事は、甚謂なきなり、今此社を説かんには、先豊磐間戸、櫛磐間戸二神は別問題として此夷二神の事を解釋せんに、先づ此の相違も無き同じ夷社を二社並べ奉る事は甚心得す、俗に沖惠美須と云ふと云へば結局二名は一神なり、一神が二名になれりし事は西宮も同じ例なり、されど西宮には聊違ふ所ありて、沖惠美須神を門客人神とは稱せず、同神ながら

も性質が違ふなり、西宮の沖惠美酒社は夷神の隨從の神にて、攝社と祭られ、門客人神は別に夷神の側近に祭られたりし神像を云ふなり、謂はゞ沖惠美酒神の分身にして、後には混同せられて主神の夷神と仰がれしなり、然るに此嚴島にては門客人神と沖惠美酒神は全くの同神として祭られて有れど、是は必中頃より變更せしなりと覺ゆれば古へに違へるなるべし、其故に門客人神二社と見ても沖惠美酒神二社と見ても實に不合理ならずや、是は必沖惠美酒神、門客人神との二神ならではならぬなり、畢竟中頃より間違ひたるなるべし、思ふに尚此社も以前仁安の衣比須社が又は仁治の戎寶殿の前に祭られたりしを、主神の江比須社が移轉の時に相伴はずして、何かの理由有りて此所に残りしにや有らん、かく見解を下さざれば此二社の理由が分明せざるなり

抑門客人と云ふ名は珍らかなる名なり、門客人神は嚴島にては如何なる見解あるか知らざれど、嚴島特祭の客人宮（門客人神のにあらず）と同様の意味を以て祭らるゝ名にあらざる可し、さらば客人の名は何故ならん、或は嚴島神社之前に二社

一對の社なれば門守カドモリの意なりと答ふる辭有らんも、夷神を矢大臣視する例は恐く世に有らざれば、御門の神と見る説は成り立たざるなり、門客人神と云ひ、沖惠美酒神と云へは西宮よりの傳承の名なりと余は解するなり

夷神、沖惠美酒神、門客人神の三神を嚴島社内に祭らるゝは我西宮も全く同じ事にて、二十二社註式戎三所と有るに同じ意なる可く、而して元來門客人神像は西宮にこそ必用あれ、嚴島には此門客人神を迄祭らるゝは抑何の理由有りしにや、一体分身、同体異名とは云へ、餘りに入念に過ぐと思へど、元來嚴島には此兩社のみならず、主なる荒胡子を始め、數多の夷神が何所迄もと附纏ひて祭られてあれば、決して不審には有らざるなり、然るに右門客人社を、嚴島にては現今御門神となりて祭神の違へるは實に謂無き事なり、維新改正の時は當社に限らず何處の神社にても斯る不都合は免がれずして、門客人と稱して二社神前に相並べるから御門の神と成りたる可けれど、荒胡子神社の素盞鳴神と成れるは、兩々相待ちての變体にて實に疑はしきなり、今度余の門客人神の研究は、嚴島の門客人社に依

りて、將に失はれんとする我門客人神の名に裏書せるものとして、余は大に喜ぶものなるが、又嚴島にても從來恐らく不審に考られけんと思はる、門客人神の理由を、斯くも發表するに至れる事は、嚴島に對して聊余が貢獻せる事を自稱して喜ぶものなり

嚴島神社にて主なる夷社は今は名稱を荒胡子と云へり、古くは既記の如く江比須、又は戎寶殿と有り、故に今の名は古に違へり、いつの頃よりか改りしなり、夷の文字も世間にてはいろく用ゐる居れども胡子は甚稀なり、是は何にても良けん、扱荒胡子と改まりしは何故なるか、元來荒夷と云ふ語は齋明紀又は濱松中納言物語などに見ゆれど、其は所謂野蠻蝦夷の事を云へり、神の御上に就ては、後白河法皇の梁塵秘抄に見ゆるが始ならん、次で後崇光院の看聞御記にも、西宮荒夷の事書かせ給へり、此兩書の上を考ふれば、荒夷の荒は神驗あらたかなと云ふあらにて灼の意かと思ふ、嚴島にては如何なる傳への有りけるか知らねど、研究したきものなり、然して看聞御記は西宮を荒夷と有り、されど西宮の荒夷は本社<sup>〇〇〇</sup>の夷社<sup>〇〇〇</sup>

には有らで、攝社の沖惠美酒神社の別號なり、余思ふに卜部兼邦の百首抄に西宮の事を云ひて「沖に釣する荒夷」と書けるより、沖夷社を荒夷と云ふ事となりたるべし、又謠曲の「劍珠」にも「一体分身の沖の荒夷」と云へるも兼邦の意を受けしものなるべし、此事ごもは既記荒惠美酒社の條に詳く論じたり、全く兼邦の言よりの誤傳と思ふ

然るに嚴島の荒夷社は祭神、素盞鳴神なるよし云へり、之は又如何にも意外なり、夷神を事代主神、推根津彦神、彦火々出見神、又は少彦名神など種々に云ひなしたれども、素盞鳴神とせるは實に奇態なり、夷神の正体を不明瞭と考へて解釋に苦まれし事は皆然り、然るに素盞鳴神ご考ふるに至りては如何なる考按の有りけるにや實に意外なり、邊土の漁業者の奉齋する小祠ならばこそ有れ、有名なる嚴島にて特に夷の名に於て誰知らぬ者なき夷社なるを返すくも遺憾なり

嚴島の夷社の初めて物に見ゆる彼仁安の江比須社は、夫れが創始か、又は再興か、明文無ければ知られねど、此前後の書類に嚴島の夷社の事余の淺學の未見し事無し、



依りて其頃の西宮夷神は如何なる状態なりしかを世に現はる、諸書を列挙して見るも無益に有らざる可ければ、左に之を述べてん

平清盛が嚴島神社を崇敬して經營せし近衛天皇の久安（清盛安藝守に任せられしは久安二年）及其後の仁壽頃は、凡伊呂波字類抄の成りたる頃なり、次で梁塵秘抄も成れり、神主佐伯景弘が大に經營の任に當りし仁安より以前に西宮夷社は既に歷々書に見ゆるなり、次に摘出せん

崇徳天皇の大治には南宮歌合と同年に西宮にも歌合が神祇伯白川一家の催にて、廣田神社々頭にて行はる、歌には引證すべきもの無けれど俱に群書類從に收む近衛天皇の康治元年に、待賢門院が美福門院を西宮社に咒詛の事、百練抄及台記に見ゆ

右の書ごもは仁安より以前に關るものなるが、仁安より五年後の承安には廣田歌合の行はれて之には神名を詠じたるものあり、之も群書類從に收む

世を救ふえびすの神の誓には、もらさしものを數ならぬ身も 安 心

二百三

二百四

名にしおへば頼ぞかくる西宮、そなたに我をみちびけやとて 性 阿

名にしおはゞ西てふ神を頼み置かん、其方を終に願ふ身なれば 俊 惠

にしにのみ運ぶ心のしるしをば、そなたに今ぞ神にいのらん 資 隆

源頼政集に、敦頼入道西宮にて歌合し侍りしに述懐の心をよめる

おもへたゞ神にもあらぬ夷だに、知るなる物を物のあはれば 頼 政

帝にわが願ふ方にしますさきく、かみを頼むは此世のみかは 頼 政

拾玉集に

にしこの海の風ころせよ西の宮、東にのみやえびすさふらふ 慈 鎮

仁安より廿年後の安徳天皇の養和、壽永若くは後鳥羽天皇の建久に至りては、山

槐記、高倉院嚴島御幸記、續左丞抄など（續左丞抄には仁安より六十年前なる長

治二年の夷社の事見ゆ、之は欠字の爲に明記は出来ざれど、推定には夷社の件な

り、疑を存じて其項は省略す）仲資王記、など有りて夙に世に知られしなり、右

の高倉院嚴島御幸記を見るに、畏くも西宮に御奉幣及び御親拜あり、今此記を書く

に當りて時に適合すれば左に掲げん、治承四年三月四日京都を出でさせ給ひ、其日は神崎川の下流寺江の五條大納言國綱の山莊（此山莊の所在地は従前不明なりしを余は川邊郡小田村今福の左門殿川に遺蹟を發見す）を行在所と定め給ひてあくる日朝雨猶晴やらで、日の序限あれば泊らせ給ふ可きにあらねばとて、出でさせ給ふ、雨の空は風定まらずとてかちより御幸なる、西宮の幣奉らせ給ふ、庭にて御拜あり、宗教御使にて參りぬ、御輿にて出させ給ふ、人々馬にて皆仕ふ奉る、音に聞つる鳴尾の松、聞きも習はぬ波の音、磯邊近くいつしかなれぬる心ちしつゝ、いづくともなく山川打過ぎ遙々と行きける、西の宮の前にてほつせ奉りて、平かに都へ歸るべきよしぞ祈り申さるゝ未の時都賀の山坂に着かせ給ふに云々、申の下りに福原に着かせ給ふ、入道大きおほいまうちきみの心を盡して御まうけとも心言葉も及ばず

などあり、又後白河帝の梁塵秘抄に

神のみさきの驗するは云云八幡に松童せいしんこゝには荒夷

二百五

二百六

免に角、平清盛が嚴島を經營せる前後、西宮夷社は既に斯く盛に諸國の信仰の的となれりし事は明に知るを得へし然れども嚴島の夷社は仁安、仁治の記に明に見ゆる所なれども、當時の前後の他書に記載する所ありや否や余の淺學の素より之を知らず、されど世の信仰の點に於て西宮と平安期の趨勢は比較する所に非ざるを覺ゆるなり、然るに大日本地名辭書は

江比須神は攝津西宮に於ては夷三郎又は荒夷などの名有りて、延喜式大國主西神社蓋是也と云ふ、然れども此なる江比須は、佐伯氏の部民なる海人の祭りし物か、抑佐伯氏は景行紀に蝦夷を安藝に配置し、是佐伯部の祖なるよし載せたり、然らば此江比須は彼佐伯部の蝦夷を祭れるを世に江比須の神とは云ひしなり、且西宮の夷神も此なる佐伯部の神に同じからんには、延喜式大國主西神社とは全く別異のものとする、嚴島より攝津へも移したるにや

として嚴島を原なるにやと疑へり、長沼賢海君もえびす考に同じさまに云はれて、地名辭書を贊せらる、而して佐伯氏は早く安藝國に蕃殖しければ夷神を蝦夷の神

として祭りもしつらん、然れども夷神を濫に蝦夷神と認むべからず、假令蝦夷の神としても佐伯氏の部民が祭りたりとて、西宮に佐伯氏の部民の有りたりとも覺えず、姓氏錄にも其趣は見えぬなり

抑佐伯氏の部民が其祖を嚴島に祭りて夷神と云へりと云ふ事は事實に於て其疎き説なり、其故は夷も結局野蠻の稱なり、良民よりは賤めし名ならずや、されば野蠻人の子弟若くは部民が、自分の祖先を呼ぶに野蠻を以て爲る事は實際に有り得べき事に有らず、况て神名として尊ぶに於てをや、事實上に於て洵に不合理なる可し、蛭見神を夷神と稱するとは其成り立ちが異れり同性質と思ふ可からず、此故に佐伯氏の祖先を夷と祭り初めしこの説は隨ひ難し、又長沼賢海君が「廣田夷（西宮夷を指す）は何地より勸請せられたるが、予は其元の嚴島に有らん、廣田夷は上方夷の根元ならん」と云はる、是又何を根據としての論が不明なれど誣言なり、西宮夷三郎殿は決して上方に限らず全國の山間、海濱を問はず、至る所に祭られて有り、上にも毎度云ひし如く、薩南絶海の孤島にすら平安期に祭られて有り、源平盛衰

記成經、康頼、俊寛の流されて硫黄島に在りし事を云へる條に、彼島人の言とて

此棲より五十町を去りて一つの離島あり、峯高く谷深し、其名を蠻岳といふ、

彼岳には夷三郎殿と申す神を祀ひ奉りて岩殿と名付たり云云、康頼答けるは况や此島は扶桑神國の中なり、夷三郎殿もなごが住給はざらん云々。

こ記せり、夷三郎殿と云ふ語は西宮の専有なり、絶海孤島の夷三郎殿は、西宮夷神なり又遠き時代には有らねど關東は云ふに及ばず九州に迄、正しく西宮夷として祭られし神社は往々有り、三國神社傳記及倭文麻環に其證あり、近日余は社中の日記を繰返し見つ、有りける折、不圖目に着きしは寶曆十二年二月、安藝國豊田郡大長村神職越智相摸守が、同郡齋島に我夷神を勸請し、及明和二年十二月同國同郡御手洗の庄屋某が同島に同神を勸請に付て、御靈代と證書を添へて授與せし事を共に記し、條あり、嚴島の御膝元なる齋島や御手洗にすら斯の如し、是等は古き時代には有らねど、尚調へなば屢有るべし、これを以て西宮は上方夷の根元のみならず所以を知る可し、又同氏は仲資王記建久五年西宮夷宮震動云云、安藝宮

島先年此事有る由申云云と有る條を、先例を嚴島に求め居れりと云はれたれど、仲資王記は嚴島とは有れど嚴島夷とは無し、故に嚴島の本宮を指したるものご見る可きなり、是又附會に過ぐるならずや、是を以て余は地名辭書に西宮夷は嚴島より移るにやごいひ、長沼氏が嚴島ぞ元なるべきと云はれたるには大に反對を唱ふるものなり、喜田貞吉博士も福神號に長沼氏の説を駁して居らるゝなり、吉田長沼二氏の根柢にせらるゝは例の仁安の記録を以てせらるれども、西宮夷社の事は上記の如く夫よりも以前の書に明白に記載あるにあらずや、是は却て逆に論ずべきものと余は言はんごす、故に清盛が安藝守として嚴島を修理せし際に、新に西宮を移しゝものに有らざりしか、清盛兵庫津を修め、音戸の瀬戸を通し内海の航路に意を用ゐる事甚多し、此際海の神として、又武神として、夷神を其緣故深き武庫の地より、崇敬せる嚴島神社の改修に際して勸請せられん事は有り得べき事に屬す、况や普通ならざる沖夷神、荒夷神、門客人神の名の彼是一致して、而も西宮夷神隆昌の其以前に於て十分見認らるゝ證據あるをや。

二百九

二百十

余は明治廿八年と三十八年と兩度嚴島に參詣せしも唯漫然と參拜の爲の旅行にて何等研究を試みしにあらず、今度は去十一月時に參拜せし爲に、本宮は勿論荒胡子社、門客人社、其他の實地を具に拜見する事を得たるが、扱神域の規模の壯且麗にして、殊に風光の奇勝なる、本邦神社多しと雖も流石に無類の構造にて、世界に對して實に誇るに足るべし、今更の如くに驚歎しけり、研究の要領も野坂君の厚意に據りて略得る所あり、就て他の末社の夷社も彼是散在せるを拜見せしが、茲に最奇として感じたるは夷神の數の多き件なり、書類の上にて粗承知は爲し居たれど、算へ來れば其數實に廿社となる勘定なり、先荒胡子社を始め、本宮の前なる門客人社二社、留主口蛭子、小浦蛭子、中の町蛭子、(小浦中の町二社は先年荒胡子社に合併)長濱蛭子、綱野浦蛭子、之に加ふるに七浦の七蛭子、外に外宮と稱する地御前の社内なる蛭子社、(此社は甚古し仁治の記に戎寶殿とあり)速田神社内の蛭子社あり、平良の地主にも末社蛭子あり、又大頭大明神内にもあり、地御前以下四社(道芝の記に據る)は皆島外なる對岸の佐伯郡に在るなり、古く嚴

島本宮に屬する社にして、蛭子神社は洵に嚴島の何所の地にも祭られて居らるゝ  
情況なり、是は抑々何の故ぞや。

爰に嚴島の夷神に參拜し、實況を察して甚だ感ずる所の三つの不審あり、荒胡子  
社の祭神の素盞鳴神となれるは甚意外にて、是不審の一なり、本宮の正面の齋廊  
の際なる樂房に並びて左右に門客人社二社あり、之は俗に沖惠美須と稱して祭神  
は豊磐間戸神櫛磐間戸神なり、是不審の二なり、俚語の「浦は七浦七夷」の七浦の  
神社は夷神なる可きに名に反して三筒男神、三少童神と靈鴨神の七社なり、是不  
審の三なり、何れも餘りに意外なれば之には必ず理由の存する所あらん、然れど  
も余に考按あり、徳川初期以後に世間往々蛭兒又は夷神の名稱を解しかねて、之  
を有らぬ方に取なして、夷神は事代主神なり、など言嘩し、時代に當りて、此嚴  
島にも別に説を立て、古き江比須社を他の例にも隨はず獨荒胡子の文字を用ゐ  
て、祭神を素盞鳴神なりとなし、又門客人神は御門の神とす、又七浦七夷も俚語  
の如く古き時代には夷神に相違無かりけんを、崇敬者が七浦を順拜するに當り、

二百十一

二百十二

時代の推移に連れて七浦残らず夷神にては參拜者の意向の如何を推量し、住吉神、  
少童神、鴨神と改めしにはあらか又天保年間の嚴島圖會は七浦祭神を右の住吉  
神少童神等と記したれど、其以前なる元祿の嚴島道芝の記には、島回の次第を細  
密に掲げながら何故にか祭神を悉く記さず、又浦は七浦七夷とは古き口占と思は  
れ、始はよも他の神を祭りて夷とは云ふまじきなり、疑はざるを得ざるなり、  
かく表面は改まりぬれども、さすがに久しく言ひ慣れたる夷神の名は消滅する事  
なく、世人の口には正直に昔の儘に残りて、忘れず言ひ傳ふる事はめでたし、余  
は嚴島の土地の事情に暗く、接する事も亦密ならざれば、充分に徹底する迄の確  
信に乏しけれど、流布の書籍と二三識者の教を聞きて妄評を試みしなり。

儲思ふに、嚴島の祭神は市杵島姫神を始め三女神に座し、宗像神と御同様にて、  
何れも海に深き御縁座すなり、夷神が既にも云ふ如く早き時代には「蛭兒とは西  
宮夷三郎殿是也、此御神は海を領し給ふ」と有れば、仁安頃は世間は全く海の神、  
軍の神として崇敬せしなり、されば嚴島に祭らるゝ由縁も全く海の神又は軍の神

として清盛が經營せしに有らじか、尤清盛の時代には既に西宮夷社は諸書に見えて世の信仰の集れる隆昌時代なり、清盛が福原や嚴島に通ふ折には、攝津大川尻の寺江山莊に宿泊し、西宮社前を過ぎ、又は社前の海路を通ひしなり、清盛夷神を信仰せしか否かは素より知る可からざれど、信仰の集れる神なり、殊に時が時なれば島内に祭れりとしても大に有り得べき事と思ふ。

因に云ふ、頃日ふと珍らしき事に遭遇す、曾て拙著老の思ひ出を京都の知人に贈りたりし事有りしが、其書を借覽せし在京都の英國人「リチャード・ホンソンビ」博士が、昭和八年六月其の知人の紹介にて特に拙宅に來られぬ、彼の老の思ひ出の記事に就て面會を求められしが、折しも自分は風邪にて引籠り居たれば愚息太郎代りて面會す、博士は目下我皇室の御上を頻に研究し、延て神社にも及ぼされ、廣田神社御祭神の事とも質問に應じたりしよしなるが、其會話中の一節を後に傳聞するに、蛭兒神の和田岬神幸の事に及びて、博士の説に遠路海上を和田岬に行はれし事は稀有の盛儀にて、思ふに清盛が福原遷都の時分に兵庫港繫繫策

二百十三

二百十四

の一として特に神幸を始めさせしならんとの説なりしよし、余思ふに此説大に聞く可し、清盛は曩に安藝國音戸の瀬戸を開鑿し、又兵庫築島經營などの難事業を興し、は有名の件にて、築島寺及八棟寺等の伽藍を建立し、續きて福原遷都を取行せり、恰も此時分は西宮蛭兒神は隆昌時代にて、大に世の信仰厚かりしかば、兵庫年中行事の一機關として神幸を和田岬に迄行はせなごせん事は或之無しとはせられざらん、捨がたき一説と言ふべし、元より何等一の證據有るに有らざれど、當時の形勢を察しての推考のみ、リチャート博士茲に考を及ぼされたるは流石に神社を研究せらるゝ一見識と云ふべし、氏は甚日本通にて、衣服は皆和装にて流暢なる日本語を以て會話し、書翰亦普通日本字を用ひ、全くの日本人と異らず、珍らしき先生なり、此章は後の出來事なれども偶々印刷挿入の機會を得たれば追加之置く、福原遷都の當年、即治承四年には西宮大神、兵庫和田岬へ神幸の行事有りたり、山槐記同年八月廿二日の條に

廿二日申終剋着大物羞饌、日沒程乘輿、於武庫河邊臨暗、水深雜人步渡及胸、

昇据興於渡船渡河、戊刻着西宮宿所、今日神輿令出輪田御崎給、亥刻許還御本

宮云云(附云此八月廿二日の例祭は今尚同日に行ふ三十  
年前より一ヶ月を送りて九月廿二日に行はる)

とあり、而して海を領する神徳は隨ひて漁業を守る神となるは自然にして、次には市に於ても亦商賈が利を願ふ事となるべし、然れば漁業家、商業家の自然に尊崇する勢ひに及ぶ事は將に然るべき道筋なり、長き年代には宣傳の巧者も世の馴致も有りたる可ければ、漁業家は海濱に、商賈は市場に、夫々夷神を祭りて繁榮を祈りしなり、世に夷棚と云ひて家々に祭らざるは無かりし時代も有りたれば、嚴島には繁榮の策として是等信仰の徒を迎へん爲に漸次島内の各地に夷神を増加せしならん、又嚴島の市は古來世に名高くて、殊に長崎の商人來り舶來品の貿易も盛に行はれしよしなれば、近國の大市場なりしなり、上に云へる聖徳太子蛭兒神に誓ふて市を教へしなごの事は暫措きて、實際市場には夷神を祭りし事は古き習慣なり、攝津住吉神社も寶の市あり、今も尚市戎は境内に嚴然鎮座せらるゝなり、嚴島も之と同様に夷神は祭られしものと思ふ、又一地方に數多の夷神を祭ら

二百十五

二百十六

るゝは尤も珍らしき現象なれど九州太宰府、佐賀、又は大川町には其市内に數十所の夷神社あり、嚴島の二十社は決して奇と云ふ可からず、而して夷神の夷の文字を嚴島にても様々に用ゐたるが如し、江比須、次に夷、惠美須、胡子、蛭子、なごあれども結局同じ意なる事は何地も一般なり、然して此社にも事代主とせし蛭子社あり、是は嚴島に限らざれば強ひても云はず、仁安の始は江比須、仁治には戎とありて當昔より夷神なり、假令異論は有りとも夷神は昔より夷神なり、夷神として何所迄も存せしむ可し、併し夷神は西宮の蛭兒神なる事は諄々解きたり、夷に蛭子の文字を充てながら蛭子ニビスと讀みて尚蛭子ヒルコなる事を曉らざるは抑何事ぞ、藝備國郡志は荒胡子の祠は恐らく蛭兒神を祭るもの乎と云へるならずや。

昭和三年二月に「老の思ひ出」を上梓して五十餘年奉仕した西宮神社の回顧に筆を起し、次で地方の故事を丹念に記し、私ごもをして懐舊の情に堪へざらしめた父は更に加餐を續けた。其の内に約六十年の伉儷たりし老妻即ち我母は臥床五年の病苦を蟬脱して幽明境を異にしたのであつた。此の凶事か父にいかの影響するであらうかを頻りに危んだが幸にして今年八十三歳の老を保ちつゝも矍鑠たる状態である。尤も耳は稍聾して家族共との會話に少し不自由を感ずるのであるが、生來几帳面にして凝り性の父は、和歌の道を聴きに來られる數多い男女の弟子達と高聲に文事を談じ、或は日毎成人する孫等を相手に平和な日を送る傍、文机に凭つて何がな研究筆録することを娛しみさせられた。また船車の便がありとはいへ、近年は富士五湖を見丹波北桑田に山國の御陵を拜したり、嚴島に夷神の史實を調べたり、更に昨年六月の如きは女婿を携へて十餘日間九州を旅し薩南に神代三陵を伏し拜んで宿願を遂げるといふ程の健かさである。

さて本書は其名の如く西宮神社の主神たる蛭見大神に關する考叢で、明治二十三年に「磐櫂樟船」三巻を著はした後引續き今日に至るまで心にかけてゐた研究の乘積である。蓋し父の畢生の事業といつてよいものであらう。舊著「磐櫂樟船」の成稿は丁度私の生れた年である。その私でさへ同じ大神に仕へて本年は二十五年目になり馬齡早や知命に垂んとする仕末を思ふと些か長い研究といはざるを得ないと同時に無量の感慨の胸中に徂徠するものがある。

夷神に關する既往の研究は必ずしも尠くはない。然し享保十二年西宮の人田中信謹が廣西兩宮記を著作し産土の神の研究に従事し單行の成書となしたのか纏つたもの、嚆矢であつた。爾來明治、大正に亘り内田銀藏博士、長沼賢海氏、喜田貞吉博士、中山太郎氏等がそれ／＼考説を發表し、最近には神祇伯白川家の記録研究よりして猶多少の考察を加へらるべきことも生じてゐる。父の研究成果は此間に伍し果して如何なる地位を與へらるべきものであらうか。

私は襁褓の間より、我大神の恩頼に光被し、庭訓の厚きに浴し、家學を承けて猶



今後の研究に俟つこと多きを期待すると同時に、驚鈍を盡してこれに應ふるの道を講ぜねばならぬことを考へると甚忸泥たるを覺えるのである。父の考説は稿成ると共に大正八年四月から兵庫縣神職會の雜誌「兵庫神祇」に十數回に亘つて連載し大方の一祭に供したのであつた。其後或は増補或は訂正を加へ、漸く茲に剞劂の業を終ることゝなつたのである。

一方私は父の命により今年春淺い頃、京都稻荷山に神職界の耆宿高山宮司をお訪ねして高序を請ひ、聽て贈られたる一文を巻頭に掲ぐることを得たのは光榮とする所である。長年間に亘る考按の間大方の篤學や内外の知音諸氏より受けた學恩並に種々の便宜に對しては厚く御禮を申上げる。父の文章蒼古枯淡、現代の方々に稍硬くるしさを感ぜしむるかを惧れるが、これは時流の致す已むを得なさと偏に寛容を願ふ次第である。

茲に蛇足一篇を添へて跋とする。

昭和十年八月末つ方  
みあらかの千本を仰ぎつゝ、

吉 井 太 郎

昭和十年九月二十日印刷 (非賣品)  
昭和十年十月一日發行

兵庫縣西宮市社家町十番地

著作者兼 發行者 吉 井 良 秀

大阪市東區大手通二丁目一番地

印刷者 喜 田 壽 次

大阪市東區大手通二丁目一番地

印刷所 弘文社印刷所